（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年5月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
1		案分率	50%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

案分率

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年04月20日
御契約日　2020年05月06日

1ページ

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
19265	19265			17972	17972

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	127.39		

口座振替のお知らせ　休日の場合は翌営業日となります。
振替日　05月06日

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
04 06	入金（自動振替）				19265
03 28	レギュラー	0001	347	1440	500
04 01	レギュラー	0001	2641	1410	3724
04 05	レギュラー	0001	3591	1410	5063
04 09	レギュラー	0001	3140	1410	4427
04 17	レギュラー	0001	3020	1410	4258
				##合　計##	17972
				（内消費税）	（1633）
				（税率10%合計）	（17972）

＊：軽減税率対象

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

13	[redacted]			
14				
15				
16				
17	02-05-07 .ガス	*17,972	燃料費	
18				

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年5月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

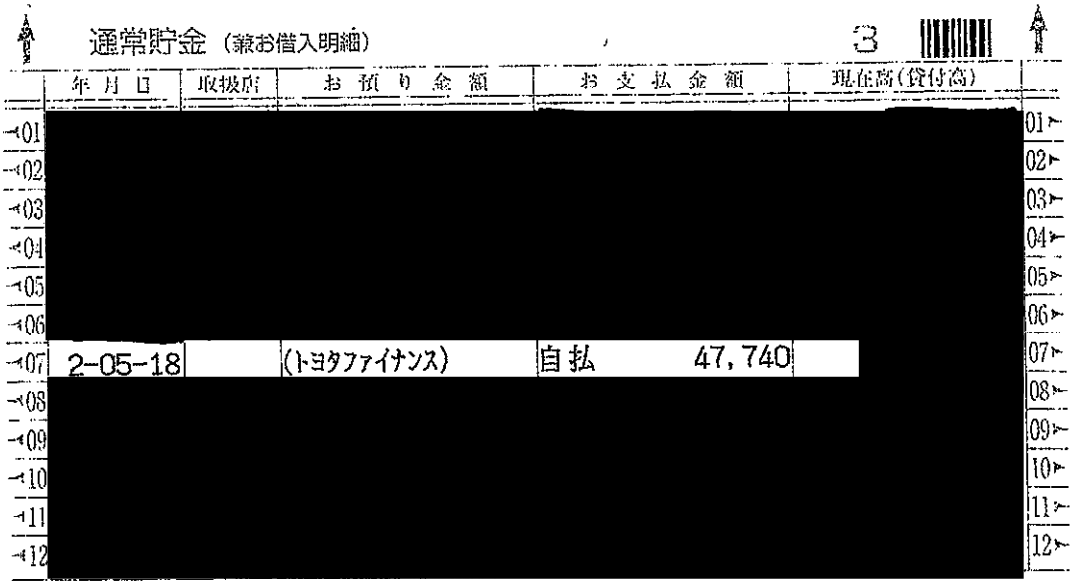

通常貯金（兼お借入明細）　3

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
[redacted]				
2-05-18		(トヨタファイナンス)	自払　47,740	
[redacted]				

自動車リース代

自動車リース注文書

お客様控

LB001R

株式会社 トヨタレンタリース兵庫 御中

平成 31年 1月18日 商談No 100073571-01
部署名 リース第2課
担当スタッフ [redacted]

下記の通り注文致します。

車両明細	車名	シエンタHVG	
	型式	NHP170G-MWXQB	台数 1台
	年式	28 年式	塗色 エアーイエロー (5B6)
			内装色 ファブリック(Gヨウ)/フロマージュ (FA00)
付属品 特別仕様			

リース期間	24ヵ月 (予定期間31年 4月～33年 3月)
リース料	43,400 円
消費税	3,472 円
支払月額(台当り)	46,872 円

※消費税は税率 8.00%にて計算しております。

支払期日	別途契約書にてご案内
前払金	円 平成 年 月 日支払 充当方法 第 回 円 第 回～第 回 各 円 第 回～第 回 各 円
保証金	円 平成 年 月 日支払
下取車	車名 型式 年式 登録No. 車検期限

引渡予定日	
引渡場所	
担当ショップ	ネッツトヨタゾナ神戸 株式会社 北神店

注文主	コード	5014084000
	住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3－54－1
	名称	関口 正人
請求先	コード	5014084000 末日締、 日必着、翌月 、17[redacted]
	住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3－54－1
	名称	関口 正人
	方法	1. 毎月 2. 一括 3. ( )
	支払方法	[redacted]
使用先	コード	5014084000
	住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3－54－1
	名称	関口 正人
点検先	コード	5014084000
	住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3－54－1
	名称	関口 正人
連帯保証人	住所	〒 電話番号
	名称	
	住所	〒 電話番号
	名称	

契約走行距離	2,000 km/月	超過走行料	円/km
残価の精算	しない (予定残価 ********** 円)		

リース料に含まれる項目 ○含まれる ×含まれない

×	登録納車費用
×	自動車取得税
○	自動車重量税
○	自動車賠償責任保険
○	自動車税
×	道路関連サービス
×	任意保険
○	車検(定期点検整備及び継続検査)
○	法定定期点検整備
○	プロケア10
○	一般修理

×	事故修理(車両保険付保時)
○	オイル交換
○	バッテリー 2個まで
○	タイヤ交換 ラジアル 4本まで / スタッドレス 4本まで
×	代車 車検 × 法点 × / 事故 × 一般 ×

特約事項

神戸 531は5611
リース会計基準判定：オペレーティングリース
任意保険はご使用者負担に於いて別途加入して頂きます。

任意保険内容	保険会社	**********	
	保険種類	**********	
	対人	******百万円	
	対物	******百万円 自己負担額 ***万円	
	人身傷	1名 ******百万円 1事故 ******百万円	

フリート/年齢	**********
割引割増	***%
車両 自己負担額 **万円	1年目******万円 2年目******万円 3年目******万円 4年目******万円 5年目******万円 6年目******万円 7年目******万円 8年目******万円

請求予定表

LB081R

発行日31年 1月21日　　1ページ

〒669-1321
兵庫県三田市けやき台３－５４－１

関口　正人　様

5014084000

株式会社トヨタレンタリース兵庫
〒653-0016
神戸市長田区北町２丁目[illegible]地
電話番号 078-576-6155
リース第２課
担当 [redacted]

契約Ｎｏ	0678296	車名	ｼｴﾝﾀHV G
契約期間	31年 4月 8日～33年 4月 7日	登録Ｎｏ	神戸　531は5611

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	31. 4	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 3.31	31. 4.17
2	31. 5	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 4.30	31. 5.17
3	31. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 5.31	31. 6.17
4	31. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 6.30	31. 7.17
5	31. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 7.31	31. 8.17
6	31. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 8.31	31. 9.17
7	31.10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 9.30	31.10.17
8	31.11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31.10.31	31.11.17
9	31.12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31.11.30	31.12.17
10	32. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31.12.31	32. 1.17
11	32. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 1.31	32. 2.17
12	32. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 2.29	32. 3.17
13	32. 4	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 3.31	32. 4.17
14	32. 5	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 4.30	32. 5.17
15	32. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 5.31	32. 6.17
16	32. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 6.30	32. 7.17
17	32. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 7.31	32. 8.17
18	32. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 8.31	32. 9.17
19	32.10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 9.30	32.10.17
20	32.11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32.10.31	32.11.17
21	32.12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32.11.30	32.12.17
22	33. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32.12.31	33. 1.17
23	33. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 1.31	33. 2.17
24	33. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 2.28	33. 3.17

リース代	1,041,600 円
消費税額	83,328 円
お支払総額	1,124,928 円
前払金	93,744 円
お支払期日	31. 4.30
充当方法	第　回　　円
	第1回～第2回　46,872 円
	第　回～第　回　　円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	[redacted]
支店名	
口座種別	
口座番号	

＊消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

5014084000

約　款

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
   a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
   b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
   c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的：

	提供内容	提供先	提供先の利用目的
①	契約締結日、車名・色・形式等自動車に係わる情報および甲の氏名・住所・電話番号など、表面記載の個人情報（以下、表面記載の個人情報という）および、将来、乙が把握する表面記載の個人情報の変更情報	トヨタ自動車株式会社	甲に、商品・サービス等に関するご案内あるいは本契約の内容やメンテナンス等の履行状況等についてトヨタ自動車株式会社が運営するリースWebシステムを通じて情報提供を行うこと
②		トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社と情報提供契約を締結した者	甲に、商品の企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討の参考にする目的で、自動車をリースした動機などあるいは乙のお客様対応などについてアンケート調査を実施すること
③		トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社とトヨタレンタリースフランチャイズ契約を締結した者	リース契約締結の円滑化等、お客様に満足いただくための施策立案およびフランチャイズ全体としての体制整備
④		乙が損害保険代理店委託を受けている損害保険会社	甲に対しての、各種損害保険の募集および加入に関すること
[illegible]		トヨタファイナンス株式会社	与信判断および与信後の管理のため
⑥	表面記載の個人情報およびリース契約締結・下取車両・当該注文と同時に行われた他用品等注文取扱車両の自動車検査証情報	トヨタ自動車株式会社	フランチャイザーとして、リース状況等を確認のうえお客様の要望に応じた有効なフランチャイズ施策を展開すること
⑦		トヨタ販売店他自動車販売・整備事業者	自動車の登録・下取、各種登録手続き、定期点検の案内・実施
⑧		使用済車の引取事業者	使用済車の引取・処理手続き
⑨	表面記載の個人情報および自動車登録情報（将来、乙およびトヨタ販売店がサービス入庫等を通して把握する表面記載の個人情報および登録情報の変更情報を含む）	トヨタ自動車株式会社および甲が、今後サービス入庫等するトヨタ販売店	甲に、市場処置案内を行うこと 甲が、サービス入庫する時、車両入庫する時等に、迅速、的確な受付対応をすること

4. 乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
   URL http://www.toyota.co.jp/rent/

【リース契約条項】

第1条（リース契約）
貸渡人（以下、乙という）は表記(1)記載の自動車（以下、自動車という）を借受人（以下、甲という）にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。
3. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします。
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。

第2条（自動車の引渡）
乙は、自らまたは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、装備・外観その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ自動車の引渡を受けるものとします。
3. 天変地異等、乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、乙は責を負わないものとします。
4. 甲が正当な理由なく自動車の引渡を受けることを拒みまたは甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことが出来ない場合は、乙は、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとし、この場合、第22条第2項または第3項を準用します。

第3条（自動車の使用・保管）
甲は、善良な管理者の注意をもって、表記(1)記載の場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。
2. 甲は、乙または乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立入りまたは説明、資料の提供等の申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
4. 甲は、自動車について、第13条により乙が整備を実施する場合を除き、自らの責任と負担において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備のほか、自動車製造会社の定める取扱説明書およびメンテナンスノートの指示に基づき点検整備を行うものとし、自動車の価値を著しく減耗させないよう管理するものとします。
5. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。

第4条（リース期間）
リース期間は表記(2)記載の期間とします。

第5条（リース料および支払方法等）
自動車のリース料およびこのリース料に対する消費税（以下、リース支払額という）は表記(3)記載のとおりとします。
2. 甲は乙に対し表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に、表記(7)の方法で支払うものとします。
3. 甲がリース期間中において自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間があるとき、または第13条のメンテナンス、第14条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更・減免・返還・猶予等を乙に一切請求しないものとします。

第6条（前払金）
甲は乙に対し表記(5)記載のとおり前払金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 前項の前払金は無利息とし、表記(5)に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第7条（保証金）
甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第8条（自動車の登録）
甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議ないものとします。
2. 乙において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲は予め承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続を行うことを予め承諾します。また、これらの手続に関連して甲にて対応が必要な事項がある場合には、これに協力するものとします。

第9条（禁止行為等）
甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して有する債権とを相殺出来ないものとします。
2. 甲は、自動車を第三者に譲渡する、転貸する、または担保に差入れる等、乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
3. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出してはならないものとします。
4. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
①自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の原状を変更すること
②自動車検査証の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。
5. 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または貼付した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。

第10条（通知、報告事項）
甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければなりません。
①甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他経営に重要な変更をしたとき。
②第20条2号の事由が生じたとき。
③甲または連帯保証人について、第20条3号に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき。
④自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき。
2. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。

第11条（保険契約の締結）
乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写を甲に交付します。ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は乙の求めがあった場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします。
3. 第1項および第2項の保険契約により補填されない損害については、すべて甲が負担するものとします。
4. 第1項および第2項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、甲が負うものとします。
5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に引渡すものとします。
6. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第12条（自動車の瑕疵）
自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。
2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします。

第13条（メンテナンスサービス）
甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、車検（定期点検整備および継続検査）および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合には、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備を併せて受けるものとします。
2. 甲は表記(8)以外の整備・修理を受ける場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで整備・修理を受けるものとします。
3. 次の場合の修理費等はリース料に含まれず、別途甲が負担するものとします。
①表記(8)において記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用。
②甲が第3条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失に起因する自動車の修理に要する費用（甲に過失のない自動車事故に起因する自動車の修理に要する費用もここに含まれるものとします）。
③第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用（保険免責・保険対象外および保険超過費用）。
④甲が乙の承諾なしに全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
⑤車両本体以外の架装品（パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン等）の修理等の費用。
⑥天変地異、盗難、悪戯等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用。
⑦経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。
⑧自動車の品質・機能に影響がない現象の修理に要する費用。
4. 甲が表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるとき、または第14条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
5. 第20条第1項各号の事由が生じたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があっても乙は整備・修理および代車提供を拒むことができるものとします。
6. 甲は、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が車検（定期点検整備および継続検査）等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認する為に、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。また、インターネット照会の結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各都道府県警察に対しのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署または押印するものとします。
7. 放置違反金の滞納等に起因して車検（定期点検整備および継続検査）が遅延または不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担するものとします。
8. 放置違反金の滞納等に起因して車検（定期点検整備および継続検査）が遅延または不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けていても、当初の予定通りに返還するものとします。

甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。

a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。

b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。

c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。

甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の財務資料等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。

甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的：

	提供内容	提供先	提供先の利用目的
①	[illegible]、住所・電話・[illegible]および甲の氏名・住所・電話番号など、[illegible]	トヨタ自動車株式会社	甲に、商品・サービス等に関するご説明あるいは[illegible]メンテナンス等の[illegible]についてトヨタ自動車株式会社が[illegible]するリース[illegible]システムを通じて[illegible]すること
②	および、将来、乙が[illegible]の個人情報の[illegible]	トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社と[illegible]した者	甲に、[illegible]の企画・開発あるいは[illegible]の[illegible]の[illegible]する目的で、自動車をリースした動機などあるいは乙の[illegible]などについてアンケート調査を実施すること
③		トヨタ自動車株式会社およびトヨタ[illegible]とトヨタレンタリースフランチャイズ[illegible]	リース契約[illegible]、お客様に[illegible]およびフランチャイズ[illegible]としての[illegible]
④		[illegible]	甲に対しての、[illegible]および[illegible]すること
⑤		トヨタファイナンス株式会社	与信判断および与信後の管理のため
⑥	[illegible]の個人情報およびリース契約[illegible]に行われた[illegible]	トヨタ自動車株式会社	フランチャイザーとして、リース[illegible]フランチャイズ[illegible]すること
⑦		トヨタ[illegible]	[illegible]
⑧		[illegible]	[illegible]
⑨	[illegible]サービス[illegible]	トヨタ自動車株式会社および甲が、今後サービス入庫[illegible]	甲に、[illegible]サービス入庫する[illegible]すること

乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表しています。

URL http://www.toyota.co.jp/rent/

リース契約条項

第1条（リース契約）

貸渡人（以下、乙という）は表記(1)記載の自動車（以下、自動車という）を借受人（以下、甲という）にリースし、甲はこれを借受けます。

2. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。

3. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします。

4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。

第2条（自動車の引渡）

[illegible]

第3条（自動車の使用・保管）

[illegible]

第4条（リース期間）

[illegible]

第5条（リース料および支払方法等）

[illegible]

第6条（前払金）

[illegible]

第7条（保証金）

[illegible]

第8条（自動車の登録）

[illegible]

第9条（禁止行為等）

[illegible]

第10条（通知・届出義務）

[illegible]

③甲または連帯保証人について、第20条3項に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき。

④自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき。

2. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事故の状況を説明し、[illegible]その他乙の指定する関係書類などに提供します。

第11条（保険契約の締結）

乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし保険料は乙が負担し、その写を甲に交付します。ただし、[illegible]保険については乙を被保険者とします。

2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は乙の求めがあった場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします。

3. 第1項および第2項の保険契約により填補されない損害については、すべて甲が負担するものとします。

4. 第1項および第2項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、甲が負うものとします。

5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に[illegible]するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、[illegible]した金額を直ちに乙に引渡すものとします。

6. 保険契約[illegible]に関する取扱いは、保険会社の約款・[illegible]に従うものとします。

第12条（自動車の瑕疵）

自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責を負わないものとします。

2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し[illegible]の履行を請求するものとします。

第13条（メンテナンスサービス）

甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで[illegible]

[illegible]

第14条（代車）

[illegible]

第15条（事故処理）

[illegible]

第16条（損害賠償）

[illegible]

第17条

[illegible]

第18条（権利の移転等）

[illegible]

第19条

[illegible]

第20条

[illegible]

第21条

[illegible]

第22条

[illegible]

第23条

[illegible]

第24条

[illegible]

第25条

[illegible]

第26条

[illegible]

第27条

[illegible]

第28条

[illegible]

第29条

[illegible]

第30条

[illegible]

第31条

[illegible]

第32条

[illegible]

第33条（乙の通知あるいは意思表示）

[illegible]

第34条

[illegible]

第35条

[illegible]

第36条

[illegible]

第14条（代車）
乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有事業者（以下、レンタカー所有事業者）が定める貸渡約款に従うものとします。但し、乙の責に帰さない事由によって、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とします。
2. 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同等の取扱をするものとします。
3. 甲が第1項に従い提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害をおよぼしたときは、甲は乙およびレンタカー所有事業者に対し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任と負担において解決するものとします。
4. 甲は、代車借受中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。レンタカー所有事業者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。
5. 甲は、代車が警察より移動された場合には、レンタカー所有事業者が自らの判断により、代車を警察から引取る場合があることを異議なく承諾するものとします。
6. 甲が代車借受中に違法駐車をしたことにより、レンタカー所有事業者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合または代車の引取に要した費用その他の損害等を負担した場合には、甲はレンタカー所有事業者に対して放置違反金相当額およびレンタカー所有事業者が負担した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとします。

第15条（事故処理）
甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。
①法令および保険約款に定められた処置をとること。
②事故に関して不利益な協定をしないこと。
③証拠の保全をすること。
2. 甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申立てないものとします。

第16条（損害賠償）
次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用（弁護士費用を含む）を乙に支払うものとします。
①甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害（盗難にあった自動車により引起こされた事故による人的または物的損害を含む）が発生した場合。
②甲が本契約に違反したことにより、乙に損害（乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む）が発生した場合。

第17条（自動車の滅失・毀損）
第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天変地異その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとします。
2. 甲は事故、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとします。
3. 甲は、第11条第5項により、乙が自動車の滅失・毀損に関し保険金を受領した場合、期限の到否にかかわらず、乙の受取金額を限度として甲の乙に対するどの債務に充当しても異議ないものとします。
4. 前項の場合において、乙が受領した保険金額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとします。

第18条（権利の移転等）
乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ます。
2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾します。

第19条（費用の変動および追加）
甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとします。
①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。
②法令により費用等が生じた場合。
2. 甲は、甲の申し出による自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとします。
3. 甲および乙は、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとします。

第20条（リース支払額前払い）
下記に掲げる事由の一が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。
①甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。
②自動車について著しい破損・滅失（天変地異等の不可抗力によるものを含む）、盗難、紛失、被害甚大の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
③甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。
イ. 手形・小切手（乙以外の第三者に対して振出したものを含む）を不渡りにしたとき。
ロ. 支払停止・公租公課の滞納または仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。
ハ. 特別清算・破産・民事再生・会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理（任意整理）に入ったとき。
ニ. 監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。
ホ. 事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。
ヘ. 解散の決議をしたとき。
ト. 後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。
チ. 死亡したとき。
リ. 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
④連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に応じないとき。
⑤甲が本契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
⑥甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。

第21条（自動車の預かり）
甲に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3号の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

第22条（約定による解除または解約）
乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとします。
2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。
3. 第1項により……し、第26条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一括して支払うものとします。

第23条（自動車の返還時の処置）
リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたときは、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けた自動車を自由に処分できるものとします。
2. 甲は自動車を第9条で乙に承諾したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回復しない場合には、乙は付加された物件を含めて自動車を引取ることができるものとします。なお、付加された物件については第5項による自動車の評価に含めるものとし、甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切しないものとします。
3. 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引揚げることができるものとします。
4. 甲は、下記に掲げる費用等があるときには、これを乙に支払うものとします。
①自動車の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日から自動車返還日までの間の第5条所定のリース支払額（1ヶ月未満は1ヶ月として計算）。
②返還された自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用。
5. 乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定またはその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとします。
6. 表記(14)において残価の精算をするとの記載がある場合は、乙は返還を受けた自動車について前項により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとします。
7. 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、第1項に基づき返還された自動車について、乙が抹消、移転または変更登録を申請出来るように、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更または事業廃止の申請等を行なうものとします。

第24条（契約走行距離等）
甲・乙双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に算定されたものであることを確認するものとします。
2. 自動車が返還されたとき、甲が表記(12)記載の契約走行距離に経過リース期間月数を乗じた距離を超えて自動車を運行していた場合には、甲は表記(12)記載の超過走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとします。

第25条（規定損害金等）
本契約が解約されたときは、甲は表記(15)記載の規定損害金および解約までに既に支払日が到来している未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければなりません。ただし、自動車が返還されたときは、第23条による評価額を、また第11条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとします。
2. 規定損害金の計算方法は次のとおりとします。
①（均等払いのとき）基本額－逓減月額×経過月数
②（不均等払いのとき）基本額－逓減基本額×経過リース料÷リース料総額
3. 前項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とし、経過リース料とは、リース期間開始の日からリース契約が解約された日までに発生したリース料とします。

第26条（権利保全）
乙が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より保全執行の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、甲は乙が支払った全ての費用を負担するものとします。

第27条（再リース）
甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲・乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとします。

第28条（遅延損害金）
甲が本契約に基づく債務（リース支払額債務、規定損害金支払債務等）の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第29条（連帯保証人）
連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務（第13条に基づき甲の負担する修理費等を含む）を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務履行の責を負うものとします。
2. 乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。
3. 連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払を請求されても異議ないものとします。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張および損害賠償の請求をしないものとします。
5. 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとします。

第30条（確約事項）
甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人（これらの役員および従業員を含む。以下、本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、反社会的勢力という。）ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを確約します。
2. 甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。
①詐術、暴力的行為または脅迫的言辞の使用等。
②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
③乙の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為等。
④乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第31条（特約事項）
表記(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

第32条（訴訟管轄）
甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・支店または営業所とすること、また、本契約に関する争いについては乙の本店所在地管轄の裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第33条（乙の通知あるいは意思表示）
乙が第22条の解除または解約の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約書記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に発信した場合に、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第34条（公正証書）
甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに強制執行を受けても異議はない旨の認諾条項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とします。

第35条（取立委任）
甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社（以下、丙という）またはその他の第三者に取立委任することを予め承諾するものとします。
2. 甲および連帯保証人は、取立委任の事実に関する通知が、乙に代わって丙またはその他の第三者から甲に対して行われることに予め同意します。

第36条（トヨタファイナンス株式会社への譲渡担保）
甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権を丙に譲渡担保に供することを予め承諾するものとします。
2. 甲および連帯保証人は、譲渡担保の事実に関する通知が、乙に代わって丙から甲に対して行われることに予め同意します。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年5月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3		案分率	案分率　97% それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。

☑ 振込金（兼振込手数料）受取書
☐ 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込日　和暦　年　月　日　0 2 0 5 2 0　（受付日　2 年 5 月 20 日）

お振込先　[redacted]　信金 銀行 信組 労金 農協 その他 [redacted]　[redacted] 支店

預金種目　普通 当座 貯蓄 その他 [redacted]　口座番号　[redacted]　金額　十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円　千 5 5 0 6 7 6

お受取人
セイ　ペンギンドウ
メイ　フジモトエツロウ
おなまえ　ペンギン堂　藤本悦郎　様
おところ　（おでんわ　079 － 552 － 2080）　丹波篠山市郡家 241－1

ご依頼人
セイ　セキグチ
メイ　マサヒト
おなまえ　関口正人　様
おところ　（おでんわ　079 － 565 － 5611）　三田市けやき台 3－54－1

振込手数料（消費税含む）　880

〈ご注意〉
○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
○記載された個人情報は、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。

会員　会員外

出納 6 2. 5. 20 200円

中兵庫信用金庫 [redacted]

S 2/2

御 請 求 書

No.

発行日
令和2年5月15日

ペンギン堂
〒669−2341
兵庫県篠山市郡家241−[redacted]
代 表 藤本悦郎
TEL079−552−2080
FAX079−552−1517

関口正人 様

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)

¥550,676

品 名	規 格	単 価	数 量	金 額	摘 要
関口レポート No.84	A3	9.6	35150 枚	337440	色上質中厚
ホームページ資料		5000	1	5000	
新聞折込代(三田市全域)		4.5	35150 枚	158175	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合 計				¥500,615	
消 費 税				¥50,061	
総 計				¥550,676	

備 考

御入金専用口座
口座名義人 ペンギン堂 藤本悦郎
口座番号 [redacted]

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	県政報告紙（関口正人レポート84号）の発行
活動概要	○発行日　令和2年5月15（金） ○発行部数　35,150 部 ○対象者　兵庫県民 ○配付方法　新聞折込　35,150 枚 ○内容　予算特別委員会での質問項目、質問内容 新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する補正予算について ★案分率：　政務活動の記事が全体の 97%を占めるため、按分率 97%を適用する。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
関口レポートNo.84、ホームページ資料、及び、新聞折込代	534,155	5-3	ペンギン堂 印刷@9.6 円×35,150 枚＝337,440 円 ホームページ資料　5,000 円 新聞折込代@4.5 円×35,100 枚＝158,175 円
合　計	534,155		

備考	＊添付書類：県政報告「関口正人レポート８４号」

兵庫県議会議員

せきぐち正人（まさひと）レポート

新緑号

No. 84

2020年５月

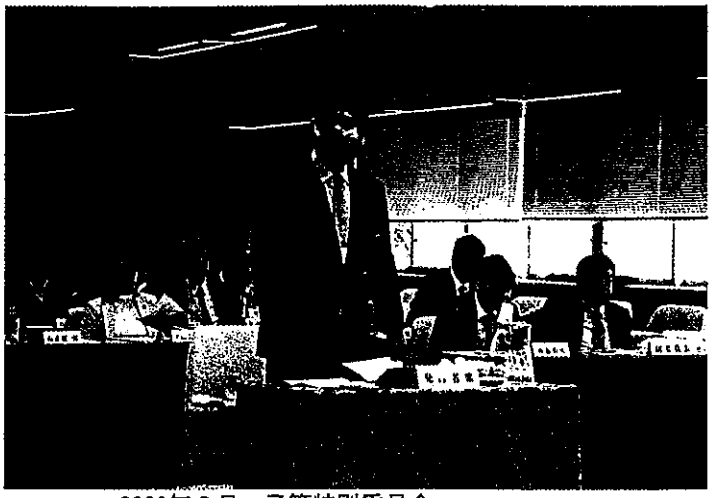

2020年３月　予算特別委員会

今年は春を迎えようという時期に新型コロナウイルスの感染が広がり、兵庫県においても緊急事態宣言が出されました。

学校が引き続き休みになるとともに、市民の皆様も外出を出来るだけ控えながら、一方それでも通勤等をしなければならない方々にとりましても、日々何とか暮らしておられることと思います。営業自粛、休業等に伴い、今後の生活に大きな不安を抱えておられる方も多いかと存じます。県では新型コロナウイルス対策の補正予算が成立しましたが、引き続き、皆様の生活を守るための対策が講じられるよう、県に対して強く働きかけてまいります。

また、３月議会では予算特別委員会において、部局別審査や総括審査の場で、さまざまな質問を行いました。部局別審査の質問項目は下記の通りですが、本レポートでは総括審査についてのみ、私の質問と県の答弁の一部について、ご報告させていただきました。詳細については、ぜひ県議会のホームページから私の質問に関する動画をご視聴いただければ幸いです。

新型コロナウイルスに対する対応は長期戦になることも予想されます。市民の皆様も大変な時期がこれからも続くかと思いますが、負けずに何とかお気持ちは明るく日々過ごされますよう、お祈り申し上げます。新型コロナウイルス対策に関するご意見等がございましたら、ぜひともお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

予算特別委員会（部局別）での質問項目

（企画県民部）
1．第二期兵庫県地域創生戦略について
2．女性の活躍推進について
3．阪神北地域のふれあいの祭典の開催について

（健康福祉部）
1．新型コロナウイルス対策について
2．フレイル予防について
3．介護サービス基盤の整備状況について
4．社会福祉法人における社会福祉充実計画と実績の状況について

（公安委員会）
1．犯罪被害者支援について
2．刑法犯の状況と対策について
3．ＤＶ対策について

（農政環境部）
1．主要農作物種子の安定供給の状況について
2．家庭農業について
3．楽農生活の推進について
4．兵庫県地球対策推進計画について

（県土整備部）
1．MaaSの導入推進について
2．空き家対策について
3．オールドニュータウン再生について

再生紙を使用しています。

●予算特別委員会（総括審査）での私の質問に対する主な回答は以下の通りです。

❶ 兵庫2030年の展望のリーディングプロジェクトについて

関　　口	知　　事
・県は兵庫2030年の展望の将来像実現に向け、リーディングプロジェクトを進めていくとしているが、この中にはイノベーションやテクノロジー、社会実験に取り組んでいくプロジェクトも含まれている。これらプロジェクトに対し、どのように事業者や製品・サービスを評価・選定し、その後、費用対効果等をどのように検証し、さらなる取り組みを展開していくかの判断をしていくのか。その過程でどのように県民や議会にその情報を開示していくのか。	・リーディングプロジェクトは10年先に開花するような、これまでにない社会システムを創り上げていく取り組みで、短期的な費用対効果ではなく、中期的な見地から進めていきたい。プロジェクト毎に部局横断のプロジェクトチームを設置し、絶えず検証を行い、社会の変化や技術の進歩も積極的に取り込んでプロジェクトの進化につなげる。進捗状況は全プロジェクトの前年度の成果と課題を分かり易くまとめて９月の県議会に報告するとともに、広く公表する。

❷ 人間中心のＡＩ社会原則について

関　　口	政策創生部長
・内閣府は平成31年３月に人間中心、教育・リテラシー、プライバシー確保、セキュリティ確保、公正競争確保、公平性、説明責任及び透明性、及び、イノベーションの７つの原則からなる、人間中心のＡＩ社会原則を発表した。県も今後、人間中心のＡＩ社会原則を順守の上、ＡＩに関するプロジェクトを進めていくべきと考えるが、所見を伺う。	・本県としても人間中心の取り組みを進めていかなければならないと考えており、昨年策定した「ひょうご・データ利活用プラン」では県民本位のスマート兵庫構築を目標に掲げている。ＡＩは人によるコントロールの下で適切に導入し、人は人間にしかできない創造的・対人的活動に能力をフルに発揮できる環境を整備し、多様で質の高い暮らしを実現していきたい。

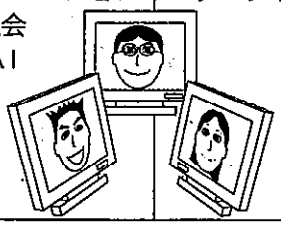

❸ 三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合について

関　　口	健康福祉部長
・現在、急性期医療の分野で三田市民病院と神戸市北区の済生会兵庫県病院との連携を進めるため、神戸市を交えた３者による会議が設けられ議論が進められているが、医療圏を超えたこの三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合も視野に入れた取り組みについて県はどのように考えているか。	・それぞれの地域医療構想調整会議における医療機関の自主的な取り組みを基本として、関係者の合意のもと医療機関の再編統合や病床再編などが行われるのであれば、国からの直接の助言等が行われる「重点支援区域」選定に向けた申請を行うほか、医療介護推進基金などを活用し、積極的に支援を行っていく。

❹ 地球アトリエ構想の推進について

関　　口	知　　事
・三田市在住で、世界的な美術家、新宮晋氏が温めてきた「地球アトリエ」構想の検討が進められているが、令和２年度の県の予算として挙げられており、私もこの構想が進展することを大いに期待している。そこで、この事業の計画内容と今後のスケジュールについて、ご説明願いたい。	・現在施設内容や運営計画の策定作業を進めており、展示棟やアトリエ棟などを整備し、観光客や芸術家が集う交流の場になるように取り組んでいく。将来的には宿泊施設の整備も視野に入れている。基本構想を早急にまとめ、令和２年度は建築設計を実施し、令和３年度からの工事着工を目指したい。

❺ 県立病院におけるアドバンス・ケア・プランニングの状況について

関　　口	病院事業管理者
・自らが望む人生の最終段階における医療・ケアを共有する取り組みを「アドバンスド・ケア・プランニング」と呼ぶが、この取り組みは特に終末期を迎えた患者や家族の皆さんにとって非常に重要であると考える。県立病院におけるアドバンス・ケア・プランニングの取り組み状況や課題、今後の対応について、所見を伺う。	・県立病院では多職種で構成する医療・ケアチームがアドバンス・ケア・プランニングを実施しており、救急搬送患者や認知症の患者など、本人の意思確認ができないケースにおいても、本人にとっての最善の治療方針をとることとしている。患者・家族が予後の見通しなどについて受容できないケースの場合は、国のガイドラインに基づき、慎重な対応に努めている。

❻ 気候変動について

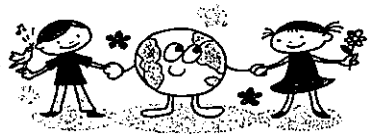

（1） 気候変動への取り組みについて

関　　口	知　　事
・気候変動は非常事態と呼ぶべき状況にあり、人類の生存や文明の崩壊にもつながる人類の直面する最大の課題だと考える。 ・このような状況において県内の企業や県民が行動のために気候変動の現状を改めて認識し、適切な危機感を持ってもらうために、県が気候変動非常事態宣言を出し、まずは2030年までの兵庫県温暖化対策推進計画の内容を拡充し、削減目標や施策の普及目標を最大限上方修正し、取り組みを強化することが、県の最重要課題だと考える。以上の点とスケジュールについて所見を伺う。	・これまでの想定を上回るスピードで待ったなしの気候変動が地球規模で起こっている。国はパリ協定のもとでの削減目標の再提出を見送ることになったが、県としては、地域としてリードしていくため、身近に迫る危機的状況とあわせて、2030年度の26.5％削減目標の強化と取り組みを明確にしていきたいと考えている。 ・そのため、2023年度に予定していた計画の見直しを、３カ年前倒しして、令和２年度中に行いたいと考えている。この場合には、非常事態宣言を含めて、県としての基本姿勢をしっかり示していくことにしたいと考えている。

（２）2050年までの気候変動に対応した長期戦略について

関　　口	環　境　部　長
・気候変動への対応としては、グリーンニューディール政策や人口減少を踏まえたエネルギー需要の徹底削減、エネルギー効率化、農業のあり方の見直し、森林の保存再生、地産地消の推進、食料ロスの削減、肉食の削減やライフスタイルの変革などあらゆる取り組みを進めるべきと考える。 ・県は長期において国が目標としている80％削減ではなく、すでに現時点で17の都道府県が表明している2050年CO_2ゼロを目指し、気候変動の長期戦略を早急に策定するべきと考えるが、その方針とスケジュールについて所見を伺いたい。	・再エネの地産地消、100％再エネへの転換、豊かな海の藻場・干潟等によって炭素を貯留するといった「ブルーカーボン」、水素還元製鉄技術による「ゼロカーボン・スチール」といった技術の展開、水素モビリティなど、エネルギー、地域・くらし、産業、運輸などのあらゆる分野において、県内企業や地域、県民の取り組み徹底や技術開発を促していく必要がある。 ・CO_2ゼロは地球規模の要請とも言うべき課題である。「低炭素」のステージを「脱炭素」に進める長期的な将来像、戦略を地球温暖化対策推進計画の見直しとあわせ令和２年度に検討していく。その中で取り組みとあわせて、ゴールを見据えていきたいと考えている。

（３）気候変動に対応した将来ビジョン策定について

関　　口	政策創生部長
・2050年の将来ビジョンが検討されているが、気候変動への対応は最大の課題であり、最も社会変革のインパクトが大きく、将来ビジョンの検討において欠かせないテーマであると考える。 ・今後、将来ビジョンの検討において、気候変動への対応をどのように議論し反映させ、気候変動の長期戦略との整合性を取る予定か、また、そのためにも適切な委員の選定が必要と考えるが、所見を伺いたい。 	・兵庫2030年の展望でも、11の将来像の１つに「環境先進地」を掲げ、次世代エネルギー社会の構築をめざしているが、こうした環境を重視する基本姿勢は新ビジョンにおいても変わりはない。来年度、本格化する新ビジョンの検討では、気候変動リスクを十分に理解し、大局的な視点で兵庫の未来を語れる識者の参画を求めていく。兵庫の持つポテンシャルを十分に生かし、脱炭素社会を先導する「環境先進地」兵庫の姿を、新ビジョンで意欲的に描いていきたい。

（４）気候変動に関する教育について

関　　口	教　　育　　長
・気候変動が危機的な非常事態とも言える状況において、学生や児童生徒に対し、気候変動の危機的状況とそれにどう対応すべきかについて教育していくべきと考える。これまでの環境教育という次元ではなく、今後、学校で実現可能な機会を最大限利用して、分かりやすい教材を準備し気候変動、気候危機に関する教育を進めていくことに対して、どのように考えているか。教育委員会の所見を伺いたい。	・本県では第３期ひょうご教育創造プランで掲げている「持続可能な社会の担い手を育成する環境教育」を進める中で、気候変動や環境保全等に対する人間の果たす責任と役割を理解させ、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に行動する力の育成を目指している。今後グローバル化が進展する中で、国内外での課題に自ら関心を持ち、その解決に向け探究し続ける力を育成する教育を進めていきたい。

●新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する補正予算について

兵庫県議会は４月24日に臨時本会議を開き、新型コロナウイルス感染症対策を強化するための**3916億円の補正予算案**を承認しました。主な内容は下記の通りです。詳細は県のホームページ等でご確認いただければ幸いです。

今後とも、検査体制の強化、入院病床の確保、人工呼吸器や防護具等の整備、軽症者・無症状の方に対する専用施設での対応、医療崩壊を避けるための方策、事業継続や生活に困っている方々への対策等について、強く県に求めてまいります。

１．感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実（121億７千万円）

(1) **マスク等衛生資材の確保と感染拡大防止対策の強化**（社会福祉施設等における感染拡大対策、就労系障害福祉サービス等の機能強化、学校における感染拡大防止対策等）

(2) **検査体制及び医療提供体制の強化**（ＰＣＲ検査の外部委託の実施、入院病床確保、人工呼吸器等の備品整備支援、無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応、臨時外来の設置、コールセンターの人員強化、保健所等の体制強化等）

(3) **情報発信や相談体制の充実**（心のケア支援、外出自粛要請の効果調査実施等）

(4) **学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備**（学習指導員の配置、ＳＮＳ悩み相談窓口の強化、県立芸術・文化施設等映像配信事業の実施等）

(5) **遠隔教育、テレワーク等の推進**（スクールサポーターの活用、県立学校等における遠隔授業環境の整備、新型コロナウイルス感染症対策に対応した在宅勤務環境の整備等）

２．地域産業・県民生活への支援（3767億７千万円）

(1) **企業等の事業継続支援**（休業要請事業者経営継続支援、無利子資金の創設等）

(2) **雇用の維持支援**（地域企業再起支援事業の実施、緊急雇用対策職業訓練事業の拡充、離職者生活安定資金融資制度の拡充等）

(3) **農林水産物の需要喚起・事業継続支援**（野菜価格安定対策、県産農産物の販売促進等）

(4) **生活に困っている世帯や個人への支援**（生活福祉資金の拡充、国民健康保険料の減免、住宅確保給付金の拡充、高校生等奨学給付金の拡充、高校の授業料の減免／軽減補助等）

(5) **税制措置等による支援**（徴収の猶予制度の特例設置等）

３．収束後における地域の元気づくり（27億円）

今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には

ぜひ、**せきぐち正人**まで、お気軽にご相談ください。

〒669-1321　三田市けやき台3-54-1

TEL 079-565-5611　FAX 079-565-4711

ホームページ：http://www.sanda-sekiguchi.com/　メールアドレス：info@sanda-sekiguchi.com

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年5月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

4

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
02-05-27	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記　号		番　号
*****		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N173		*96,400
[redacted]		残　高
		[redacted]
[redacted]		
送金料金　　*440円 振込予定日 02-05-27		
ｾｷｸﾞﾁ　ﾏｻﾋﾄ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

5月分	氏　　名	[redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	10:00	11:00		1:00			
2	土							
3	日							
4	月	10:00	12:00		2:00			
5	火	10:00	11:00		1:00			
6	水	10:00	11:00		1:00			
7	木	10:00	12:00		2:00			
8	金	10:00	11:00		1:00			
9	土							
10	日							
11	月	10:00	12:00		2:00			
12	火	10:00	11:00		1:00			
13	水	10:00	11:00		1:00			
14	木	10:00	12:00		2:00			
15	金	10:00	11:00		1:00			
16	土							
17	日							
18	月							
19	火	10:00	12:00		2:00			
20	水	10:00	11:00		1:00			
21	木	10:00	12:00		2:00			
22	金	10:00	11:00		1:00			
23	土							
24	日							
25	月	10:00	12:00		2:00			
26	火							
27	水							
28	木							
29	金							
30	土	17:00	19:00		2:00			
31	日							
計					(A)　25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [　時間　分]×単価[　円] ＝		円(B)
①' 月額の場合	支給額 ＝	100,000	円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額 ＝	0	円(C)
③ 総支給額	(B)＋(C) ＝	100,000	円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和2年5月 31日 氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(D)[100,000円]×案分率[50%]＝	50,000	円(F)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[　円]×案分率[　%]＝		円(G)
○ 政務活動費充当額の計	(F)＋(G) ＝	50,000	円

（添付様式８）

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日	
氏　　名		[redacted]	
現　住　所	[redacted]		
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和１年６月１日から　令和２年５月３１日まで		
雇用形態	正規職員　・　（パートタイム）　・　その他		
就業場所	三田市けやき台３丁目５４番１号 関口正人議員事務所、及び、自宅		
仕事内容	政務活動に係る補助　及び　関係書類の作成 その他議員活動に係る補助		
就業時間	月２５時間以内		
休　　日	週１日以上		
給与（賃金）	月額１００，０００円		
給与支払	毎月分を毎月末までに支払		
給与振込先	[redacted]		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和１年６月１日

雇 用 者　　兵庫県議会議員　関口正人　[redacted]

被雇用者　[redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年6月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
1		案分率	50%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

案分率

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年05月20日
御契約日　2020年06月06日

1ページ

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
17972	17972			8584	8584

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	62.20		

口座振替のお知らせ　休日の場合は翌営業日となります。
振替日　06月06日

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
05 07	入金（自動振替）				17972
05 05	レギュラー	0001	3233	1380	4462
05 13	レギュラー	0001	2987	1380	4122
				##合計##	8584
				（内消費税）	(781)
				(税率10%合計)	(8584)

＊：軽減税率対象

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

7	[redacted]			
8				
9	02-06-08	ガス	*8,584	燃料費
10	[redacted]			
11				
12				

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年6月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
2	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

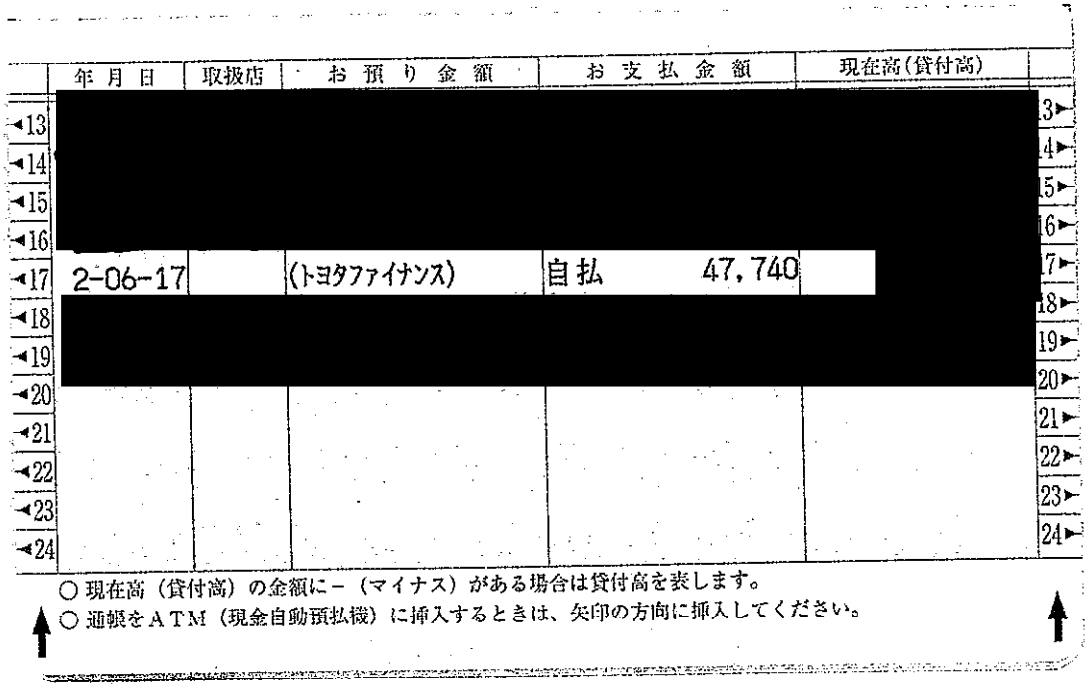

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
[redacted]				
2-06-17		(トヨタファイナンス)	自払　47,740	
[redacted]				

○ 現在高（貸付高）の金額に－（マイナス）がある場合は貸付高を表します。
○ 通帳をＡＴＭ（現金自動預払機）に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年6月分）
（会派名　維新の会）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

案分率	100%
それ以外の案分	
案分の説明	政務活動のため、案分率100%を適用した。

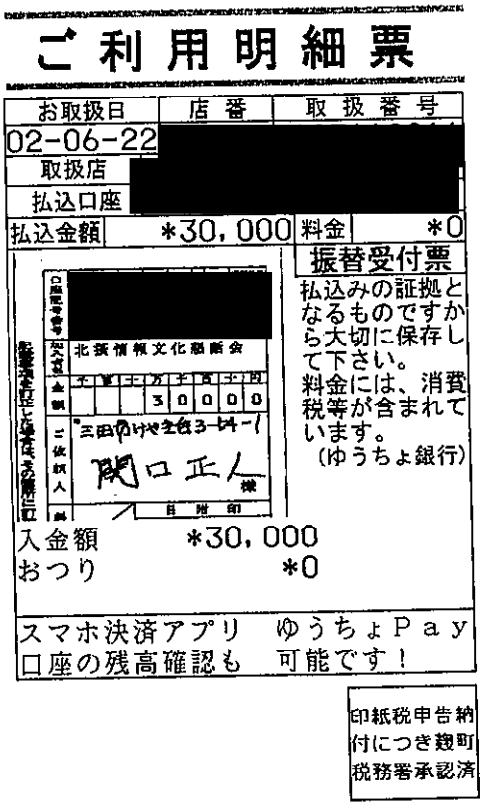

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-06-22	[redacted]	
取扱店	[redacted]	
払込口座	[redacted]	
払込金額	*30,000	料金 *0

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

口座記号番号 [redacted]
加入者名 北海情報文化振興会
金額 千 百 十 万 千 百 十 円
3 0 0 0 0
ご依頼人 三田市けやき台3-1-1 関口正人 様
日附印

入金額 *30,000
おつり *0

スマホ決済アプリ　ゆうちょPay
口座の残高確認も　可能です！

印紙税申告納付につき難波税務署承認済

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	北摂情報文化懇話会会費

活動概要

○活動団体　北摂情報文化懇話会

○住所　三田市三輪2丁目1－9

○活動趣旨

神戸新聞北摂総局が担当するエリア（三田市、北神戸）を対象に、基本的に月1回例会を開催し、さまざまな課題に関する講師による勉強会を実施する。代表幹事に三田市長、幹事に阪神北県民局長、三田市議会議長等、また、常任幹事（事務局長）を神戸新聞社北摂総局長が努め、三田市を中心とした地域の各著名人が参加し、情報交換を行う。

○活動内容　講演会の開催、参加者同士の情報交換等

★案分率：　内容は、全て政務活動にかかるものである。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
会費〈令和２年４月～９月〉	30,000	10-3	北摂文化懇話会会費（令和２年４月～９月分）
合　計	30,000		

備考

北摂情報文化懇話会規約

第１条　名　　称

本会を北摂情報文化懇話会とする。

第２条　目　　的

本会は北摂地域の調和のとれた発展に資するため、会員に国内外の情報分析と展望を提供するとともに、会員相互の情報交換、親睦を図ることを目的とする。このため、次の事業を行う。

1. 例会、特別例会の開催
2. 図書、情報資料の配布
3. その他

第３条　　所在地

本会事務局を〒669-1513　三田市三輪２丁目１番９号　神戸新聞北摂総局内に置く。

第４条　　会　　員

① 本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。

② 新会員となる者は会員の推薦により会費納入によって資格を得る。

③ 本会の会員は申し出により任意に退会できる。本会は、会員が会費を滞納、またこれに準ずる理由があるときは、退会させることができる。

第５条　　役　　員

① 本会では代表幹事１人、幹事を若干名おき幹事会で運営にあたる。

② 常勤幹事（事務局長）は神戸新聞社北摂総局長が務める。

③ 本会の財産状況を監査し、総会で報告するため監事２名をおく。監事は幹事、事務局を兼ねてはならない。

第６条　　会　　費

会費は月額5000円とし、半年ごとに前納する。ただし、財源に不足が生じている場合は臨時会費を徴収することができる。

第７条　　会計年度

本会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

第８条　　総　　会

① 総会は会員で構成し、事業報告と収支決算、事業計画案と収支予算案、役員の選任・解任などの事項を決議する。

② 本会は通常総会を年に１回開催。幹事、監事が必要と認めたときに臨時総会を開く。

第９条　　規約改正

この規約は全会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附　則

この規約は平成３０年４月２０日から適用する。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年6月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)	案分率	50%
4		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-06-24	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記号		番号
*****		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N168		*96,400
[redacted]		残高
		[redacted]
[redacted]		

送金料金　　*440円
振込予定日 02-06-24

ｾｷｸﾞﾁ　ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

6月分	氏　名	[redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	10:00	12:00		2:00			
2	火							
3	水	10:00	11:00		1:00			
4	木							
5	金	15:00	16:00		1:00			
6	土							
7	日							
8	月	10:00	11:00		1:00			
9	火	15:00	16:00		1:00			
10	水							
11	木	10:00	11:00		1:00			
12	金	10:00	12:00		2:00			
13	土	10:00	11:00		1:00			
14	日							
15	月	10:00	12:00		2:00			
16	火							
17	水	10:00	12:00		2:00			
18	木	10:00	11:00		1:00			
19	金							
20	土							
21	日							
22	月	10:00	12:00		2:00			
23	火							
24	水	10:00	11:00		1:00			
25	木	10:00	12:00		2:00			
26	金	10:00	11:00		1:00			
27	土	13:00	17:00		4:00			
28	日							
29	月							
30	火							
計					(A)　25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [　時間　分]×単価[　円] ＝		円(B)
①' 月額の場合	支給額 ＝	100,000	円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額 ＝	0	円(C)
③ 総支給額	(B)+(C) ＝	100,000	円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和2年6月 30日 氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(D)[100,000円]×案分率[50%]＝	50,000	円(F)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[　円]×案分率[　%]＝		円(G)
○ 政務活動費充当額の計	(F)+(G) ＝	50,000	円

（添付様式８）

雇　用　契　約　書

ふりがな			生　年　月　日
氏　　名			[redacted]
現　住　所	[redacted]		

下記の条件で契約します

雇用期間	令和２年６月１日から　令和３年５月３１日まで
雇用形態	正規職員　・　(パートタイム)　・　その他
就業場所	三田市けやき台３丁目５４番１号 関口正人議員事務所、及び、自宅
仕事内容	政務活動に係る補助　及び　関係書類の作成 その他議員活動に係る補助
就業時間	月２５時間以内
休　　日	週１日以上
給与（賃金）	月額１００，０００円
給与支払	毎月分を毎月末までに支払
給与振込先	[redacted]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和２年６月１日

雇 用 者　　兵庫県議会議員　関口正人 [redacted]

被雇用者 [redacted]

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年7月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
1		案分率	案分率　100%
			それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。

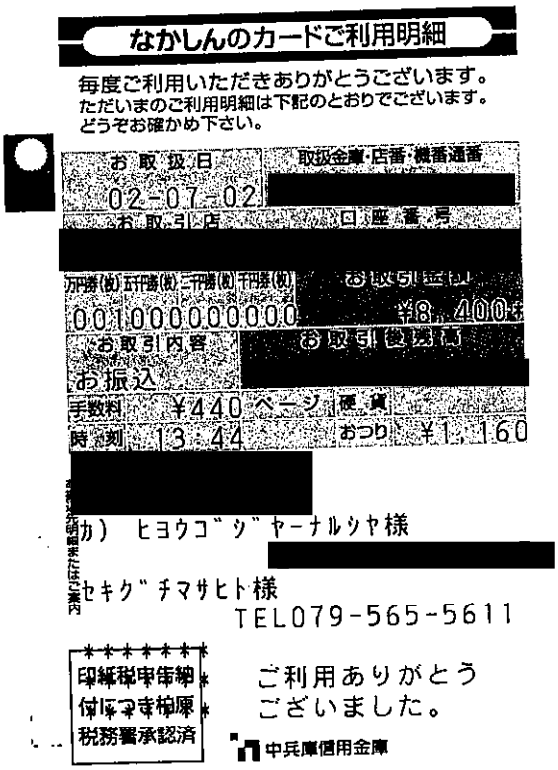

なかしんのカードご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
どうぞお確かめ下さい。

お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番
02-07-02	[redacted]
お取引店	口座番号
[redacted]	
万円券(枚) 五千円券(枚) 二千円券(枚) 千円券(枚)	お取引金額
001000000000	¥8,400
お取引内容	お取引後残高
お振込	[redacted]
手数料 ¥440	ページ　硬貨
時刻 13:44	おつり ¥1,160

[redacted]

お問合せ先明細またはご案内

カ）ヒヨウゴ゛ジ゛ヤーナルシヤ様
[redacted]
セキグ゛チマサヒト様
TEL079-565-5611

印紙税申告納付につき相原税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

中兵庫信用金庫

請　求　書

2020 年 6 月 30 日

関口　正人　　様

株式会社兵庫ジャーナル社
代表取締役 [redacted]
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目 6-13
ファイン下山手 6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商　品　名	数量	単位	単価	金　額
兵庫ジャーナル購読料　Ｒ２年４月～６月分	1	部	8,400	8,400
（１ヶ月１部 2,800 円）				
		内　税	総額（税込）	
		¥ 764	¥8,400	

お振込先: [redacted]

名　　義:　㈱兵庫ジャーナル社

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年7月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率	100%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動のため、案分率100%を適用した。

領収証

2020年06月分　神戸新聞

No.　3-　90-0035-401

けやき台３－５４－１

関口　正人 様

銘柄	部	金額
三田版セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,037

お知らせ　領収日2020年 7 月 3 日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

領 神戸新聞 収

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL: 079-562-6467　FAX: 079-562-6497

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年7月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3		案分率	50%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面をご覧下さい。

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年06月20日
御契約期日　2020年07月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
8584	8584			15403	15403

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	114.09		

口座振替のお知らせ　休日の場合は翌営業日となります。
振替日　07月06日

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
06 08	入金（自動振替）				8584
05 22	レギュラー	0001	2988	1350	4034
05 31	レギュラー	0001	2999	1350	4049
06 08	レギュラー	0001	2816	1350	3802
06 16	レギュラー	0001	2606	1350	3518
				##合　計##	15403
				（内消費税）	（1401）
				（税率10%合計）	（15403）

＊：軽減税率対象

※「伊[redacted]

21	[redacted]			
22				
23	02-07-06	.ガス	*15,403	燃料費
24	[redacted]			

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年7月分）
（会派名　維新の会）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
4		案分率	50%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

領収証

No. 087744

関口正人事務所　様　2020年 7月 10日

金額	¥253000

印収紙入

但し
上記の金額正に領収致しました(税込)

内訳
現金
小切手
手形
お振込にて
相殺

扱者 [redacted]

セントラル事務機株式会社
〒664-0873 伊丹市[redacted]8番13号
☎ 伊丹(072)781－8558

請　求　書

669-1321

兵庫県三田市けやき台３丁目５４－１

関口正人事務所　　様

20 年 7 月 1 日

SHARP ドキュメントシステム NEC

セントラル事務機株式会社

伊丹市野間１丁目８番１３号

電　話（072）781-3558代

[redacted]

6月30日 締切	請求明細 1/1 枚	1457				
前回御請求額	今回御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税額	税込合計	今回御請求額
0	0	0	23,000	2,300	25,300	25,300

日付	伝票No.	区	品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
06/26	145269	1	保守ｷｯﾄ TK-8116K	1	式	23,000	23,000	
			（合計消費税）				2,300	

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年7月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
5	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

通常貯金（兼お借入明細）　4

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
01	2-07-17		(トヨタファイナンス)	自払 47,740		1
02	[redacted]					2
03						3
04						4
05						5
06						6
07						7
08						8
09						9
10						10
11						11
12						12

自動車リース代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年7月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	充途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	案分率	案分率	案分の説明
6	50%	それ以外の案分	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-07-22	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記号		番号
＊＊＊＊＊		[redacted]
取扱番号	お取引金額	
N016	＊96,400	
[redacted]	残高	
	[redacted]	

送金料金　　＊440円

振込予定日 02-07-22

ｾｷｸﾞﾁ　ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

7月分	氏　名	[redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水							
2	木							
3	金							
4	土	9:00	12:00		3:00			
5	日							
6	月	15:00	16:00		1:00			
7	火	15:00	16:00		1:00			
8	水	15:00	16:00		1:00			
9	木	15:00	16:00		1:00			
10	金	15:00	16:00		1:00			
11	土	17:00	19:00		2:00			
12	日	10:00	12:00		2:00			
13	月	15:00	16:00		1:00			
14	火	15:00	16:00		1:00			
15	水	15:00	16:00		1:00			
16	木	15:00	16:00		1:00			
17	金	15:00	16:00		1:00			
18	土							
19	日							
20	月	15:00	16:00		1:00			
21	火	15:00	16:00		1:00			
22	水	15:00	16:00		1:00			
23	木	15:00	16:00		1:00			
24	金	15:00	16:00		1:00			
25	土							
26	日							
27	月	15:00	16:00		1:00			
28	火	15:00	16:00		1:00			
29	水	15:00	16:00		1:00			
30	木	15:00	16:00		1:00			
31	金	15:00	16:00		1:00			
計					(A)　27:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A)［　時間　分］×単価［　円］＝　円(B)

①' 月額の場合　支給額 ＝　100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 ＝　0 円(C)

③ 総支給額　(B)＋(C) ＝　100,000 円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和2年7月 31日

氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[100,000円]×案分率[50%]＝　50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額［　円］×案分率［　%］＝　円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)＋(G) ＝　50,000 円

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年8月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

1

案分率

案分率	100%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動のため、案分率100%を適用した。

領収証

2020年07月分
けやき台３－５４－１

神戸新聞

No.　3-　35-0216-000

関口　正人 様

銘柄	部	金額
三田版セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,037

お知らせ　領収日 2020年 8月 1日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL: 079-562-6467　FAX: 079-562-6497

領 神戸新聞 収

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年8月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・**事務費**・人件費	
2	案分率	案分率　50% それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

通常貯金（兼お借入明細）　4

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高（貸付高）	
01	[redacted]					
02						
03						
04						
05						
06	2-08-03		(シャープ ファイナンス)	自払　8,250		
07	[redacted]					
08						
09						
10						
11						
12						12

複合機リース代

669-1321
兵庫県三田市けやき台３－５４－１

関口正人事務所　御中

(6601K0609228)　02111- 02111

（お問い合わせ窓口）
541-0052
大阪市中央区安土町２丁目３－１３
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス（株）
事務センター
0570-003338

［営業時間　９時～１７時３０分（土、日、祝日を除く）］

ご利用の内容

お支払日	毎月　3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 7月10日	お問い合わせ番号	6601K0609228
商品名	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾗｰﾌｸｺﾞｳｷ ※２品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年 7月10日から 2026年 7月 9日まで　（ 72ヵ月 ）		
お支払合計額	594,000 円	内消費税額	54,000 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

[redacted]	
預金種別　普通	口座名義人　ｾｷｸﾞﾁ ﾏｻﾋﾄ

お取扱店	セントラル事務機（株） TEL　0727-81-8558

お支払明細

作成日　2020年　7月　16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額		お支払後の残高
1	20 8	8,250 円	750 円	円	585,750 円
2	20 9	8,250	750		577,500
3	20 10	8,250	750		569,250
4	20 11	8,250	750		561,000
5	20 12	8,250	750		552,750
6	21 1	8,250	750		544,500
7	21 2	8,250	750		536,250
8	21 3	8,250	750		528,000
9	21 4	8,250	750		519,750
10	21 5	8,250	750		511,500
11	21 6	8,250	750		503,250
12	21 7	8,250	750		495,000
13	21 8	8,250	750		486,750
14	21 9	8,250	750		478,500
15	21 10	8,250	750		470,250
16	21 11	8,250	750		462,000
17	21 12	8,250	750		453,750
18	22 1	8,250	750		445,500
19	22 2	8,250	750		437,250
20	22 3	8,250	750		429,000
21	22 4	8,250	750		420,750
22	22 5	8,250	750		412,500
23	22 6	8,250	750		404,250
24	22 7	8,250	750		396,000
25	22 8	8,250	750		387,750
26	22 9	8,250	750		379,500
27	22 10	8,250	750		371,250
28	22 11	8,250	750		363,000
29	22 12	8,250	750		354,750
30	23 1	8,250	750		346,500
31	23 2	8,250	750		338,250
32	23 3	8,250	750		330,000
33	23 4	8,250	750		321,750
34	23 5	8,250	750		313,500
35	23 6	8,250	750		305,250
36	23 7	8,250	750		297,000
37	23 8	8,250	750		288,750
38	23 9	8,250	750		280,500
39	23 10	8,250	750		272,250
40	23 11	8,250	750		264,000
41	23 12	8,250	750		255,750
42	24 1	8,250	750		247,500
43	24 2	8,250	750		239,250
44	24 3	8,250	750		231,000
45	24 4	8,250	750		222,750
46	24 5	8,250	750		214,500
47	24 6	8,250	750		206,250
48	24 7	8,250	750		198,000

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額		お支払後の残高
49	24 8	8,250 円	750 円	円	189,750 円
50	24 9	8,250	750		181,500
51	24 10	8,250	750		173,250
52	24 11	8,250	750		165,000
53	24 12	8,250	750		156,750
54	25 1	8,250	750		148,500
55	25 2	8,250	750		140,250
56	25 3	8,250	750		132,000
57	25 4	8,250	750		123,750
58	25 5	8,250	750		115,500
59	25 6	8,250	750		107,250
60	25 7	8,250	750		99,000
61	25 8	8,250	750		90,750
62	25 9	8,250	750		82,500
63	25 10	8,250	750		74,250
64	25 11	8,250	750		66,000
65	25 12	8,250	750		57,750
66	26 1	8,250	750		49,500
67	26 2	8,250	750		41,250
68	26 3	8,250	750		33,000
69	26 4	8,250	750		24,750
70	26 5	8,250	750		16,500
71	26 6	8,250	750		8,250
72	26 7	8,250	750		0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口>　神戸支店
神戸市須磨区弥栄台３丁目１５番２

2111 XB01:

シャープリースお申込みの内容(控)

★お客様がお申込みになる会社名
賃貸人(乙) シャープファイナンス㈱
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
【リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL 0570-003338

お申込の際は、2枚目承諾書裏面の同意条項ならびに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。

申込種別: 1.新規 ②機種変更 3.増設
機種変更の場合、旧契約番号:
① 申込書控(お客様用)
申込年月日: 20 26 年 06 月 26 日
左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、その解約金を含めた契約として了承しています。

ご記入後、お申込者本人様が必ずこのページをお受け取りになり、大切に保管ください

リース申込者(甲)

住所 フリガナ
〒 669-1321 三田市ゆやき台3-54-1
☎ - -
FAX - -
社名 フリガナ
関口正人事務所
E-mail
役職名 代表者名 フリガナ
関口 正人
2・3・4枚目に押印してください。
担当窓口 部署名 担当者名

区分: 法人・公的機関 / 個人事業主(男・女)
設立: 明・大・昭・平・令 年 月
業種:
資本金: 百万円
年商: 百万円
従業員: 人

個人事業主の場合追記

ご自宅住所: 〒 フリガナ
☎ - -
携帯電話 - -
生年月日: 昭・平・令 年 月 日
お住い: 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公団・公営 7.アパート
居住 年
配偶者: 有・無
同居のご家族 人
年収 万円

連帯保証人予定者

お名前 フリガナ
2・3枚目に押印してください。
お勤め先 / ご自営 名称・所属・役職
ご住所: 〒 - ☎ - - 携帯電話 - -
所在地: 〒 - ☎ - -

性別	生年月日	お申込者との関係	ご家族	お住い	居住年数	勤続	年収
男・女(法人)	昭・平・令 年 月 日		配偶者 有 無 子供( )人	1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公団・公営 7.アパート	年	年	万円

お支払口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関
[redacted]
種目コード / 種別コード / 払込先加入者名: シャープファイナンス株式会社
払込先口座番号

預金種別	口座番号	通帳記号(6桁目がある場合は※に記入ください。)	通帳番号(右ツメ記入)
1.普通(総合口座) 2.当座		1 0 ※	

ゆうちょ銀行

口座名義人
名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。): フリガナ メイギニン
名義人
役職名※ ヤクショクメイ
代表者名※ ダイヒョウシャメイ

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	カラー複合機	京セラ	TASKalfa 2470ci	1
2				
3				
4				
5				
6				

リース物件

物件設置場所: (賃借人住所地と異なる場合)設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間: リース開始日から 72ヶ月
リース開始予定日: 2020 年 6 月 26 日

月額リース料

リース料	7,500	円
消費税等	750	円
合計	8,250	円

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料支払月

第1回目	2020 年	8 月
第2回目	20 年	9 月
最終回	2026 年	7 月

支払日: 毎月3( )日 / 支払方法: □座振替・銀行振込
支払口座: 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座

再リース料(年額): 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額保守料

保守料		円
消費税等		円
合計		円

代理受領期間: 第1回目 20 年 月 / 最終回 20 年 月
保守料総額(税込) 円

特約条項

保守会社(保守についてのお問合せ先)

取扱店(商品についてのお問合せ先)
[redacted]市野間1丁目8番13号
セントラル事務機株式会社
電話(072)781-8558代
FAX(072)781-8768

・金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。(口座振替)
・リース契約日・リース期間・保守料等は後日送付致します「リース料お支払い明細書」にてご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数

No. 担当者

リース契約約款

賃借人(申込者はこの契約が成立したときに賃借人になります。以下「甲」という)と賃貸人(以下「乙」という)並びに連帯保証人(連帯保証人予定者はこの契約が成立したときに連帯保証人となります)は、以下のとおり契約します。

第1条(リース契約の目的)
乙は、契約書(申込書含む。以下同じ)に記載された甲が指定する取扱店(以下「取扱店」という)から、契約書に記載された甲が指定するリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条(中途解約の禁止)
この契約は、この契約に定める場合を除き解約することはできません。

第3条(物件の引渡し)
1.物件は、取扱店から契約書記載の物件設置場所(以下「物件設置場所」という)に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡のときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で取扱店のために物件を保管します。
2.甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件について甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受日を記載したリース物件受領書(以下「物件受領書」という)を乙に発行するものとし、乙が物件受領書を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
3.前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない(以下「物件の品質等の不適合」という。)ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、取扱店との間でこれを解決した後、前項に従い、物件受領書を乙に発行するものとします。
4.甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、取扱店から請求があったときは、甲は、その請求の当否について取扱店との間で解決します。

第4条(物件の使用・保管)
1.甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件設置場所において物件を使用できます。
2.甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備をおこなうものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
3.甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第5条(リース期間)
リース期間は契約書記載のとおりとし、物件受領書の借受日より起算します。

第6条(リース料)
甲が乙に対して支払うリース料の額・支払期日・支払方法は契約書記載のとおりとします。

第7条(前払リース料)
1.前払リース料は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、支払われるものとします。
2.前払リース料は、最終支払分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
3.甲が第20条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
4.甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

第8条(物件の所有権標識)
1.乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
2.甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第9条(物件の所有権侵害の禁止等)
1.甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
2.甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
(1)物件を他の不動産または動産に付着させること
(2)物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること、(3)物件を第三者に転貸すること
(4)物件の占有を移転し、または物件設置場所から物件を移動すること
(5)この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること
3.物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
4.第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲はこの契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第10条(物件の点検等)
乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第11条(事業状況の報告)
甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

第12条(通知事項)
甲または連帯保証人は、次の各号の一つでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
1.名称または商号を変更したとき　2.住所を移転したとき
3.代表者を変更したとき　4.事業の内容に重要な変更があったとき
5.合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支払者の変動があったとき
6.財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき
7.第20条第1項第2号から第4号(不渡り、差押え、法的整理)までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき

第13条(費用負担等)
1.甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2.乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
3.甲は、この契約の開始日(物件の借受日)の税率に基づいて計算した消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
4.甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかんにかかわらず負担します。
5.乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。

第14条(相殺禁止)
甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第15条(物件の保険)
1.乙は、リース期間中(再リース期間を除く)、物件に動産総合保険を付保します(但し、地震、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保されません)。
2.物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともにその保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
3.前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
(1)物件が修繕可能の場合には、乙は、甲が第4条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第4条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。
(2)物件が滅失(修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。)した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第18条第2項の債務の弁済を免れます。

第16条(物件の品質等の不適合等)
1.天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。
2.物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
3.前二項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。
4.第2項の場合において、甲が、乙に対してリース料の全部その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は取扱店に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。但し、前項及び本項の場合、乙は、取扱店の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
5.甲は、第3項に基づいて、取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第17条(物件使用に起因する損害)
1.物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
2.前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
3.物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

第18条(物件の滅失・損傷)
1.物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない)が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
2.物件の引き渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、甲は、物件滅失日以後のリース料の支払いに代えて、直ちにリース料総額から支払済リース料を控除した金額(以下「残存リース料」という)を乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
3.前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第19条(権利の移転等)
1.乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
2.乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
3.乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。

第20条(契約違反・期限の失効)
1.甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
(1)この契約または、この契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき
(2)小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき
(3)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき
(4)事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
(5)住所変更の届出を怠るなど甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の所在が不明となったとき
2.甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は乙からの通知によりこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
(1)この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき
(2)経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
(3)物件について必要な保存行為をしないとき
(4)連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当した場合において乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
3.甲が前2項の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみでこの契約を解除できるものとし、甲は、乙の請求に従い、直ちに乙への物件返還及び残存リース料並びにその他の債務・費用を支払います。

第21条(遅延損害金)
甲は、第6条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第22条(再リース)
1.リース期間満了の1ヶ月前までに、甲が乙に対して乙所定の終了通知書によりリース終了の通知をしない場合には、この契約は契約書記載の再リース料で、この契約と同一の条件にて、リース終了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、再リース期間中は物件について損害保険契約を締結しません。
2.前項にかかわらず、乙が再リースを承認しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は第23条に従い物件を乙に返還するものとします。

第23条(物件の返還・清算)
1.この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、若しくは第20条第3項によって乙から物件の返還の請求があったときは、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む)を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第3項により甲の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離撤去しなければならないものとします。また、物件にデータ(電磁的記録)が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。
2.甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
3.甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
4.甲が物件に付着させた動産の収去または物件の原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った当該動産の収去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が被った損害のすべてを賠償します。
5.リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第20条第3項の残存リース料並びにその他の債務・費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。
6.甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令(物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む。)により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることができます。

第24条(連帯保証人)
1.連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務(以下「主たる債務」という。)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
(1)リース料及び消費税等相当額
(2)物件滅失した場合の損害賠償金
(3)契約違反・期限の失効にかかるリース料の全部
(4)第21条に規定する遅延損害金
2.乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3.連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第22条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
4.連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
5.連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
(1)甲は以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
①財産及び収支の状況
②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
(2)法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
6.甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第25条(弁済の充当)
この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第26条(反社会的勢力の排除)
1.甲及び連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
(4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5)その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2.甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
(1)暴力的な要求行為。
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3)乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
(5)その他前各号に準ずる行為。
3.甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるものとします。本項に基づき乙がこの契約を解除した場合の措置については第20条第3項、第21条及び第23条が適用されるものとします。
4.前項の解除権の行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しないものとします。

第27条(特約条項)
契約書記載の特約条項は、この契約の他の条項に優先して適用されます。但し、特約条項欄に記載されていないものは効力はないものとします。

第28条(合意管轄)
甲及び連帯保証人は、この契約に関して紛争が生じたときは、請求額のいかんにかかわらず、乙の本社、担当支店、担当営業所の所在地を管轄する各地方裁判所または各簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第29条(通知の効力)
第20条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに発出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

第30条(公正証書)
甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第31条(保守料代理受領の特約)
契約書の「保守料」欄に金額等の記載がある場合、下記条項が適用されます。
1.甲は、契約書記載の保守会社との間で締結した保守契約に基づく契約書記載の保守料をリース料の支払と同時に乙に支払うものとし、乙は保守会社の委託に基づきこれを甲から受領して保守会社に支払います。
2.乙は、甲に対して、前項の保守契約の内容及びその履行については一切その責を負いません。
3.リース契約が解除された場合、乙は保守料の代理受領は行いません。
4.甲の支払う金額が月額リース料及び月額保守料の合計額に満たない場合、乙は、甲から受領した代金を優先してリース料に充当します。
5.消費税率が変更された場合、甲は、変更後の税率による税額を乙に支払います。

第32条(費用等の負担)
1.この契約の締結に要する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。
2.甲は、リース料の支払いを怠り、乙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替依頼回数1回につき400円+消費税、甲及び連帯保証人に対し書面をもって支払の督促(振込用紙の送付を含む)をしたときは、督促手数料として督促回数1回につき400円+消費税を別に乙に支払うものとします。
3.甲及び連帯保証人は、その都合により、乙から集金のための訪問を受けたときは、訪問回数1回につき訪問手数料として1,500円+消費税をそのつど乙に支払うものとします。

約L 1912改

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年8月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目			
	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
3		案分率	案分率	50%
			それ以外の案分	
			案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年07月20日
御契約支払日　2020年08月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
15403	15403			25084	25084

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	185.81		

口座振替のお知らせ
振替日　08月06日
休日の場合は翌営業日となります。

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
07 06	入金（自動振替）				15403
06 21	レギュラー	0001	3238	1350	4371
06 24	レギュラー	0001	2761	1350	3727
07 02	レギュラー	0001	2820	1350	3807
07 12	レギュラー	0001	3032	1350	4093
07 16	レギュラー	0001	3925	1350	5299
07 20	レギュラー	0001	2805	1350	3787
				##合　計##	25084
				（内消費税）	（2280）
				（税率10%合計）	（25084）

＊：軽減税率対象

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

[redacted]

14 02-08-06	ガス	*25,084	燃料費	[redacted]

[redacted]

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年8月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

4

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

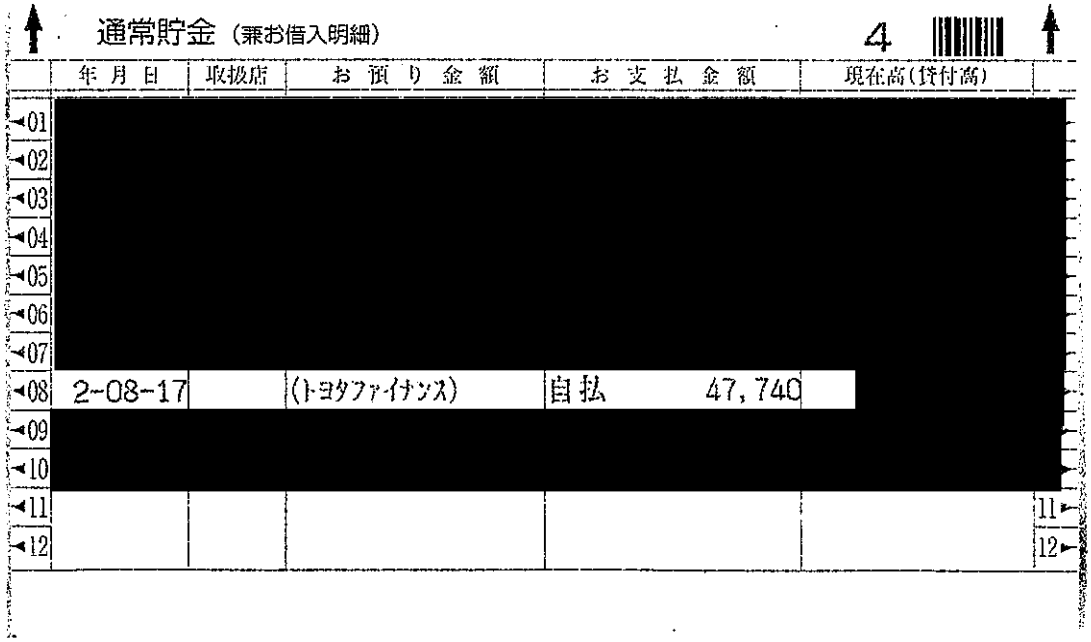

通常貯金（兼お借入明細）　4

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08	2-08-17	(ﾄﾖﾀﾌｧｲﾅﾝｽ)	自払　47,740	
09				
10				
11				11
12				12

自動車リース代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年8月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

5

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

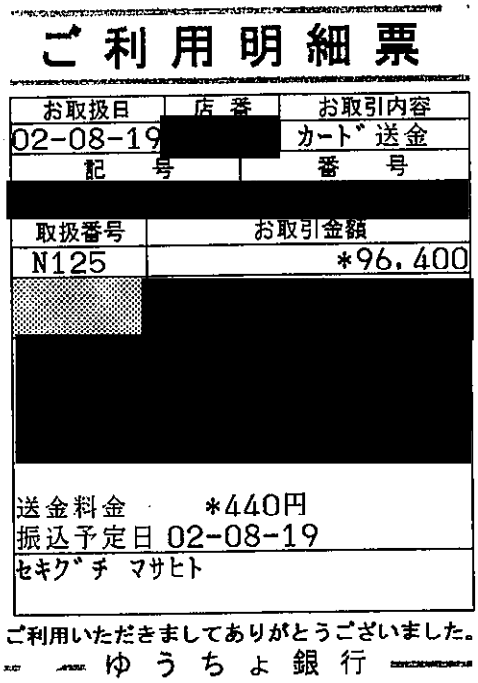

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-08-19	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記号		番号
[redacted]		
取扱番号	お取引金額	
N125	*96,400	
[redacted]		

送金料金　　*440円
振込予定日 02-08-19
ｾｷｸﾞﾁ ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

8月分　　氏　　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土	16:00	20:00		4:00			
2	日							
3	月	10:00	11:00		1:00			
4	火							
5	水	13:00	15:00		2:00			
6	木	9:00	10:00		1:00			
7	金	10:00	12:00		2:00			
8	土							
9	日							
10	月	15:00	16:00		1:00			
11	火	15:00	16:00		1:00			
12	水							
13	木							
14	金							
15	土							
16	日							
17	月							
18	火	17:00	20:00		3:00			
19	水	9:00	12:00		3:00			
20	木							
21	金	8:00	9:00		1:00			
22	土							
23	日							
24	月	9:00	10:00		1:00			
25	火	9:00	10:00		1:00			
26	水							
27	木							
28	金							
29	土	16:00	20:00		4:00			
30	日							
31	月							
計					(A)　25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　　(A) [　　時間　　分] × 単価 [　　円] ＝　　円(B)

①' 月額の場合　　支給額 ＝　100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等　　支給額 ＝　0 円(C)

③ 総支給額　　(B)＋(C) ＝　100,000 円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和2年8月 31日

氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　　総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] ＝　50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　　総額[　　円] × 案分率[　%] ＝　円(G)

○ 政務活動費充当額の計　　(F)＋(G) ＝　50,000 円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年8月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
6		案分率	案分率　97% それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。

☑ 振込金（兼振込手数料）受取書
☐ 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込日　和暦　年　月　日　02 08 21　（受付日　2 年　8 月　21 日）

お振込先　[redacted]　信銀信労農その金行組金協他　[redacted]　支店

預金種目　普当貯その通座蓄他　口座番号　[redacted]

金額　十億　億　千万　百万　十万　万　千　百　十　円　¥461,747

お受取人
セイ　ヘンキンドウ
メイ　フジモトエツロウ
おなまえ　ペンギン堂　藤本悦郎　様
おところ　（おでんわ　079 - 552 - 2080）
丹波篠山市郡家 241-1

ご依頼人
セイ　セキグチ
メイ　マサヒト
おなまえ　関口正人　様
おところ　（おでんわ　079 - 565 - 5611）
三田市けやき台 3-54-1

振込手数料（消費税含む）　880

〈ご注意〉
○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
○記載された個人情報は、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。

出納印 6 2. 8. 21 [redacted]

会員　会員外

〔振　200円　2〕

中兵庫信用金庫

S 2/2

御請求書

No.

発行日
令和2年8月20日

ペンギン堂
〒669−2341
兵庫県篠山市郡家241−1
代表　藤本悦郎
TEL079−552−2080
FAX079−552−1517

関口正人　様

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)
¥461,747

品名	規格	単価	数量	金額	摘要
関口レポート No.85	B4	8.8	35150 枚	309320	色上質中厚
ホームページ資料		5000	1	5000	
新聞折込代(三田市全域)	B4	3	35150 枚	105450	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合計				¥419,770	
消費税				¥41,977	
総計				¥461,747	

備考

御入金専用口座
口座名義人　ペンギン堂　藤本悦郎
口座番号　[redacted]

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	県政報告紙（関口正人レポート85号）の発行
活動概要	○発行日　令和2年8月20（木） ○発行部数　35,150 部 ○対象者　兵庫県民 ○配付方法　新聞折込　35,150 枚 ○内容　令和2年度兵庫県当初予算と補正予算について 議会費の削減について 7月臨時議会について ポストコロナ社会兵庫会議提言について ★案分率：　政務活動の記事が全体の 97%を占めるため、按分率 97%を適用する。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
関口レポートNo.85、ホームページ資料、及び、新聞折込代	447,894	8-6	ペンギン堂 印刷@8.8 円×35,150 枚＝309,320 円 ホームページ資料　5,000 円 新聞折込代@3 円×35,100 枚＝105,450 円
合　計	534,155		

備考	＊添付書類：県政報告「関口正人レポート８５号」

兵庫県議会議員

せきぐち正人（まさひと）レポート

夏号
No. 85
2020年８月

今年は長い梅雨が終わり、暑い夏を迎えましたが、市民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

緊急事態宣言と国民の自粛努力によって、いったんおさまりを見せた新型コロナウイルスですが、再び感染が広がりつつある状況です。市民の皆様も日常生活と感染対策の中で、日々不安を抱えながら、暮らしておられることと思います。

県では新型コロナウイルス対策として、２月、３月、４月、６月、７月の５回、補正予算を成立させましたが、今年度の内容を本レポートでご報告するとともに、引き続き、皆様の生活を守るための対策が講じられるよう、県に対して強く働きかけてまいります。

また、県に対して、ポストコロナ社会のあるべき姿についての提言もなされましたので、その内容についても本レポートでご報告させていただきます。

新型コロナウイルスに対する対応は長期戦になることが予想されますが、市民の皆様も、何とかお気持ちは明るく日々過ごされますよう、お祈り申し上げます。新型コロナウイルス対策やポストコロナ社会のあるべき姿などにご意見等がございましたら、ぜひともお聞かせいただければと思いますので、お気軽にご連絡下さい。

●令和２年度　兵庫県当初予算と補正予算

県では、令和２年度当初予算に加え、令和２年４月及び６月に、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、補正予算（緊急経済対策）を編成しております。その主な内容は以下の通りです。

	当初予算	４月補正予算（緊急経済対策）	６月補正予算（緊急経済対策等）
一般会計	１兆9,956億円	3,905億円	1,121億円
特別会計	1兆6,866億円	11億円	－
公営企業会計	2,727億円	－	－
総額	３兆9,549億円	3,916億円	1,121億円

○４月補正予算（緊急経済対策）の主な施策

① 感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実　約 122億円
② 地域産業、県民生活への支援　約 3,767億円
③ 収束後における地域の元気づくり　約 27億円

○６月補正予算（緊急経済対策等）の主な施策

① 医療提供体制・感染拡大防止対策等のさらなる充実　約 769億円
② 地域経済の活性化・地域の元気づくり　約 322億円
③ ポストコロナ社会を見据えた兵庫の基盤づくり　約 30億円

●議会費を削減し、新型コロナウイルス感染症対策に関する要請を行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、県議会として議会費の削減を行うとともに、この削減額を「県の新型コロナウイルス感染症対策」に充当するよう知事に要請しました。

なお、議会費の削減内容ですが、６月の定例県議会において、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、及び、兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を可決し、それによって、令和２年６月支給の期末手当の15％、及び、令和２年７月から令和３年度３月までの政務活動費15％をカットしました。

再生紙を使用しています。

●兵庫県議会　７月臨時議会が開催され、新型コロナウイルス対策の追加の補正予算が成立しました。

感染の次なる波に備えつつ、生活の日常化と経済活動の早期回復を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の制度の詳細が判明した令和２年度の国の補正予算を活用して、補正予算を編成するため、臨時県議会が７月27日に行われました。７月の補正予算の金額は473億円で、その主な内容は以下の通りです。

１．医療・検査体制の強化

(1) 入院医療体制の強化（感染拡大期②＝１週間平均の新規要請患者数が40人以上の場合、650床（うち重症病床120床）、宿泊療養室700室（５施設）を確保。一般医療を過度に圧迫しないよう、重点医療機関（30機関）、協力医療機関（16機関）をあらかじめ指定）

(2) ＰＣＲ検査体制の拡充（検査機器の設置を支援し、現行1,500件/日を2,500件/日に拡充）

２．福祉施設や学校等の感染症防止対策

(1) 感染防止対策支援金、利用自粛からのサービス再開支援金、福祉施設向け相談窓口の設置、児童養護施設等への支援、学校再開に伴う支援など、国の制度詳細の確定を踏まえ、補助単価等を見直し

３．医療従事者等への慰労金支給

(1) 医療従事者や福祉関係者（約50万人）に対して、詳細な制度設計を行い、対象を拡充

４．地域経済の早急な活性化・地域の元気づくり

(1) 緊急生活福祉資金貸付原資の助成拡充、緊急対応型雇用創出事業の実施、Welcome to Hyogoキャンペーンの拡充

●ポストコロナ社会兵庫会議が県に対して提言を行いました。

有識者による「ポストコロナ社会兵庫会議」が６月に発足し、ポストコロナを見据えた社会のあるべき姿についての提言を７月８日に県に対し行いました。ヨーロッパを中心に提唱されているグリーンリカバリー（緑の回復）の視点がまったくないのが課題だと思いますが、提言の項目は以下の通りとなっています。詳しくは県のホームページからダウンロード可能です。

提言１．パンデミック時代の危機管理

(1) 危機管理体制の再構築（総合的な危機管理体制、科学的な政策判断、国際機関の機能強化）
(2) 医療提供体制の強化（医療体制整備、医療従事者を支える環境整備）
(3) 防災知見の感染症への準用（緊急時対応の法制化、自助・共助・公助による防疫力向上）
(4) 避難所革命（避難所のあり方の見直し）

提言２．デジタル革新の加速

(1) 働き方・暮らし方のパラダイムシフト（テレワーク、オンライン教育、オンライン診療・看護、医療データの活用、オンライン面会、オンライン芸術鑑賞）
(2) 情報通信基盤の抜本強化（高度な通信設備能力の整備）
(3) デジタル社会と個人情報（接触確認アプリの活用、マイナンバー制度の活用）

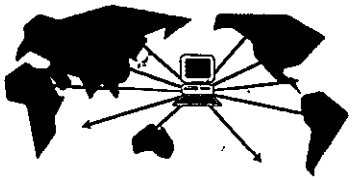

提言３．産業の競争力・リスク体制の強化

(1) 経済再生への安全網強化（緊急経済対策、サプライチェーンの再構築）
(2) テクノロジーの導入加速（兵庫の先導的役割、デジタルリテラシーの向上、若い力の活躍）

提言４．分散型社会への転換

(1) 大都市集中の是正（大胆な地方分散政策）
(2) 新しいスタイルの創造（家庭や地域での時間の充実、豊かな住環境、豊かな自然の中での教育、芸術文化拠点の分散）

提言５．社会の絆の再生

(1) 格差の少ない公平な社会（セーフティーネットの充実・再編）
(2) コミュニティの再生（人がつながるサードプレイスの創出）
(3) 不寛容の打破（他者に対する想像力、誹謗中傷への対応）
(4) 国際社会の連帯（世界の連帯した対処）

今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には

ぜひ、**せきぐち正人**まで、お気軽にご相談ください。

〒669-1321　三田市けやき台3-54-1

TEL 079-565-5611　FAX 079-565-4711

ホームページ：http://www.sanda-sekiguchi.com/　メールアドレス：info@sanda-sekiguchi.com

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年9月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

1

案分率

案分率	100%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動のため、案分率100%を適用した。

領収証

2020年08月分　神戸新聞
けやき台３－５４－１

No.　3-　35-0216-000

関口　正人 様

銘柄	部	金額
神戸新聞セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		￥4,037

お知らせ　領収日2020年 9 月 2 日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

領 神戸新聞 収

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL: 079-562-6467　FAX: 079-562-6497

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年9月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・**事務費**・人件費		
2		案分率	50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

通常貯金（兼お借入明細）　4

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
[redacted]				
12 2-09-03	(ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ)		自払 8,250	

複合機リース代

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年9月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費（丸囲み）・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3	（領収書等貼付欄）	案分率	100%
		それ以外の案分 案分の説明	

なかしんのカードご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
どうぞお確かめ下さい。

お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番
02-09-04	[redacted]
お取引店	口座番号
[redacted]	
万円券(枚) 五千円券(枚) 二千円券(枚) 千円券(枚)	お取引金額
0060000000002	¥60,500
お取引内容	お取引後残高
お振込	¥0
手数料 ¥660	ページ　硬貨
時刻 09:43	おつり ¥840

[redacted]

ハ゛ンキ゛ント゛ウ，フジ゛モト　エツロウ様

[redacted]

セキク゛チマサヒト様

明細またはご案内

TEL079-565-5611

印紙税申告納付につき柏原税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

中兵庫信用金庫

御請求書

No.

発行日
令和2年9月3日

ペンギン堂
〒669−2341
兵庫県篠山市郡家241−1
代表　藤本悦郎
TEL079−552−2080
FAX079−552−1517

関口正人　様

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)

¥60,500

品名	規格	単価	数量	金額	摘要
令和3年度当初予算編成に	A4	275	200 冊	55000	30冊穴なし
対する重要政策提言					170冊穴あけ
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合計				¥55,000	
消費税				¥5,500	
総計				¥60,500	

備考

御入金専用口座
口座名義人　ペンギン堂　藤本悦郎
[redacted]

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	重要政策提言作成
活動概要	○重要政策提言作成 ・2021年度の重要政策提言を作成する ・印刷部数は 200 部 ・170 部は県当局に提出. 残部は学習会などで説明資料として使用する予定。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
資料作成費	60,500	9-3	重要政策提言印刷代
合　計	60,500		

備考	＊添付書類：重要政策提言

令和２年９月

令和３年度当初予算編成に対する重要政策提言

兵庫県議会議員

関口正人

令和２年９月１５日

兵庫県知事　井戸　敏三　様

兵庫県議会議員　　関口　正人

令和３年度当初予算編成に対する重要政策提言

現在、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、これまで当たり前と考えてきた生活そのものを見直す必要に迫られています。そのためにも県の役割は非常に重要であり、令和３年度においては、新型コロナウイルス対策と、元の通りに戻すのではないポストコロナ社会を見据えた当初予算編成が必要になると考えます。

第１に、さらなる感染に対応した新型コロナウイルスへの十分な対策を講じることが必要と考えます。ＰＣＲ等の検査体制の拡充、症状に応じた入院病床の提供、軽傷者・無症状者を療養する宿泊施設の拡充、ワクチンの確保、公平な配分方法の決定など、今後さらに深刻化するかもしれない感染に備えた新型コロナウイルス対策を進めることが必要と考えます。また、やむを得ない場合は緊急事態宣言の発出が再度必要とは考えますが、全面的な活動自粛を避けながら、いかにきめ細かく経済のかじ取りを進めていくかも重要と考えます。

第２にこのような新型コロナウイルス感染症へ県民の関心が集中する中で、残念ながら議論されることがあまりありませんが、人類にとって、より危機的で早急な対策が必要である気候変動に対して、早急な対応を進めることが必要と考えます。

今年度、新型コロナウイルス感染症の蔓延による経済活動の減少によって、世界での二酸化炭素排出量がいったん減少することが見込まれていますが、これがもと通りに戻ってしまうことは避けなければなりません。ヨーロッパを中心にグリーンリカバリー（緑の回復）が提唱されていますが、新型コロナウイルスから回復する上において、元に戻るのではなく、失われた雇用を新たな分野で創出し、脱炭素社会を一気に推し進めるグリーンリカバリー（緑の回復）を進めるべきと考えます。

令和２年度には兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しに合わせて気候変動の長期的な戦略が同計画に盛り込まれることになっています。最低限、ＩＰＣＣ特別報告書が求める２０３０年４５％

削減の達成と２０５０年ゼロエミッションを目指し、これまでの枠組みを超え、脱成長シナリオ、少子化、一人当たりエネルギー需要、総需要の削減、消費の削減、肉食、食品ロスの削減、ライフスタイルの変革等にも踏み込んだ、広範囲で網羅的で野心的な推進計画の見直しを期待していますが、令和３年度は、この推進計画を達成するための活動を具体的に進めていくにあたり、非常に重要な開始年度にあたるため、県民の危機意識を醸成し、全力で脱炭素に向けた行動を開始するよう、県として気候非常事態を宣言した上で、進めていくことを求めます。

第３に、新型コロナウイルスの影響により税収の減少も見込まれる中、新型コロナウイルスへの対応とポストコロナ社会の体制づくり、及び、それと合わせて、気候変動への取り組みの観点から新型コロナウイルス感染症の発生以前、また、地球温暖化対策推進計画見直し前に策定した、兵庫２０３０年の展望とリーディングプロジェクトの基本的な施策、事業について、内容、優先順位を再編成すべきと考えます。

第４に安心安全な県民生活のために継続して取り組んでいくべき施策、事業については、着実に進めていくことが必要です。

以上の４つの観点から、重要な施策として以下の項目を提案します。知事におかれましては、令和３年度当初予算編成にあたり、これらを最大限に取り入れ、その実現を目指す県政を推し進めていかれるよう、強く申し入れます。

1. 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 検査体制のさらなる拡充と適正化

今後、さらに深刻化の恐れがある感染状況の拡大に対応して、公的機関だけでなく、民間の検査機関や各地域の医師会等を活用したＰＣＲ等の検査実施可能数の拡充、予防的措置として無症状の対象者に対する検査の実施、保険が適用されない場合、高額となっている検査価格の適正化等、検査体制のさらなる拡充と適正化を行うこと。

(2) 医療提供体制の整備

同じく、さらに深刻化の恐れがある感染状況の拡大に対応して、病状に応じた入院病床数の確保と設備・体制の整備、軽症者・無症状者を療養する宿泊施設の拡充、患者を振り分ける運用の確実な実施、効果的な治療方法の確立、ワクチン開発を踏まえたワクチン数の確保、公平な配分方法の決定を行うこと。

(3) 医療従事者、介護従事者、エッセンシャルワーカーへの支援

新型コロナウイルス感染のリスクの中で、県民のために日々尽力している医師や看護師、介護士などの医療・介護従事者、保育士、宅配便の配達員や運送業者・郵便局員などの流通に従事する人、スーパーやドラッグストアなどの小売業に従事する人、公共交通機関で働く人、ゴミ収集を行う人など、社会的な機能を維持することに尽力している人々に対して、モチベーションが維持できるよう、その日々の活動をさらに支援すること。

(4) きめ細かいポストコロナ社会を見据えた経済対策、支援策の実施

新型コロナウイルスの感染状況をきめ細かく把握し、ピンポイントでの営業自粛と補償策をセットにして取り組む等、経済への影響を最小限に抑え、出来る限りの経済活動を継続するため、きめ細かい対策を講じること。また、あらゆる業種、企業を無条件に、また、元に戻るために支援するのではなく、ポストコロナ社会を見据えた業態転換、新たな分野での雇用創出を可能にするために支援すること。

(5) 新型コロナウイルスの影響による生活困窮者への支援

新型コロナウイルスの影響により職や住む所を失った正規社員、非正規社員、アルバイト、フリーランス、自営業者等の人々に対しての経済的支援、住居の支援、また、新たな雇用につながるための支援を継続して行うこと。

(6) 芸術文化関係者への支援

芸術文化関係者も今回の新型コロナウイルスによって、イベントがキャンセルされ、大きな影響を被っています。しかし、芸術文化は人々の生活に潤いを与え、豊かな社会のために欠かせないものと考えます。新型コロナウイルスにより厳しい状況が続く中で、芸術文化関係者の活動をなんとか維持し、新型コロナウイルス収束後の活動につながるよう、必要な支援策を講

じること。

(7) 東京圏一極集中の是正と東京圏からの移住の推進

新型コロナウイルスによって、人口が集中する東京圏で社会生活を送ることに脅威を感じ、移住を考える人が増えていると考えます。また、リモートワークが進展する中で、より住環境の良い所への移住を検討する人も増えていると考えます。このような状況において、東京圏一極集中を是正するため、東京圏から兵庫県へのさまざまな層の移住の促進をさらに強化すること。

2．気候変動対策

(1) ポストコロナ社会構築におけるグリーンリカバリー（緑の回復）の考え方の施策・事業への反映

現在、世界的に新型コロナウイルスが蔓延している中で、その回復のための社会経済対策として、以前のように戻るのではなく、失われた雇用を新たな分野で創出し、脱炭素社会を一気に推し進めるグリーンリカバリー（緑の回復）が、ヨーロッパを中心に提唱されています。7月に行われたポストコロナ社会の提言において、気候変動の問題がまったく触れられていないのは非常に残念でありますが、県においては、気候変動の長期的な戦略を盛り込んだ兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しと実行、また、新型コロナウイルスから回復し、ポストコロナ社会を構築する上において、グリーンリカバリー（緑の回復）の考え方を施策、事業に反映させること。

(2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しに基づいた実行

令和２年度において、２０２３年に見直すことになっていた、２０３０年までの兵庫県地球温暖化対策推進計画を２０２０年（令和２年度）に前倒しで見直すことになっています。令和３年度時点では、２０３０年までに残された期間は９年しかありませんが、２０５０年までの長期的な戦略につながるこの９年間が地球温暖化の対応として決定的に重要な期間と考えます。最低限ＩＰＣＣが1.5℃特別報告書で掲げている２０３０年４５％削減の目標を達成するため、これまでの推進計画の枠組みを超え、脱成長シナリオ、少子化、一人当たりエネルギー需要、総需要の削減、消費の削減、肉食の削減、食品ロスの削減、ライフスタイルの変革等にも踏み込んだ、広範囲で網羅的で野心的な推進計画の見直しを期待していますが、令和３年度において、見直された地球温暖化対策推進計画を県民に大々的に周知徹底し、最大限のパワーで実行していくための方策を講じること。

(3) ２０５０年までの気候変動の長期的な戦略の県民への周知

２０２０年度（令和２年度）中に見直し予定の兵庫県地球温暖化対策推進計画に２０５０年度までの気候変動の長期的な戦略を盛り込むこととされていますが、２０５０年度にはゼロエミッションを実現するビジョンと広範囲で網羅的で実効性のある戦略となることを期待しています。令和３年度において十分な準備を行い、２０３０年までの地球温暖化推進計画周知の際には、同計画に盛り込まれている２０５０年までの長期的な戦略についても県民に大々的に周知すること。

(4) 気候変動危機に関する教育の実施

気候変動の危機的状況については、既存の環境教育では残念ながらあまり触れられておらず、十分に県民に理解されているとは言えない状況と考えます。そのため、気候変動の危機的状況と深刻度、そのために必要な行動を小学校、中学校、高等学校、大学のそれぞれの状況に応じて、分かりやすい教材を用意し、教育すること。また、社会人に対しても、生涯教育の一環として、気候変動危機に関する教育を行うこと。

(5) 気候変動非常事態の宣言

２０５０年までの気候変動の長期的な戦略を盛り込んだ兵庫県の２０３０年までの地球温暖化対策推進計画が見直された時点として、県民の気候変動に対する危機意識を醸成し、県民が必要な行動を開始するためにも、現時点で令和３年度が兵庫県として気候変動非常事態を宣言する最も適切なタイミングと考えます。令和３年度において、十分な周知啓蒙策を準備した上で、気候変動非常事態を宣言することを強く求めます。

3．兵庫２０３０年の展望とリーディングプロジェクトの見直し

新型コロナウイルスの影響によって、税収の減少が見込まれるとともに、ポストコロナ社会として、それ以前と異なるビジョンが必要と考えます。また、同時に、気候変動に対しては、２０３０年に向けて地球温暖化対策推進計画が見直されますが、その対応は兵庫２０３０年の展望やリーディングプロジェクトに劣ることはない県における最優先課題と考えます。以上の観点から、新型コロナウイルス感染症発生以前、また、推進計画の見直し以前に策定された兵庫２０３０年の展望とリーディングプロジェクトについてポストコロナ社会の社会づくりと地球温暖化対策推進計画と整合性を取るよう内容と優先順位を抜本的に見直し、再編成すること。

4．安心安全な県民生活のための施策、事業の着実な実行

最後に、安心安全な県民生活のための施策、事業として、特に以下の内容を着実に進展させ、実行すること。

総務関係

(1) 少子化対策の推進

第二期兵庫県地域創生戦略では、合計特殊出生率の維持、及び、婚姻数が管理指標となっていますが、一方で、県はひょうご子ども・子育て未来プランにおいて２０２０年から２０２４年の５年間の出生数１８万人を目標としています。新型コロナウイルスの少子化に対する影響を中間指標や最終的な出生数の観点から早期に状況を分析し、適切な対応を考えるとともに、この２０２０年から２０２４年の出生数目標値１８万人を達成するための方策を着実に講じること。

(2) 防災対策の推進

地球温暖化の進展に伴って、大雨や洪水などの異常気象が多発するようになっており、今後もさらなる発生が予想されますが、新型コロナウイルスの感染に十分に配慮した避難所対策、備蓄対策、避難行動要支援者に対する支援を進めるとともに、災害が発生した際には、的確な避難勧告、避難指示の判断を行い、県民に周知することが出来るよう、十分な対策を講じること。

健康福祉関係

(1) 介護基盤の整備と介護人材の確保

今後の後期高齢者の増加に伴い、県の要介護等認定者数は２０３０年には４１万人と２０１５年比で４２％の増加が見込まれ、また、介護人材の需要は２０２５年には約２０万人と、２０１５年比で３６％の増加が見込まれています。また、介護施設等についても、２０３０年にはかなりの不足が見込まれています。兵庫県老人福祉計画に基づく進行管理によって、介護基盤の整備と介護人材確保に関して、市町ごとの進捗や課題、どの程度深刻なのか、足りていないのか、遅れているのか、また、新たな課題が発生していないかをタイムリーに把握し、その状況を議会や県民に情報提供するとともに、介護基盤の整備と介護人材確保を着実に進めること。

(2) 三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合推進

現在、急性期医療の分野で三田市民病院と神戸市北区の済生会兵庫県病院との連携を進めるため、神戸市を交えた３者による会議が設けられ議論が進められていますが、県のこれに対する対応は、それぞれの地域医療構想調整会議における医療機関の自主的な取り組みを基本とし、関係者の合意のもと医療機関の再編統合や病床再編などが行われるのであれば、国からの直接の助言等が行われる「重点支援区域」選定に向けた申請を行うほか、医療介護推進基金などを活用し、積極的に支援を行っていくと理解しています。この三田市民病院と神戸市北区の済生会兵庫県病院との連携を進めるための、神戸市を交えた３者による会議の進捗に基づいて、県としても積極的に支援すること。

(3) 六甲山北側への救命救急センターを持った災害拠点病院の設置

県保健医療計画によると 2025 年には阪神北地域では「高度急性期」の病床数が不足すると推計されており、救急医療の需要は今後とも高まるとみられていますが、六甲山の北側に救命救急センターが１つもない現状では、神戸市北区をはじめ、隣接する三田市や近隣の市町においても、今後高まると思われる救急医療の需要に十分にまた迅速に対応できない状況にあると考えます。前述の三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合の検討を踏まえながら、六甲山北側への救命救急センターを持った災害拠点病院の設置、あるいは、その機能を持たせることの検討をすすめる進めること。

産業労働関係

(1) ＡＩへの対応

ＡＩの導入が様々なプロジェクトや事業において進められる中、その導入に際しては、プライバシーとセキュリティ、説明責任と透明性を適切に確保した上で慎重に進めること。また、ＡＩの雇用、働く人への影響を常に把握分析し、影響を受ける職種に対する雇用転換、教育への支援を行うこと。

農政環境関係

(1) 家庭農業の支援

国連は世界の飢餓撲滅と天然資源保全に関して家族農業が大きな可能性を有しているとして、２０１４年を国際家族農業年と定め、また、小規模・家族農業の役割と可能性を再評価し、支援に乗り出すための啓発活動を展開し、２０１７年１２月の国連総会で２０１９年～２０２８年を「家族農業の１０年」にすることを決定しました。日本の低い食料自給率と農業における高い高齢化率は非常に大きな課題であり、これに対して、現在の農業政策は農地の集約化と規模拡大に向けた構造改革をより徹底し、企業の農業生産への参入を促進するための規制改革が中心となっていますが、家庭農業は県において担い手として、農村の維持において非常に重要な存在であり、兵庫県においても、家庭農業が持続可能になり、食料自給の重要な役割の一部を担うよう、十分な施策・事業を講じること。

(2) 楽農生活の推進

県は県民がより積極的に食や農に親しみ、理解を深める機会を増やすとともに、持続的な活動を行える「楽農生活」の実践の拡大を図るとして、兵庫楽農生活センターによる実践の場の提供、市町やＪＡによる地域楽農生活センターの開設支援、田舎暮らし楽農生活応援事業の実施、市民農園の整備、楽農学校事業の実施などの施策を推進されています。これらの取り組みは将来的に発生する可能性のある食糧危機にも対応し、より多くの県民が自給できるようになるためにも非常に重要な取り組みで、実践する県民や対象となる市民農園の数など、現状よりもはるかに多く

の目標値を設定し、より大々的に進めていくべきと考えますが、引き続き、県民の農への積極的な関わりの推進、農を支える交流・定住の促進にかかわる事業を積極的に進めていくこと。

建設関係

(1) 地球アトリエ構想の推進

三田市在住で、世界的な美術家新宮晋氏が温めてきた「地球アトリエ」構想の検討が進められていますが、私もこの構想が進展することを大いに期待しています。令和２年度に実施された建築設計に基づいて、令和３年度からの工事が進められていくと考えますが、新宮晋氏をはじめ関係者の意見を反映しながら、この事業を着実に進めていくこと。

(2) オールドニュータウン再生

県はこのオールドニュータウン再生の取り組みを県下に広げるため、「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、郊外型住宅団地再生先導的支援事業などの活用促進により、地域や市町が実施するニュータウン再生に向けたさらなる取り組みを支援していますが、三田市においても、フラワータウン、ガーデンタウンという２つのオールドニュータウンが存在します。オールドニュータウンに関する明舞団地やその他先駆的な取り組みを活かし、三田市においても積極的にオールドニュータウン再生への取り組みを進めること。

文教関係

(1) 教育格差の解消

収入の格差が教育の格差へと繋がっている中で、新型コロナウイルスの影響によって、収入が減少している世帯も多いと思われます。このような状況においても、すべての子どもが適切な教育の機会を得ることができるよう、収入の状況に応じた就学支援、授業料免除・補助、返済の必要のない奨学金の提供などのさらなる支援制度の拡充を行うこと。

警察関係

(1) さらなる検挙率の向上

刑法犯、及び、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率とも兵庫県内においては、着実に上がってきていると考えますが、今後とも多発するさまざまな犯罪において、検挙することは非常に重要と考えますので、さらなる検挙率の向上に努めること。

以上

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年9月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
4		案分率	案分率	50%
			それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年08月20日
御契約日　2020年09月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
25084	25084			25799	25799

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	188.85		

口座振替のお知らせ
振替日　09月06日
休日の場合は翌営業日となります。

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
08 06	入金（自動振替）				25084
07 26	レギュラー	0001	3742	1350	5052
07 28	レギュラー	0001	2760	1350	3726
08 04	レギュラー	0001	2237	1350	3020
08 10	レギュラー	0001	3302	1380	4557
08 16	レギュラー	0001	4164	1380	5746
08 17	レギュラー	0001	2680	1380	3698
				##合　計##	25799
				（内消費税）	（2345）
				（税率10%合計）	（25799）

＊：軽減税率対象

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

3	[redacted]				
4					
5					
6	02-09-07	ガス	*25,799	燃料費	
7	[redacted]				

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年9月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

5

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

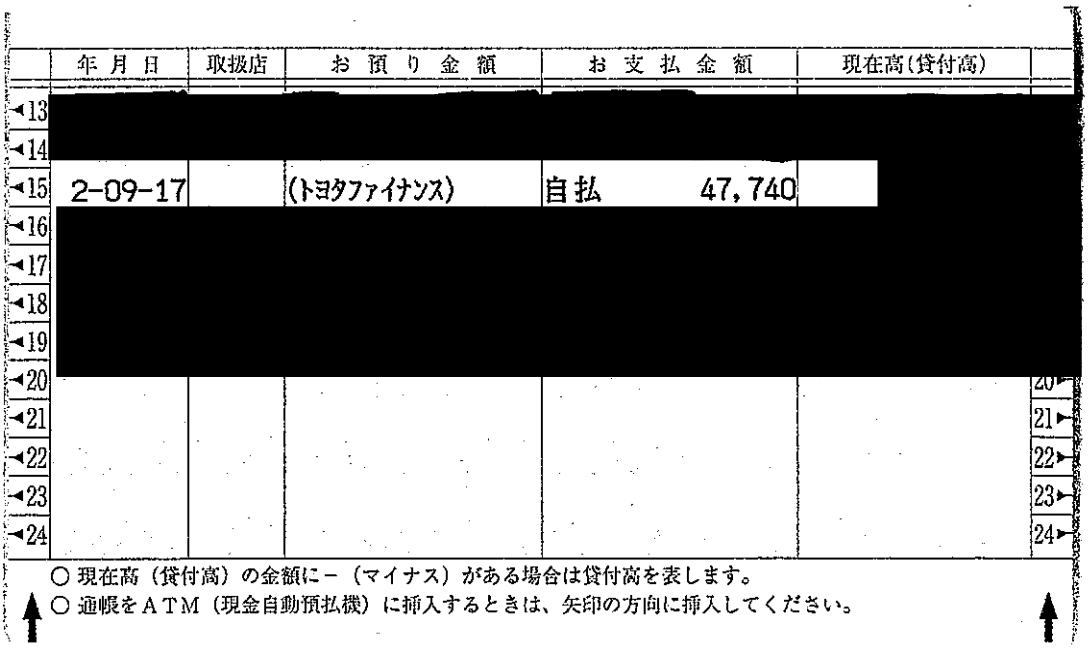

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13	[redacted]				
14					
15	2-09-17		(ﾄﾖﾀﾌｧｲﾅﾝｽ)	自払 47,740	
16	[redacted]				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

○ 現在高（貸付高）の金額に－（マイナス）がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をＡＴＭ（現金自動預払機）に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

（令和2年9月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

6

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
02-09-23	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記　号		番　号
[redacted]		
取扱番号	お取引金額	
N289	＊96,400	
[redacted]	残　高	
[redacted]		

送金料金　　＊440円
振込予定日 02-09-23
ｾｷｸﾞﾁ　ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

9月分　　氏　　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	9:00	11:00		2:00			
2	水	9:00	11:00		2:00			
3	木							
4	金	9:00	11:00		2:00			
5	土	9:00	11:00		2:00			
6	日							
7	月	9:00	11:00		2:00			
8	火	9:00	11:00		2:00			
9	水	9:00	11:00		2:00			
10	木							
11	金							
12	土							
13	日							
14	月	9:00	11:00		2:00			
15	火							
16	水							
17	木							
18	金	9:00	11:00		2:00			
19	土							
20	日							
21	月	9:00	11:00		2:00			
22	火							
23	水							
24	木							
25	金	9:00	11:00		2:00			
26	土	17:00	20:00		3:00			
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
計					(A)　25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [印]

【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [　時間　分]×単価[　円] ＝		円(B)
①' 月額の場合	支給額 ＝	100,000	円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額 ＝	0	円(C)
③ 総支給額	(B)＋(C) ＝	100,000	円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和2年9月 30日

氏名 [redacted] [印]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(D)[100,000円]×案分率[50%]＝	50,000	円(F)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[　円]×案分率[　%]＝		円(G)
○ 政務活動費充当額の計	(F)＋(G) ＝	50,000	円

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年9月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
7		案分率	案分率	100%
			それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。	

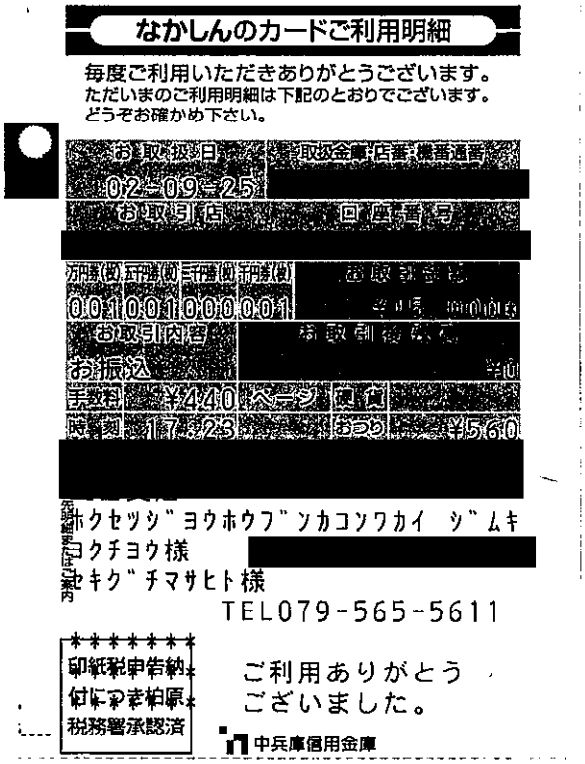

なかしんのカードご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
どうぞお確かめ下さい。

お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番
02-09-25	[redacted]

お取引店	口座番号
[redacted]	

万円券(枚)	五千円券(枚)	三千円券(枚)	千円券(枚)	お取引金額
0	0	1	0	0

お取引内容	お取引後残高
お振込	¥0

手数料	¥440	ページ	硬貨	
時刻	17:23		おつり	¥560

[redacted]

先頭 ホクセツシ゛ヨウホウフ゛ンカコンワカイ　シ゛ムキ
ヨクチヨウ様 [redacted]
セキク゛チマサヒト様

TEL079-565-5611

＊＊＊＊＊＊＊
印紙税申告納
付に代表相原
税務署承認済

ご利用ありがとう
ございました。

中兵庫信用金庫

北摂情報文化懇話会の皆様へ

令和２年度後期会費納入のお願い

謹啓　日中の暑さはまだまだ厳しい昨今ですが、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和２年度後期（１０月－令和３年３月）会費納入のお願いをする時期となりました。通常は６カ月分前納で３万円となっておりますが、新型コロナウイルスの影響で前期に例会中止が続いたため、今回は１万５０００円とさせていただきます。

・[redacted]

名　　義・北摂情報文化懇話会　事務局長　井上　隆

・[redacted]

名　　義・北摂情報文化懇話会　事務局長　井上　隆

以上にお振込いただくか、同封の郵便局の口座（振込手数料無料）をご利用ください。

お手数ですが、１０月末日 までに納入いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

北摂情報文化懇話会事務局
ＴＥＬ　０７９－５６３－２２５６
ＦＡＸ　０７９－５６３－２２８６

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	北摂情報文化懇話会会費
活動概要	○活動団体　北摂情報文化懇話会 ○住所　三田市三輪2丁目1－9 ○活動趣旨 神戸新聞北摂総局が担当するエリア（三田市、北神戸）を対象に、基本的に月１回例会を開催し、さまざまな課題に関する講師による勉強会を実施する。代表幹事に三田市長、幹事に阪神北県民局長、三田市議会議長等、また、常任幹事（事務局長）を神戸新聞社北摂総局長が努め、三田市を中心とした地域の各著名人が参加し、情報交換を行う。 ○活動内容　講演会の開催、参加者同士の情報交換等 ★案分率：　内容は、全て政務活動にかかるものである。

経費	項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
	会費〈令和２年10月～3年3月〉	15,000	9-7	北摂文化懇話会会費（令和２年10月～令和３年３月分）
	合　計	15,000		

備考	

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費	案分率	100%
1			それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。

領 収 証

2020年09月分
けやき台３－５４－１

神戸新聞

No.　3-　35-0216-000

関口　正人 様

銘　柄	部	金　額
神戸新聞セット※	1	4,037
合　計 ※は軽減税率対象品目		￥4,037

お知らせ　領収日2020年10月2日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL：079-562-6467　FAX：079-562-6497

領 神戸新聞 収

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・**事務費**・人件費

案分率	
案分率	50%
それ以外の案分	
案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13	[redacted]				
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22	2-10-05		(ｼｬｰﾌﾟ ﾌｧｲﾅﾝｽ)	自払　8,250	
23	[redacted]				
24					

○ 現在高（貸付高）の金額に－（マイナス）がある場合は貸付高を表します。
○ 通帳をＡＴＭ（現金自動預払機）に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

複合機リース代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年10月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3		案分率	50%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

案分率

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年09月20日
御契約日　2020年10月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
25799	25799			21359	21359

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	154.77		

口座振替のお知らせ　休日の場合は翌営業日となります。
振替日　10月06日

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
09 07	入金（自動振替）				25799
08 24	レギュラー	0001	2841	1380	3921
09 02	レギュラー	0001	3045	1380	4202
09 05	レギュラー	0001	4044	1380	5581
09 09	レギュラー	0001	2827	1380	3901
09 15	レギュラー	0001	2720	1380	3754
				＃＃合　計＃＃	21359
				（内消費税）	(1941)
				（税率10％合計）	(21359)

＊：軽減税率対象

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

17	[redacted]			
18	02-10-06	ガス	*21,359	燃料費
19	[redacted]			
20				
21				

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
4		案分率	案分率　100%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。	

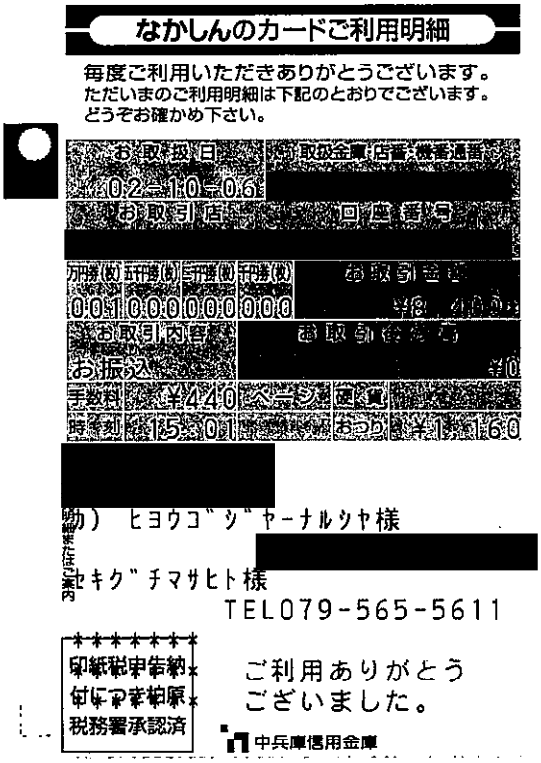

なかしんのカードご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
どうぞお確かめ下さい。

お取扱日	取扱金庫 店番 機番 通番
02-10-06	[redacted]
お取引店	回座番号
[redacted]	
万円券(枚) 五千円券(枚) 三千円券(枚) 千円券(枚)	お取引金額
001000000000	[redacted]
お取引内容	お取引金額
お振込	[redacted] ¥0
手数料 ¥440	ページ 硬貨
時刻 15:01	おつり ¥1,160

[redacted]

ヒヨウコ゛シ゛ヤーナルシヤ様

[redacted]

セキク゛チマサヒト様

TEL079-565-5611

＊＊＊＊＊＊＊
印紙税申告納
付ヒコ章相原
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

中兵庫信用金庫

請　求　書

2020年9月29日

関口　正人　　様

株式会社兵庫ジャーナル社
代表取締役 [redacted]
〒650-0011
神戸市中央区下山手通7丁目6-13
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商　品　名	数量	単位	単価	金　額
兵庫ジャーナル購読料　Ｒ２年７月～９月分	1	部		8,400
（１ヶ月１部2,800円）				
			１０%税込	総額（税込） ¥8,400

お振込先: [redacted]

名　　義:　㈱兵庫ジャーナル社

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
5		案分率	案分率	~~100%~~ 50
			それ以外の案分	
			案分の説明	~~政務活動のため、案分率100%を適用した。~~

領　収　書

兵庫県議会議員　　関口正人　　様

５，０００円

但　ひょうごヒューマンライツ議員の会　２０２０年度会費として
２０２０年１０月６日　上記正に領収いたしました。

〒650-0003
神戸市中央区山本通４丁目 22-25　兵庫人権会館内
ひょうごヒューマンライツ議員の会
TEL/078-222-4747　FAX/078-222-6976

ひょうごヒューマンライツ議員の会

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	ひょうごヒューマンライツ議員の会2020年度会費
活動概要	○活動団体　ひょうごヒューマンライツ議員の会 ○住所　神戸市中央区山本通4丁目22－25　兵庫人権会館内 ○活動趣旨 Human Rights(ヒューマンライツ)は、日本語に訳すと「人権」です。ひょうごヒューマンライツ議員の会は、「国および県市町行政の場で、部落解放・人権政策確立への政治的諸条件をつくり出すための議員活動を展開すること」を目的に設立されました。「人権」は、党派に関係なく重要な課題です。「ひょうごヒューマンライツ議員の会」の名称は、「人権を大切にする議員の会」という意味で名付けたものです。 ○活動内容　部落問題や人権問題に関する情報交換と交流、政策研究 [redacted]

経費	項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
	2020年度会費	~~5,000~~ 2,500	10-5	ひょうごヒューマンライツ議員の会 2020 年度会費
	合　計	2,500 ~~5,000~~		

備考	ひょうごヒューマンライツ議員の会　第１３回定期総会資料

２０２０年9月２３日

ひょうごヒューマンライツ議員の会
会員の皆様へ

ひょうごヒューマンライツ議員の会
会 長　　杉本博昭

「ひょうごヒューマンライツ議員の会」2020年度会費のご請求(お願い)

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃はそれぞれの議会で部落解放・人権政策確立への政治的諸条件をつくり出すためのご活躍に敬意を表します。

さて、ひょうごヒューマンライツ議員の会第13回（2020年度）総会の書面議決にご協力いただき、ありがとうございました。

当面はCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の影響で、活動することが難しい日々が続くでしょうが、会のさらなる発展のため、日頃の議会活動の参考になるような学習会の開催や、会員相互のさらなる親睦に取り組みたいと思います。

つきましては、2020年度の会費をご請求させていただきますので、何卒ご入金くださいますようお願い申し上げます。

◇ご請求金額　**２０２０年度会費　５，０００円**

◇振り込み先　[redacted]

代表者　坂本三郎

ひょうごヒューマンライツ議員の会
第１３回定期総会

書面議決

◇ １号議案　2019年度活動報告　…ｐ１

◇ ２号議案　2019年度会計決算報告　…ｐ２

◇ ３号議案　2019年度会計監査報告

◇ ４号議案　2020年度活動計画（案）　…ｐ３

◇ ５号議案　2020年度予算（案）　…ｐ４

◇ ６号議案　2020年度役員体制（案）　…ｐ５

◇ ７号議案　会則の一部改正（案）について　…ｐ６

【資料】

①神河町「部落差別の解消の推進に関する」条例（19年12月６日施行）

②多可町「部落差別の解消の推進に関する」条例（20年4月１日施行）

③尼崎市「人権文化いきづくまちづくり」条例（20年4月１日施行）

MEMO

Human Rights（ヒューマンライツ）は、日本語に訳すと「人権」です。
本会は、「国および県市町行政の場で、部落解放・人権政策確立への政治的諸条件をつくり出すための議会活動を展開すること」を目的に設立されました。
「人権」は、党派に関係なく重要な政治課題です。「ひょうごヒューマンライツ議員の会」の名称は、「人権を大切にする議員の会」という意味で名付けたものです。

１号議案　2019 年度活動報告

１．第１２回定期総会と懇親会

○昨年 11 月 6 日、神戸市内のラッセホールで第 12 回総会と懇親会を開催しました。
総会には会員 41 名が参加。5 代目会長として姫路市議会の杉本博昭さんを選出し、新たな体制の下、県内各市町行政の場で、部落解放･人権政策確立への政治的諸条件をつくり出すための議会活動を展開していくことを確認しました。
総会終了後には、一般社団法人部落解放・人権研究所代表理事の[redacted]参さんを講師に 2019 年夏の第 25 回参院選に日本維新の会候補として出馬予定であった[redacted]による差別発言事件を振り返り、その差別性と問題点をあらためて確認しました。

○懇親会では、来賓として井戸敏三・兵庫県知事、金澤和夫・兵庫県副知事、越田謙治郎・川西市長、入江貢・三田市副市長にもご出席いただき、大いに親睦を深めました。

２．「議員の会」会報および情報提供

○昨年度は会報 NO14 を発刊し、県内各自治体での「部落差別解消推進条例」の制定状況やインターネット上の誹謗中傷に対する法改正の情報などを周知しました。

○部落解放同盟兵庫県連合会の協力を得ながら、会員のみなさんへ解放新聞兵庫版および中央版を送付し、情報提供に努めてきました。

３．議会選挙のとりくみ

○今年 4 月におこなわれた丹波篠山市議会議員選挙では、会員の[redacted]さん（会計）と[redacted]さんが定数 18 に現職 16 人、新人 7 人の計 23 人が立候補する激戦の勝ち抜き、見事に 2 選を決めました。

４．議会活動交流学習会と懇親会

○昨年は夏の参院選を考慮し、総会を 11 月に開催しましたので、議会活動交流学習会と懇親会は開催しませんでした。

５．新会員の紹介

○昨年の第 12 回総会以降、以下の 4 名の方々にご入会いただきました。（入会順）

1、東垣典雄さん（香美町議会／2019 年 11 月 25 日）

2、小泉弘喜さん（兵庫県議会／2019 年 12 月 4 日）

3、林　丸美さん（明石市議会／2019 年 12 月 21 日）

4、川口じゅんさん（宝塚市議会）／2019 年 12 月 23 日）

2号議案　2019年度決算報告

第12回総会（2019年11月6日）～2020年7月15日

■収入の部

科　目	金額	概要
繰越金	184,169	前年度繰越金
会費	375,000	5000円×75人分
第12回総会懇親会費	185,000	5000円×37人分
雑収入	0	
預金利息	1	4月1日（1円）
合　計	744,170	

■支出の部

科　目	金額	概要
総会費	301,450	総会開催費・懇親会費
活動費	33,800	役員交通費等（20年7/10）
事務費	0	振込手数料
予備費	17,665	役員会会場費
繰越金	391,255	次期繰越金
合　計	744,170	

3号議案　2019年度決算報告

金銭出納帳、収入・支出調書、預貯金通帳等の関係書類を照合し、適正に会計処理されていることを確認しました。 なお、ひょうごヒューマンライツ議員の会通信の印刷代金、文書通信費、懇親会後の宿泊費等につきましては、部落解放同盟兵庫県連合会から援助していただきました。

2020年7月22日　　会計監査　[redacted] ㊞

会計監査　㊞

４号議案　2020 年度活動計画（案）

１．部落問題や人権問題に関する情報交換と交流

①「ひょうごヒューマンライツ議員の会通信」を年２回発行します。

② 解放新聞や人権問題に関する資料などを提供します。

③ 議員相互の交流と親睦を図ります。

２．部落解放・人権政策確立のための政策研究

①議員活動交流学習会を開催します。

②各種講演会や学習会への参加を呼びかけます。

・人権啓発研究第 41 回兵庫県集会　11 月 28 日（土）／オンライン開催

・第 35 回全国人権啓発集会　12 月 17 日（木）～18 日（金）／三重県総合文化センター

３．会員拡大のとりくみ

①会の趣旨に賛同する議員に働きかけ、会員拡大をめざします。

②現在、県議会をはじめ 28 市町議会で 103 人の会員数となっていますが、以下 13 議会で会員が空白です。県内すべての市町議会での会員獲得をめざします。

【会員がいない市町議会】

○北播磨：小野市議会

○中播磨：福崎町議会

○東播磨：高砂市議会、稲美町議会

○西播磨：宍粟市議会、相生市議会、赤穂市議会、太子町議会、佐用町議会、上郡町議会

○但　馬：新温泉町議会

○淡　路：淡路市議会、洲本市議会

４．選挙のとりくみ

①会員議員の全員当選をめざし、支援行動を展開します。

【2020 年の議会選挙】

・三田市議会議員選挙（10 月 4 日投開票）／森本政直さん、檜田充さん、松岡信生さん、佐々木智文さん

・養父市長選挙（10 月 18 日任期満了）／政次悟さん

・丹波市議会議員選挙（11 月 15 日投開票）／太田喜一郎さん、前川豊市さん、大西ひろ美さん

5号議案　2020年度会計予算（案）

2020年7月16日～第14回総会（2021年）

（円）

科　目	金額	摘要
繰越金	391,255	前年度繰越金
会費	515,000	103人
懇親会費	500,000	参加者×5,000円
雑収入	10,000	寄付金、カンパ金
預金利息	2	
合　計	1,416,257	

■支出の部

項　目	前年度予算	摘要
総会費	600,000	総会開催費・懇親会費
交流学習会	600,000	交流学習会開催費・懇親会費
活動費	70,000	役員交通費　等
事務費	10,000	印刷、通信費ほか
予備費	136,257	役員会会場費など
合　計	1,416,257	

６号議案　2020 年度（第 13 期）役員（案）

◇会長　　杉本博昭（姫路市議会）

◇副会長　　黒田一美（兵庫県議会）

松本隆弘（兵庫県議会）

藤田　博（播磨町議会）

北野聡子（宝塚市議会）

◇幹事長　　渕本　稔（朝来市議会）

◇副幹事長　正木幸重（市川町議会）

◇会計　　大西基雄（丹波篠山市議会）

◇監査　　足田仁司（豊岡市議会）

細田　勉（県連財務委員長）（新）

◇幹事　　穐原成人（明石市議会）

原田幸廣（加古川市議会）

長谷川幹雄（加東市議会）

河野照代（播磨町議会）

森本政直（三田市議会）

岡　るみ（川西市議会）

三木浩一（たつの市議会）

◇顧問　[redacted]

７号議案　会則の一部改正（案）について

ひょうごヒューマンライツ議員の会も設立から10年を越えましたが、数年前より、これまで会員・役員としてご活躍いただいたOB・OGにも、本会にご参加いただける枠組みが必要ではないのかという議論がありました。

2020年7月10日に開催した役員会において協議し、以下のとおり、会員続行希望者の取り扱いについて、会則の一部を改正することを提案します。

ヒューマンライツ議員の会　規約改正（案）

（関係会則）

第２条　　本会は、国および県市町行政の場で、部落解放・人権政策確立への政治的諸条件をつくり出すための議会活動を展開することを目的とする。

第４条　　本会は、第２条および第３条に賛同する兵庫県内の県会議員、市会議員、町会議員で構成する。

（追加改正）

第４条２　本会在籍であった者が、議員引退後も第２条の目的を支援するために活動を希望する場合は、役員会の承認を経て会員として在籍することができる。

※会員名簿には、現職ではなく元議員であることを明記する。

※会費については、賛助会員的に 3,000 円とすべきという意見と、正会員同様に 5,000 円とすべきという意見の両論があった。組合組織等の厳格な会員ではなく、任意の組織において議員引退後も活動を希望される熱意に応えて、正会員同様 5,000 円とすべき。

ひょうごヒューマンライツ議員の会 会則

第１章　総則

第１条　本会は、ひょうごヒューマンライツ議員の会と称し、事務所を兵庫人権会館（神戸市中央区山本通４-２２-２５）におく。

第２条　本会は、国および県市町行政の場で、部落解放・人権政策確立への政治的諸条件をつくり出すための議会活動を展開することを目的とする。

第３条　前条の目的を達成するため、以下の活動をおこなう。
１ 部落問題や人権問題に関する情報交換と交流
２ 部落解放・人権政策確立のための政策研究
３ 議員相互の交流と親睦
４ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第２章　会員

第４条　本会は、第２条および第３条に賛同する兵庫県内の県会議員、市会議員、町会議員で構成する。

２　本会在籍であった者が、議員引退後も第２条の目的を支援するために活動を希望する場合は、役員会の承認を経て会員として在籍することができる。

第３章　機関

第５条　本会は、目的の達成と会務の円滑な遂行のため、次の機関をおく。
１ 総会
２ 役員会

第６条　総会は、１年に１回、会長が招集する。ただし、臨時総会は役員会が必要と認めた場合、会長が招集する。

第７条　役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第４章　役員

第８条　本会に次の役員をおく。
１ 会長　　１名
２ 副会長　若干名
３ 幹事長　　１名
４ 副幹事長　若干名

5 会計　　1名
6 監査　　若干名
7 幹事　　若干名

第９条　会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。幹事長は本会の日常業務を統括する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は代行する。会計は本会の会計事務を司る。監査は会計を監査する。各役員の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

第10条　役員会の決定により、会長は学識経験者を顧問として委嘱することができる。

第５章　会計

第11条　本会は、会費および寄付金等をもってこれにあてる。

第12条　本会の会計年度は、総会から総会までとする。

第13条　本会の会費は、年間５,０００円とする。

第６章

第14条　本会則の施行細目は役員会で決定する。

第15条　本会則の改正は、総会出席会員の３分の２以上の同意を必要とする。

第16条　本会則は２００８年８月２日から施行する。
本会則は２００９年６月６日から改正施行する。
本会則は２０２０年９月１日から改正施行する。

第13期 ヒューマンライツ議員の会 会員名簿

	地域	名前	所属議会	役職
1	神戸	黒田一美	兵庫県議会	副会長
2		越田浩矢	兵庫県議会	
3		石井健一郎	兵庫県議会	
4		向山好一	兵庫県議会	
5		小池ひろのり	兵庫県議会	
6		木戸貞一	兵庫県議会	
7	尼崎	谷井いさお	兵庫県議会	
8		小泉弘喜	兵庫県議会	
9		大谷勘介	兵庫県議会	
10	西宮	栗山雅史	兵庫県議会	
11	川西	北上哲仁	兵庫県議会	
12	加古川	迎山志保	兵庫県議会	
13	明石	松本隆弘	兵庫県議会	副会長
14		北口寛人	兵庫県議会	
15		伊藤勝正	兵庫県議会	
16	西脇	内藤兵衛	兵庫県議会	
17	神崎郡	上野英一	兵庫県議会	
18	三田	関口正人	兵庫県議会	
19		中田英一	兵庫県議会	
20	伊丹	坪井謙治	兵庫県議会	
21		相崎佐和子	兵庫県議会	
22	豊岡	門間雄司	兵庫県議会	
23	加古郡	岡 つよし	兵庫県議会	
24	姫路	竹内英明	兵庫県議会	
25		五島壮一郎	兵庫県議会	
26	揖保たつの	山口晋平	兵庫県議会	
27	三木	村岡真夕子	兵庫県議会	
28	神戸	池田林太郎	神戸市議会	
29		川内清尚	神戸市議会	
30		大井としひろ	神戸市議会	
31		伊藤めぐみ	神戸市議会	
32		たなびき剛	神戸市議会	
33		加地幸夫	神戸市議会	
34		横畑和幸	神戸市議会	
35		矢野浩慈	神戸市議会	
36		高橋秀典	神戸市議会	
37	阪神北	檜田 充	三田市議会	
38		森本政直	三田市議会	幹事
39		佐々木智文	三田市議会	
40		松岡信生	三田市議会	
41		北野聡子	宝塚市議会	副会長
42		大島淡紅子	宝塚市議会	
43		梶川美佐男	宝塚市議会	
44		川口じゅん	宝塚市議会	
45		保田憲司	伊丹市議会	
46		山薗有理	伊丹市議会	
47		大津留求	伊丹市議会	
48		岸田まさと	伊丹市議会	
49		高橋あこ	伊丹市議会	
50		鈴木久美子	伊丹市議会	
51		岡 るみ	川西市議会	幹事
52		津田加代子	川西市議会	
53		谷 正充	川西市議会	
54		井戸まき	猪名川町議会	

	地域	名前	所属議会	役職
55	阪神南	河崎はじめ	西宮市議会	
56		大石伸雄	西宮市議会	
57		山口みさえ	芦屋市議会	
58		中村亮介	芦屋市議会	
59		宮城亜輯	尼崎市議会	
60		綿瀬和人	尼崎市議会	
61	東播磨	原田幸廣	加古川市議会	幹事
62		穐原成人	明石市議会	幹事
63		吉田秀夫	明石市議会	
64		竹内きよ子	明石市議会	
65		林 丸美	明石市議会	
66		河野照代	播磨町議会	幹事
67		藤田 博	播磨町議会	副会長
68		木村晴恵	播磨町議会	
69		奥田俊則	播磨町議会	
70	北播磨	村井正信	西脇市議会	
71		長谷川幹雄	加東市議会	幹事
72		森田博美	加西市議会	
73		森元清蔵	加西市議会	
74		衣笠利則	加西市議会	
75		中右憲利	加西市議会	
76		穂積豊彦	三木市議会	
77		古田寛明	三木市議会	
78		山口邦政	多可町議会	
79		吉田政義	多可町議会	
80	中播磨	杉本博昭	姫路市議会	会長
81		駒田かすみ	姫路市議会	
82		中西祥子	姫路市議会	
83		正木幸重	市川町議会	副幹事長
84		高橋昭二	市川町議会	
85		吉岡嘉宏	神河町議会	
86		澤田俊一	神河町議会	
87	西播磨	三木浩一	たつの市議会	幹事
88	丹波	大西基雄	丹波篠山市議会	会計
89		向井千尋	丹波篠山市議会	
90		太田喜一郎	丹波市議会	
91		前川豊市	丹波市議会	
92		大西ひろ美	丹波市議会	
93	但馬	浅田 徹	豊岡市議会	
94		足田仁司	豊岡市議会	監査
95		岡本昭治	豊岡市議会	
96		青山憲司	豊岡市議会	
97		西田 真	豊岡市議会	
98		東垣典雄	香美町議会	
99		渕本 稔	朝来市議会	幹事長
100		森田龍司	朝来市議会	
101		浅田郁雄	朝来市議会	
102		政次 悟	養父市議会	
103	淡路	土井 巧	南あわじ市議会	
104	顧問	[redacted]		
105				

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費 (広報広聴費) 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
6		案分率	50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

領　収　証　　関口正人　様　　No. 2020/09/0117

★￥140,800.-

但　サーバー代金ほか

R2 年　10 月　10 日　上記正に領収いたしました

内　訳

金額 ￥128,000.-

税額等(10%) ￥12,800.-

200円

無限 Webサービス
〒572-0051
大阪府寝屋川市高柳1-1-10＃106
TEL：072-827-5017　FAX：072-827

請求書

関口正人　様

品名　サーバー/ドメイン管理費/制作費

金額　¥140,800.

発行年月日　2020/9/25

伝票No　2020/09/0117

取引年月日　2020/4～2020/9

明　細	数　量	単　価	金　額	摘　要
ドメイン管理費（4月～9月分）6ヶ月分	1	¥19,100	¥19,100	
サーバー管理費（4月～9月分）6ヶ月分	1	¥48,900	¥48,900	
製作費/修正費（4月～9月分）6ヶ月分	1	¥60,000	¥60,000	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
明　細　計			¥128,000	
消　費　税　（税率　10　%）			¥12,800	
合　　計			¥140,800	

上記の通りご請求します。

備考

写真工房　無限 Web
大阪府寝屋川市高柳
TEL.0
FAX.072

		担当者

兵庫県議会議員

せきぐち正人

Masahito Sekiguchi

http://www.sanda-sekiguchi.com

Gallery
せきぐち正人プロフィール
せきぐちの議会報告
せきぐちの活動報告
三田市の地域情報
タウンミーティング
おすすめリンク

せきぐち正人サポートクラブ

What's NEW
2020.9

・第68回タウンミーティングの日程を追加しました。

心のふれあう田園文化都市　三田市
三田市のホームページはこちら

兵庫県のホームページはこちら

せきぐち正人事務局：〒669-1321 兵庫県三田市けやき台3丁目54-1　TEL(079)565-5611/FAX(079)565-4711

Copyright © 2002-2020 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

このサイトへのお問合せ・ご質問はinfo@sanda-sekiguchi.comまで

せきぐち正人公式サイトにご訪問ありがとうございました。あなたは 068230人目のお客様です。

兵庫県議会議員
せきぐち正人（まさひと）
Masahito Sekiguchi

https://www.sanda-sekiguchi.com

せきぐち正人プロフィール
せきぐちの議会報告
せきぐちの活動報告
三田市の地域情報
タウンミーティング
Gallery
三田市ウォッチング
おすすめリンク
What's NEW

せきぐち正人事務局
〒669-1321
兵庫県三田市けやき台3丁目54-1
TEL(079)565-5611
FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ
info@sanda-sekiguchi.com

せきぐちの議会報告

迅速にお伝えするためにpromptly

せきぐち正人の兵庫県議会での記録を公開しています。
議会での内容を少しでもお伝え出来れば幸いです。

今年は長い梅雨が終わり、暑い夏を迎えましたが、市民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。　緊急事態宣言と国民の自粛努力によって、いったんおさまりを見せた新型コロナウイルスですが、再び感染が広がりつつある状況です。市民の皆様も日常生活と感染対策の中で、日々不安を抱えながら、暮らしておられることと思います。

県では新型コロナウイルス対策として、2月、3月、4月、6 月、7月の5回、補正予算を成立させましたが、今年度の内容を本レポートでご報告するとともに、引き続き、皆様の生活を守るための対策が講じられるよう、県に対して強く働きかけてまいります。

また、県に対して、ポストコロナ社会のあるべき姿についての提言もなされましたので、その内容についても本レポートでご報告させていただきます。

新型コロナウイルスに対する対応は長期戦になることが予想されますが、市民の皆様も、何とかお気持ちは明るく日々過ごされますよう、お祈り申し上げます。新型コロナウイルス対策やポストコロナ社会のあるべき姿などにご意見等がございましたら、ぜひともお聞かせいただければと思いますので、お気軽にご連絡下さい。

更新日:2020年9月

- 2020年8月　令和2年度 兵庫県当初予算と補正予算　GO
- 2020年6月　予算特別委員会（部局別）での質問項目　GO

せきぐちの議会報告

（2020年8月）

●令和2年度 兵庫県当初予算と補正予算

県では、令和2年度当初予算に加え、令和2年4月及び6月に、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、補正予算（緊急経済対策）を編成しております。その主な内容は以下の通りです

	当初予算	4月補正予算（緊急経済対策）	6月補正予算（緊急経済対策等）
一般会計	1兆9,956億円	3,905億円	1,121億円
特別会計	1兆6,866億円	11億円	－
公営企業会計	2,727億円	－	－
総額	3兆9,549億円	3,916億円	1,121億円

●議会費を削減し、新型コロナウイルス感染症対策に関する要請を行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、県議会として議会費の削減を行うとともに、この削減額を「県の新型コロナウイルス感染症対策」に充当するよう知事に要請しました。

なお、議会費の削減内容ですが、6月の定例県議会において、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、及び、兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を可決し、それによって、令和2年6月支給の期末手当の15%、及び、令和2年7月から令和3年度3月までの政務活動費15％をカットしました。

●兵庫県議会、7月臨時議会が開催され、新型コロナウイルス対策の追加の補正予算が成立しました。

感染の次なる波に備えつつ、生活の日常化と経済活動の早期回復を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の制度の詳細が判明した令和2年度の国の補正予算を活用して、補正予算を編成するため、臨時県議会が7月27日に行われました。7月の補正予算の金額は473億円で、その主な内容は以下の通りです。1. 医療・検査体制の強化

1. 入院医療体制の強化（感染拡大期②―1週間平均の新規要請患者数が40人以上

の場合、650床（うち重症病床120床）、宿泊療養室700室（5施設）を確保。一般医療を過度に圧迫しないよう、重点医療機関（30機関）、協力医療機関（16機宿泊療養室700室（5施設）を確保。一般医療を過度に圧迫しないよう、重点医療機関（30機関）、協力医療機関（16機関）をあらかじめ指定）約122億円

2. PCR検査体制の拡充（検査機器の設置を支援し、現行1,500件/日を2,500件/日に拡充）

2. 福祉施設や学校等の感染症防止対策

1. 感染防止対策支援金、利用自粛からのサービス再開支援金、福祉施設向け相談窓口の設置、児童養護施設等への支援、学校再開に伴う支援など、国の制度詳細の確定を踏まえ、補助単価等を見直し

3. 医療従事者等への慰労金支給

1. 医療従事者や福祉関係者（約50万人）に対して、詳細な制度設計を行い、対象を拡充

4. 地域経済の早急な活性化・地域の元気づくり

1. 緊急生活福祉資金貸付原資の助成拡充、緊急対応型雇用創出事業の実施、Welcome to Hyogoキャンペーンの拡充

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

三田市ホームページ：三田市 議会　会議録検索システム

兵庫県 会議録検索システム

議会報告TOP

Copyright © 2002-2020　Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

せきぐちの議会報告

●予算特別委員会（総括審査）での私の質問に対する主な回答は以下の通りです。

1.兵庫2030年の展望のリーディングプロジェクトについて

質問：関口

・県は兵庫2030年の展望の将来像実現に向け、リーディングプロジェクトを進めていくとしているが、この中にはイノベーションやテクノロジー、社会実験に取り組んでいくプロジェクトも含まれている。これらプロジェクトチームを設置し、絶えず検証を行い、社会の変化や技術の進歩も積極的に取り込んでプロジェクトの進化につなげる。進捗状況は全プロジェクトの前年度の成果と課題を分かり易くまとめて9月の県議会に報告するとともに、広く公表する。

答弁：知事

・リーディングプロジェクトは10年先に開花するような、これまでにない社会システムを創り上げていく取り組みで、短期的な費用対効果ではなく、中期的な見地から進めていきたい。プロジェクト毎に部局横断のプロジェクトに対レ、どのように事業者や製品サービスを評価選定し、その後、費用対効果等をどのように検証しさらなる取り組みを展開していくかの判断をしていくのか。その過程でどのよ引こ県民や議会にその情報を開示していくのか。

2.人間中心のA—社会原則について

質問：関口

・内閣府は平成引年3月に人間中心、教育・リテラシー、プライノくシー確保セキュリティ確保、公正競年確保、公平性、説明責任及び透明性及び、イノベーションの7つの原則からなる、人間中心のAI社会原則を発表した。県も今後、人間中心のAI社会原則を順守の上、AIに関するプロジェエクトを進めていくべきと考えるが、所見を伺う。

答弁：政策創生部長

・本県としても人間中心の取り組みを進めていかなければならないと考えており、昨年策定した「ひようご・データ利活用プラン」では県民本位のスマート兵庫構築を目標に掲げている。AIは人によるコントロールの下で通切に導入し、人は人間にしかできない創造的対人的活動に能力をフルに発揮できる環境を整備し、多様で質の高い暮らしを実現していきたい。

3.三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合について

質問：関口

・現在、急性期医療の分野で三田市民病院と神戸市北区の済生会兵庫県病院との連携を進めるため、神戸市をの済生会兵庫県病院との連携を進めるため、神戸市を交えた3者による会議が設けられ議論が進められているが、医療圏を超えたこの三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合も視野に入れた取り組みについて県はどのように考えているか。

答弁：健康福祉部長

・それぞれの地域医療構想調整会議における医療機関の自主的な取り組みを基本として、関係者の合意のもと自主的な取り組みを基本として、関係者の合意のもと医療機関の再編統合や病床再編などが行われるのであれ1よ国からの直接の助言等が行われる「重点支援区域」選定に向けた申請を行うほか、医療介護推進基金などを活用し、積極的に支援を行っていく。

4.地球アトリエ構想の推進について

質問：関口

・三田市在住で、世界的な美術家、新宮晋氏が温めてきた「地球アトリエJ構想の検討が進められているが、令和2年度の県の予算として挙げられており、私もこの構想が進展することを大いに期待している。そこで、この事業の計画内容と今後のスケジュールについて、ご説明願いたい。

答弁：知事

・現在施設内容や運営計画の策定作業を進めており、展示棟やアトリエ棟などを整備し観光客や芸術家が集う交流の場になるように取り組んでいく。将来的には宿泊施設の整備も視野に入れている。基本構想を早急にまとめ、令和2年度は建築設計を実施し、令和2年度からの工事着工を目指したい。

5.県立病院におけるアドバンス・ケア・プランニングの状況について

質問：関口

・自らが望む人生の最終段階における医療ケアを共有する取り組みを「アドバンスド・ケア・プランニング」と呼ぶが、この取り組みは特に終末期を迎えた患者や家族の皆さんにとって非常に重要であると考える。県立病院におけるアドバンスケア・プランニングの取り組み状況や課題、今後の対応について、所見を伺う。

答弁：病院事業管理者

・県立病院では多職種で構成する医療・ケアチームがアドバンス・ケア・プランニングを実施しており、救急搬送患者や認知症の患者など、本人の意思確認ができないケースにおいても、本人にとっての最善の治療方針を

とることとしている。患者・家族が予後の見通しなどについて受容できないケースの場合は、国のガイドラインに基づき、直重な対応に努めている。

6.気候変動について（1）気候変動への取り組みについて

質問：関口

・気候変動は非常事態と呼ぶべき状況にあり、人類の生存や文明の崩壊にもつながる人類の直面する最大の課題だと考える。
・このような状況において県内の企業や県民が行動のために気候変動の現状を改めて認識し適切な危機感を持ってもらうために県が気候変動非常事態宣言を出し、まずは2030年までの兵庫県温暖化対策推進計画の内容を拡充し、削減目標や施策の普及目標を最大限上方修正し取り組みを強化することが、県の最重要課題だと考える。以上の点とスケジュールについて所見を伺う。

答弁：知事

・これまでの想定を上回るスピードで待ったなしの気候変動が地球規模で起こっている。国はパリ協定のもとでの削減目標の再提出を見送ることになったが、県としては、地域としてリードしていくため、身近に迫る危機的状況とあわせて、2020年度の26.5％削減目標の強化と取り組みを明確にしていきたいと考えている。
・そのため、2025年度に予定していた計画の見直しを、3カ年前倒しして、令和2年度中に行いたいと考えている。この場合には、非常事態宣言を含めて、県としての基本姿勢をしっかり示していくことにしたいと考えている。

6.気候変動について（2）2050年までの気候変動に対応した長期戦略について

質問：関口

・気候変動への対応としては、グリーンニューディール政策や人口減少を踏まえたエネルギー需要の徹底削減エネルギー効率化、農業のあり方の見直し、森林の保存再生、地産地消の推進食料ロスの削減、肉食の削減やライフスタイルの変革などあらゆる取り組みを進めるべきと考える。
・県は長期において国が目標としている80％削減ではなく、すでに現時点で17の都道府県が表明している2050年CO2ゼロを目指し気候変動の長期戦略を早急に年CO2ゼロを目指し気候変動の長期戦略を早急に策定するべきと考えるがその方針とスケジュールについて所見を伺いたい。

答弁：環境部長

・再エネの地産地消、100％再エネへの転換、豊かな海の藻場・干潟等によって炭素を貯留するといった「ブルーカーボン」、水素還元製鉄技術による「ゼロ力ーボン・スチール」といった技術の展開、水素モビリティなど、エネルギー地域・くらし、産業、運輸などのあらゆる分野において、県内企業や地域、県民の取り組み徹底や技術開発を促していく必要がある。
・C02ゼロは地球規模の要請とも言うべき課題である。「低炭素」のステージを「脱炭素」に進める長期的な将来像、戦略を地球温暖化対策推進計画の見直しとあわせ令和2年度に検討していく。その中で取り組みとあわせて、ゴールを見据えていきたいと考えている。

6.気候変動について（3）気候変動に対応した将来ビジョン策定について

質問：関口

・2050年の将来ビジョンが検討されているが、気候変動への対応は最大の課題であり、最も社会変革のインパクトが大きく、将来ビジョンの検討において欠かせないテーマであると考える。
・今後、将来ビジョンの検討において、気候変動への対応をどのように議論し反映させ気候変動の長期戦略との整合性を取る予定か、またそのためにも適切な委員の選定が必要と考えるが、所見を伺いたい。

答弁：政策創生部長

・兵庫2030年の展望でも、11の将来像の1つに「環境先進地」を掲げ、次世代エネルギー社会の構築をめざしているが、こうした環境を重視する基本姿勢は新ビジョンにおいても変わりはない。来年度、本格化する新ビジョンの検討では、気候変動リスクを十分に理解し大局的な視点で兵庫の未来を語れる識者の参画を求めていく。兵庫の持つポテンシャルを十分に生かし、脱炭素社会を先導する「環境先進地」兵庫の姿を、新ビジョンで意欲的に描いていきたい。

6.気候変動について（4）気候変動に関する教育について

質問：関口

・気候変動が危機的な非常事態とも言える状況において学生や児童生徒に対し、気候変動の危機的状況とそれにどう対応すべきかについて教育していくべきと考える。これまでの環境教育という次元ではなく、今後学校で実現可能な機会を最大限利用して、分かりやすい教材を準備し気候変動、気候危機に関する教育を進めていくことに対して、どのように考えているか。教育委員会の所見を伺いたい。

（2020年6月）

●新型コロナウイルス感染緊急対策に関する補正予算について

兵庫県議会は4月24日に臨時本会議を開き、新型コロナウイルス感染症対策を強化するための**3916億円の補正予算案**を承認しました。主な内容は下記の通りです。詳細は県のホームページ等でご確認いただければ幸いです。

今後とも、検査体制の強化、入院病床の確保、人工呼吸器や防護具等の整備、軽症者・無症状の方に対する専用施設での対応、医療崩壊を避けるための方策、事業継続や生活に困っている方々への対策等について、強く県に求めてまいります。

1.感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実（121億7千万円）

（1）マスク等衛生資材の確保と感染拡大防止対策の強化（社会福祉施設等における感染拡大対策、就労系障害福祉サービス等の機能強化、学校における感染拡大防止対策等）

（2）検査体制及び医療提供体制の強化（PCR検査の外部委託の実施、入院病床確保、人工呼吸器等の備品整備支援、無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応、臨時外来の設置、コールセンターの人員強化、保健所等の体制強化等）

（3）情報発信や相談体制の充実（心のケア支援、外出自粛要請の効果調査実施等）

（4）学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備（学習指導員の配置、SNS悩み相談窓口の強化、県立芸術・文化施設等映像配信事業の実施等）

（5）遠隔教育、テレワーク等の推進（スクールサポーターの活用、県立学校等における遠隔授業環境の整備、新型コロナウイルス感染症対策に対応した在宅勤務環境の整備等）

2.地域産業・県民生活への支援（3767億7千万円）

（1）企業等の事業継続支援（休業要請事業者経営継続支援、無利子資金の創設等）

（2）雇用の維持支援（地域企業再起支援事業の実施、緊急雇用対策職業訓練事業の拡充、離職者生活安定資金融資制度の拡充等）

（3）農林水産物の需要喚起・事業継続支援（野菜価格安定対策、県産農産物の販売促進等）

（4）生活に困っている世帯や個人への支援（生活福祉資金の拡充、国民健康保険料の減免、住宅確保給付ー金の拡充、高校生等奨学給付金の拡充、高校の授業料の減免／軽減補助等）

（5）税制措置等による支援（徴収の猶予制度の特例設置等）

3.収束後における地域の元気づくり（27億円）

Copyright © 2002-2020 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

三田市の地域情報

（2020年8月）

・ポストコロナ社会兵庫会議が県に対して提言を行いました。

有識者による「ポストコロナ社会兵庫会議」が6月に発足し、ポストコロナを見据えた社会のあるべき姿についての提言を7月8日に県に対し行いました。ヨーロッパを中心に提唱されているグリーンリカバリー（緑の回復）の視点がまったくないのが課題だと思いますが、提言の項目は以下の通りとなっています。詳しくは県のホームページからダウンロード可能です。

提言1.パンデミック時代の危機管理

1. **危機管理体制の再構築**（総合的な危機管理体制、科学的な政策判断、国際機関の機能強化）
2. **医療提供体制の強化**（医療体制整備、医療従事者を支える環境整備）
3. **防災知見の感染症への準用**（緊急時対応の法制化、自助・共助・公助による防疫力向上）
4. **避難所革命**（避難所のあり方の見直し）

提言2.デジタル革新の加速

1. **働き方・暮らし方のパラダイムシフト**（テレワーク、オンライン教育、オンライン診療・看護、医療データの活用、オンライン面会、オンライン芸術鑑賞）
2. **情報通信基盤の抜本強化**（高度な通信設備能力の整備）
3. **デジタル社会と個人情報**（接触確認アプリの活用、マイナンバー制度の活用）

提言3.産業の競争力・リスク体制の強化

1. **経済再生への安全網強化**（緊急経済対策、サプライチェーンの再構築）
2. **テクノロジーの導入加速**（兵庫の先導的役割、デジタルリテラシーの向上、若い力の活躍）

提言4.分散型社会への転換

1. **大都市集中の是正**（大胆な地方分散政策）
2. **新しいスタイルの創造**（家庭や地域での時間の充実、豊かな住環境、豊かな自然の中での教育、芸術文化拠点の分散）

提言5.社会の絆の再生

兵庫県議会議員

せきぐち正人（まさひと）

Masahito Sekiguchi

せきぐち正人プロフィール
県政への思い
せきぐちの議会報告
せきぐちの活動報告
三田市の地域情報
タウンミーティング
Gallery
三田市ウォッチング
おすすめリンク
What's NEW

せきぐち正人（まさひと）事務局
〒669-1321
兵庫県三田市けやき台3丁目54-1
TEL(079)565-5611
FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ
info@sanda-sekiguchi.com

兵庫県議会

2015年	兵庫県議会議員に初当選
	総務常任委員会委員
	予算特別委員会理事
2016年	農政環境常任委員会委員
	森林審議会委員
2017年	建設常任委員会副委員長
	決算特別委員会委員
	河川審議会委員
2018年	農政環境常任委員会委員長
	兵庫県都市計画審議会委員
2019年	兵庫県議会議員に再選
	健康福祉常任委員会委員
	兵庫県競馬組合議会議員

兵庫県議会議員
せきぐち正人（まさひと）
Masahito Sekiguchi

https://www.sanda-sekiguchi.com

せきぐち正人プロフィール
せきぐちの議会報告
せきぐちの活動報告
三田市の地域情報
タウンミーティング
三田市ウォッチング
おすすめリンク
What's NEW

せきぐち正人事務局
〒669-1321
兵庫県三田市けやき台3丁目54-1
TEL(079)565-5611
FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ
info@sanda-sekiguchi.com

タウンミーティング

市民の皆様の声を直接お伺いしたいと、
定期的に茶話会（タウンミーティング）を行っております。
ぜひお気軽にお越しの上、ご意見をお聞かせ下さい。心よりお待ち申し上げております。

◆第67回タウンミーティングのご案内◆

日時	~~2020年5月31日（日）　午後2時00分～4時00分~~ 中止
場所	ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

◆過去のタウンミーティングの記録◆

第66回：　2019年10月6日（日）　ウッディタウン市民センター・2F会議室1

第65回：　2019年6月30日（日）　ウッディタウン市民センター・2F会議室1

第64回：　2019年1月13日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第63回：　2018年12月2日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第62回：　2018年08月5日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第61回：　2018年05月13日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第60回：　2018年01月14日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第59回：　2017年10月1日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第58回：　2017年6月4日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第57回：　2017年3月12日（日）　ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

第56回：　2016年12月4日（日）　ウッディタウン市民センター・視聴覚室

第55回：　2016年8月7日（日）　ウッディタウン市民センター・視聴覚室

タウンミーティング

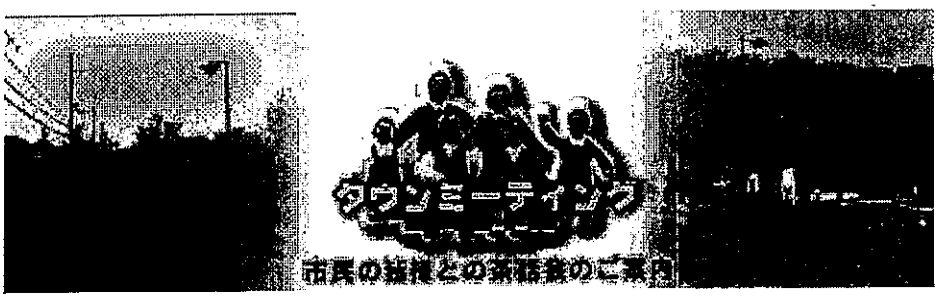

市民の皆様の声を直接お伺いしたいと、
定期的に茶話会（タウンミーティング）を行っております。
ぜひお気軽にお越しの上、ご意見をお聞かせ下さい。心よりお待ち申し上げております。

◆第68回タウンミーティングのご案内◆

日時： 2020年11月29日（日） 午後2時00分～4時00分

場所： ウッディタウン市民センター・2F会議室 1

◆過去のタウンミーティングの記録◆

第67回： ~~2020年5月31日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室中止~~
第66回： 2019年10月6日（日） ウッディタウン市民センター・2F 会議室 1
第65回： 2019年6月30日（日） ウッディタウン市民センター・2F 会議室 1
第64回： 2019年1月13日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第63回： 2018年12月2日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第62回： 2018年08月5日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第61回： 2018年05月13日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第60回： 2018年01月14日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第59回： 2017年10月1日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第58回： 2017年6月4日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第57回： 2017年3月12日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
第56回： 2016年12月4日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第55回： 2016年8月7日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第54回： 2016年2月21日（日） ウッディタウン市民センター 2F会議室I
第53回： 2015年12月6日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第52回： 2015年9月6日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第51回： 2015年3月1日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第50回： 2014年11月30日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第49回： 2014年8月31日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第48回： 2014年5月18日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室

兵庫県議会議員

せきぐち正人

Masahito Sekiguchi

せきぐち正人プロフィール
せきぐちの議会報告
三田市の地域情報
タウンミーティング
Gallery
三田市ウォッチング
せきぐちの議会報告
おすすめリンク
What's NEW

せきぐち正人事務局
〒669-1321
兵庫県三田市けやき台3丁目54-1
TEL(079)565-5611
FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ
info@sanda-sekiguchi.com

クリックすると大きい写真が見

せきぐち正人

南あわじ市

議会控え室

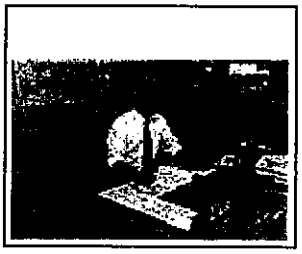

兵庫県議会代表質問

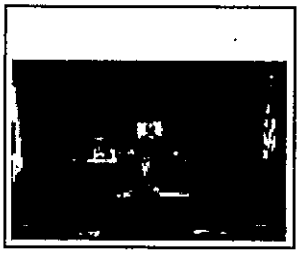

決算特別委員会

臨時本会議

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年10月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
7	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13	[redacted]				
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24	2-10-19		(トヨタファイナンス)	自払　47,740	

○ 現在高（貸付高）の金額に－（マイナス）がある場合は貸付高を表します。
○ 通帳をＡＴＭ（現金自動預払機）に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

8

無所属控室で使用するためコピー機（99000円）を
同室3名で購入

負担金額　関口　20,000円
丸尾議員　39,500円
中島議員　39,500円

※備品台帳は丸尾議員が作成・管理

案分率	案分率	100%
	それ以外の案分	
	案分の説明	政務活動のため、案分率100%を適用した。

領　収　証

関口　正人様　　2020年10月22日

★ 720,000

但　コピー機購入代

上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（　%）

尼崎市三反田町1-7-7
丸尾　牧

コクヨ　ウケ-1048

コピー機購入代

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
兵庫県議会　丸尾
牧　様

御中

お客様コード

金額　99,000 円

受取人
第一電子株式会社

受領印

コンビニ→お客様渡し

御請求書

H1 No. 618 KOU

〒650－0011
兵庫県神戸市中央区下山手通５－１０－１

兵庫県議会　丸尾　牧　様

御中

DK 第一電子株式[redacted]
代表取締役　高取　宏行

お問合せ先　コールセンター　TEL　0120-743-506
お振込み先　[redacted]

年　月 1日 ～ 2020 年 9 月 30 日　　頁. 1

本書と行違いにお支払済の場合にはご了承願います。

日付	伝票No.	品名・規格・備考	数量	単価	金額	消費税額	請求金額
9.18	00450104698	TASKalfa 206ci 中古機	1 台	90,000	90,000	9,000 10%	99,000
		京セラ　CS－890K	1 個	0	0	0	0
		京セラ　CS－890Y	1 個	0	0	0	0
		京セラ　CS－890M	1 個	0	0	0	0
		京セラ　CS－890C	1 個	0	0	0	0
		(税率　１０%対象)			90,000	9,000	99,000

前回御請求額	御入金高	差引残高	今回御買上高	消費税額	今回御請求高
0	0	0	90,000	9,000	99,000

払込票

コンビニ専用

ゆうちょ銀行又は郵便局での取り扱いは、できません。

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				9	9	0	0	0

払込票

受

払込受領証
(コンビニエンスストア

払込人氏名
兵庫県議会　丸尾
牧　様

（添付様式5）

【　緑の党兵庫　】
[　丸尾 牧　]

備 品 台 帳

年	月	日	整理区分	会計帳簿番号	摘　要 ※品名、型番、使用目的等を記載	単価 （税込）	異動高				現在高			
							取得		廃棄		使用	保管	計	
							数量	価格	数量	価格			数量	価格
R2	10	22	購入	10_14	複合機KYOCERA TASkalfa206ci 議員控え室用 中島議員（39,500円負担）、関口議員（同20,000円）、丸尾（同39,500円）で共用	99,000 円	1	99,000 円			1		1	99,000円
					年度 計	99,000 円	1	99,000 円			1		1	99,000 円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
※備品は購入単価（税込）が1件3万円以上の物品とします。
※購入単価（税込）は上限10万円（ただし、パソコンは上限15万円）。購入単価を超える備品購入に政務活動費は充当できません。
※購入総額は、1年度に上限30万円。購入総額30万円を超える備品購入に政務活動費は充当できません。
※保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態としてください。

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年10月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)
9	

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-10-26	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記号		番号
[redacted]		
取扱番号	お取引金額	
N444	＊96,400	
[redacted]	残高	
	[redacted]	

[redacted]

送金料金　　＊440円
振込予定日 02-10-26

ｾｷｸﾞﾁ ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆ う ち ょ 銀 行

（添付様式９）

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

10月分　　氏　　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木							
2	金	9:00	11:00		2:00			
3	土	9:00	11:00		2:00			
4	日							
5	月							
6	火	13:00	15:00		2:00			
7	水							
8	木							
9	金	9:00	11:00		2:00			
10	土	9:00	12:00		3:00			
11	日							
12	月							
13	火							
14	水							
15	木							
16	金	9:00	11:00		2:00			
17	土	9:00	12:00		3:00			
18	日							
19	月							
20	火							
21	水							
22	木							
23	金	9:00	11:00		2:00			
24	土	9:00	12:00		3:00			
25	日							
26	月							
27	火							
28	水							
29	木							
30	金							
31	土	16:00	20:00		4:00			
計					(A) 25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [印]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [　時間　分]×単価[　円] ＝　円(B)

①' 月額の場合　支給額 ＝　100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 ＝　0 円(C)

③ 総支給額　(B)＋(C) ＝　100,000 円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和2年10月 31日

氏名 [redacted] [印]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[100,000円]×案分率[50%]＝　50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　円]×案分率[　%]＝　円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)＋(G) ＝　50,000 円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年10月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	案分率	100%
10	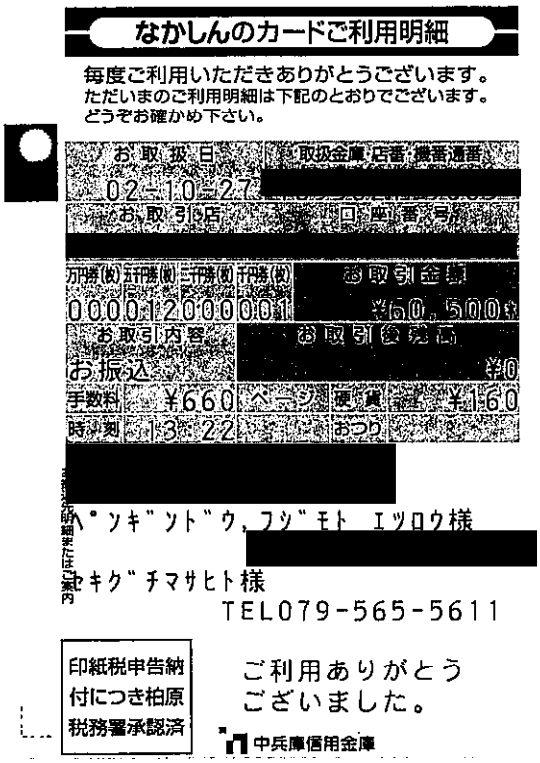		それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため発行したが、案分率100%を適用した。

御 請 求 書

No.

発行日
令和2年10月22日

ペンギン堂
〒669−2341
兵庫県篠山市郡家241
代 表　藤本悦郎
TEL079−552−2080
FAX079−552−1517

関口正人　　様

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)
¥60,500

品　名	規 格	単 価	数 量	金 額	摘 要
令和3年度当初予算編成に	A4	275	200 冊	55000	30冊穴なし
対する申し入れ					170冊穴あけ
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合　計				¥55,000	
消 費 税				¥5,500	
総　計				¥60,500	

備　考

御入金専用口座
口座名義人　ペンギン堂　藤本悦郎
[redacted]

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	予算申し入れ書作成
活動概要	○予算申し入れ書作成 ・2021年度の予算申し入れ書を作成する ・印刷部数は 200 部 ・170 部は県当局に提出 　残部は学習会などで説明資料として使用する予定。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
資料作成費	60,500	10-10	予算申し入れ書印刷代
合　計	60,500		

備考	＊添付書類：予算申し入れ書

令和２年11月

令和３年度当初予算編成に対する申し入れ

兵庫県議会議員

関口正人

令和２年１１月１１日

兵庫県知事　井戸　敏三　様

兵庫県議会議員　関口　正人

令和３年度当初予算編成に対する申し入れ

現在、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、これまで当たり前と考えてきた生活そのものを見直す必要に迫られています。また、現在日本においてはGo Toトラベルや Go To Eatの経済対策が進められ、そのことにより人々の接触が増加し、また、今後冬を迎えることから、再度感染が拡大することが懸念されます。そのような中で県の役割は非常に重要であり、令和３年度においては、引き続き十分な新型コロナウイルス対策と、元の通りに戻すのではないポストコロナ社会を見据えた当初予算編成が必要になると考えます。

第１に、さらなる感染に対応した新型コロナウイルスへの十分な対策を講じることが必要と考えます。ＰＣＲ等の検査体制の拡充、症状に応じた入院病床の提供、軽症者・無症状者を療養する宿泊施設の拡充、ワクチンの確保、公平な配分方法の決定など、今後さらに深刻化するかもしれない感染に備えた新型コロナウイルス対策を進めることが必要と考えます。また、やむを得ない場合は緊急事態宣言の発出が再度必要とは考えますが、全面的な活動自粛を避けながら、いかにきめ細かく経済のかじ取りを進めていくかも重要と考えます。

第２に、このような新型コロナウイルス感染症へ県民の関心が集中する中で、残念ながら議論されることがあまりありませんが、人類にとって、より危機的で早急な対策が必要である気候変動に対して、早急な対応を進めることが必要と考えます。

今年度、新型コロナウイルス感染症の蔓延による経済活動の減少によって、世界での二酸化炭素排出量がいったん減少することが見込まれていますが、これがもと通り

に戻ってしまうことは避けなければなりません。ヨーロッパを中心にグリーンリカバリー（緑の復興）が提唱されていますが、新型コロナウイルスから回復する上において、元に戻るのではなく、失われた雇用を新たな分野で創出し、脱炭素社会を一気に推し進めるグリーンリカバリーを進めるべきと考えます。

令和２年度には兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しを行うとともに、気候変動の長期的な戦略が同計画に盛り込まれることになっています。最低限、ＩＰＣＣ１.５℃特別報告書が求める２０３０年４５％削減の達成と２０５０年ゼロエミションを目指し、これまでの枠組みを超え、脱成長シナリオ、少子化、一人当たりエネルギー需要・総需要の削減、消費の削減、肉食、食品ロスの削減、ライフスタイルの変革等にも踏み込んだ、広範囲で網羅的で野心的な推進計画の見直しを期待しています。

２０３０年までの９年あまりは気候変動対策のために決定的に重要な期間であり、令和３年度は、この見直された推進計画を達成するための活動を具体的に進めていくにあたり非常に重要な開始年度であるため、県民に気候変動の危機的状況を伝え、危機意識を醸成し、全力で脱炭素に向けた行動を開始するよう、県として気候非常事態を宣言した上で、進めていくことを求めます。

第３に、新型コロナウイルスの影響により税収の減少も見込まれる中、新型コロナウイルスへの対応とポストコロナ社会の体制づくり、及び、それと合わせた気候変動への取り組みの観点から新型コロナウイルス感染症の発生以前、また、地球温暖化対策推進計画見直し前に策定した、兵庫２０３０年の展望とリーディングプロジェクトの基本的な施策、事業について、内容、優先順位を再編成すべきと考えます。

第４に、安心安全な県民生活のために継続して取り組んでいくべき施策、事業については、着実に進めていくことが必要です。

以上の４つの観点から、先に行った重要政策提言を具体化した以下の４６項目を提言いたします。知事におかれましては、令和３年度当初予算編成にあたり、これらを最大限に取り入れ、その実現を目指す県政を推し進めていかれるよう、強く申し入れます。

１.新型コロナウイルス感染症対策（１４項目）

①今後、さらに深刻化の恐れがある新型コロナの感染拡大に対して、公的機関だけでなく、民間の検査機関や各地域の医師会等を活用したＰＣＲ等の検査実施体制と検査可能数の拡充

②予防的措置として無症状の対象者に対する検査の実施

③保険が適用されない場合において高額となっている検査価格の適正化

④さらに深刻化の恐れがある新型コロナの感染拡大に対して、病状に応じた入院病床数の確保と医療設備・体制の整備

⑤軽症者・無症状者を療養する宿泊施設の拡充

⑥患者を症状に応じて振り分ける運用の確実な実施

⑦新型コロナの効果的な治療方法の確立

⑧ワクチン開発を踏まえたワクチン数の確保、公平な配分方法の決定

⑨医療・介護従事者、保育士、流通業の従事者、小売業従事者、公共交通機関従事者、ゴミ収集従事者など、社会的な機能を維持することに尽力しているエッセンシャルワーカーに対しての優先的な検査実施、経済的支援

⑩新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、感染状況をきめ細かく把握し、ピンポイントでの営業自粛と補償策をセットにした支援

⑪あらゆる業種、企業を無条件に、また、元に戻るために支援するのではなく、ポストコロナ社会を見据えた業態転換、新たな分野での雇用創出を可能にするための支援

⑫新型コロナウイルスの影響により職や住む所を失った正規社員、非正規社員、アルバイト、フリーランス、自営業者等の人々に対しての経済的支援、住居の支援、新たな雇用につながるための教育等の支援

⑬芸術文化は人々の生活に潤いを与え、豊かな社会のために欠かせないものと考えます。新型コロナウイルスにより厳しい状況が続く中で、芸術文化関係者の活動をなんとか維持し、新型コロナウイルス収束後の活動につながるよう、必要な支援策を講じること

⑭新型コロナウイルスによって、人口が集中する東京圏で社会生活を送ることに脅威を感じ、移住を考える人が増えていると考えます。また、リモートワークが進展する中で、より住環境の良い所への移住を検討する人も増えていると考えます。このような状況において、東京圏一極集中を是正するための東京圏から兵庫県へのさまざまな層の移住促進のさらなる強化

2.気候変動対策（１４項目）

①７月に行われたポストコロナ社会の提言において、気候変動の問題がまったく触れられていないのは非常に残念でありますが、兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しと実行、及び、新型コロナウイルスから回復し、ポストコロナ社会を構築する上において、雇用を新たな分野で創出し、脱炭素社会を一気に推し進めるグリーンリカバリー（緑の復興）の考え方を施策、事業へ反映すること

②見直された２０３０年までの兵庫県地球温暖化対策推進計画、及び、同計画に盛り込まれる２０５０年までの長期的戦略についての県民への周知徹底、そのための説明冊子の作成と全世帯への配布、及び、各市町における県民への説明会の実施

③産業部門、業務部門、運輸部門の大規模事業者に対する環境の保全と創造に関する条例に基づいた指導・助言の強化、そのための体制・要員の大幅な拡充

④上記大規模事業者への指導・助言内容やベースとなる温室効果ガス排出抑制計画書・措置結果報告書（実績）に関して、省エネ・効率化、再エネや蓄電池の導入だけでなく、生産数量、延床面積、輸送距離数等の各部門に応じた数量、原単位、排出係数、及び、最終的な二酸化炭素排出量と産業部門に関しては、国内/輸出比率を明確化した上で計画及び報告を求め、どの部分がどのように変化（改善）する計画か、変化（改善）したかを明確化するように求めること

⑤上記大規模事業者における脱炭素化ノウハウの体系化と中小企業者への展開、支援

⑥家庭部門に対する「うちエコ診断」について、カーボンフットプリントの考え方を取り入れるとともに、各家庭の衣食住、余暇・レジャー、移動、消費＜肉食や食品ロス等＞やライフスタイルの変革などを含めた内容に拡充すること（拡充する内容に関しては、ＩＧＥＳ　公益財団法人地球環境戦略研究機関が出した「１．５℃ライフスタイル ―脱炭素型の暮らしを実現する選択肢―」が参考になると考えます）

⑦上記拡充された「うちエコ診断」の県内の各家庭での実施率を最大限に上げるための体制、要員の大幅な拡充（現在の実施率では家庭部門に対して有効な方策を実施しているとは言えず、大幅な実施率の向上が必要と考えます）

⑧上記拡充された「うちエコ診断」の県民への周知、「うちエコ診断」に関する冊子の作成と全世帯への配布、及び、各市町における県民への説明会の実施（現時点で県民の認知度はほとんどありません）

⑨MaaSの考え方を推進し、電気自動車の普及、自動車保有／稼働台数の削減、自動車一台当たりの輸送人員数の増加、自動車燃料費の削減などを総合的に目指すこと。そのために必要なMaaS関連プロジェクトを前倒しで実施すること

⑩太陽光、小水力、バイオマス、ゴミ発電等の兵庫県の地域発電のポテンシャルを明確にした上で地域電力、及び、地域循環共生圏の創造など、地域、コミュニティにおける気候変動への取り組みに対する大幅な支援

⑪気候変動の危機的状況と深刻度、そのために必要な行動を小学校、中学校、高等学校、大学のそれぞれの状況に応じて教育するための分かりやすい教材の作成と教育の実施（現在の環境教育の内容では不十分と考えます）

⑫社会人に対する生涯教育の一環としての気候変動危機に関する教育の実施

⑬県民に気候変動の危機的状況を伝え、危機意識を醸成し、全力で脱炭素に向けた行動を開始するよう、兵庫県として気候変動非常事態の宣言

⑭気候変動非常事態宣言において、現在、世界で最も革新的といわれるのは、スペインのバルセロナ市が２０２０年１月に出した３２ページに及ぶ気候変動非常

事態宣言ですが、そのために市民会議が開催され、気候変動非常事態宣言の内容が定められました。兵庫県においても、上記気候変動非常事態を宣言するにあたり、地球温暖化対策推進計画をベースとした気候変動非常事態県民会議の実施を検討すること

3．兵庫２０３０年の展望とリーディングプロジェクトの見直し（2項目）

①新型コロナウイルスの影響によって、税収の減少が見込まれるとともに、ポストコロナ社会として、それ以前と異なるビジョンが必要と考えます。また、気候変動に対しては、２０３０年に向けて地球温暖化対策推進計画が見直されますが、その対応は兵庫２０３０年の展望やリーディングプロジェクトに劣ることはない県における最優先課題と考えます。以上の観点から、新型コロナウイルス感染症発生以前、また、推進計画の見直し以前に策定された兵庫２０３０年の展望とリーディングプロジェクトについて、ポストコロナ社会の社会づくり及び地球温暖化対策推進計画と整合性を取るよう内容と優先順位を抜本的に見直し、再編成すること

②令和３年度当初予算におけるリーディングプロジェクトの予算内容の明確化（プロジェクト内容、目的、スケジュール、予算等）

4．安心安全な県民生活のための施策、事業の着実な実行（１６項目）

総務関係

①新型コロナウイルスの感染に十分に配慮した避難所対策、備蓄対策、避難行動要支援者に対する支援

②災害が発生する際に的確な避難勧告、避難指示の判断を行い、県民に周知することが出来るための十分な対応策の実施

健康福祉関係

③新型コロナウイルスの少子化に対する影響に関する早期の状況分析、及び、その状況分析に基づいた適切な対応策の実施

④各市町における介護基盤の整備と介護人材確保を着実に進めること

⑤上記介護基盤の整備と介護人材確保に関して、兵庫県老人福祉計画に基づく進行管理によって、市町ごとの進捗や課題、どの程度深刻なのか、足りていないのか、遅れているのか、また、新たな課題が発生していないかについてのタイムリーな把握、及び、その状況の議会や県民への情報提供

⑥三田市民病院と神戸市北区の済生会兵庫県病院と神戸市を交えた３者による医療連携に関する会議の進捗に基づいた、県としての積極的な支援

⑦上記の三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合の検討を踏まえながら、六甲山北側への救命救急センターを持った災害拠点病院の設置、あるいは、その機能を持たせることの検討

産業労働関係

⑧AIの導入が様々なプロジェクトや事業において進められ中、その導入に際しては、プライバシーとセキュリティ、説明責任と透明性を適切に確保した上で慎重に進めること

⑨AIの雇用、働く人への影響の把握分析、及び、影響を受ける職種に対する雇用転換、教育への支援

農政環境関係

⑩家庭農業は県における担い手として、農村の維持のために非常に重要な存在であり、兵庫県においても、家族農業が持続可能になり、食料自給の重要な役割の一部を担うよう、十分な施策・事業を講じること

⑪兵庫楽農生活センターによる実践の場の提供、市町やＪＡによる地域楽農生活センターの開設支援、田舎暮らし楽農生活応援事業の実施、市民農園の整備、楽農学校事業の実施などにより県民の農への積極的な関わりを推進し、農を支える交流・定住の促進にかかわる事業をより積極的に進めていくこと

⑫県内の市民農園の数について、現状よりもはるかに多くの目標値を設定し、より大々的に進めること

建設関係

⑬新型コロナの影響により、進捗に遅れが見受けられると認識している「地球アトリエ」構想の事業化にあたり、新宮晋氏をはじめ関係者の意見を反映しながら、本事業を着実に進めていくこと

⑭オールドニュータウンに関する明舞団地やその他先駆的な取り組みを活かし、積極的にオールドニュータウン再生への取り組みを進めること

文教関係

⑮すべての子どもが適切な教育の機会を得ることができるよう、収入の状況に応じた就学支援、授業料免除・補助、返済の必要のない奨学金の提供などのさらなる支援制度の拡充

警察関係

⑯重要凶悪事件、知能犯罪、特殊詐欺など、今後とも多発するさまざまな犯罪において、さらなる検挙率の向上のための効果的な方策を講じること

以上

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年11月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費		
1		案分率	100%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動のため、案分率100%を適用した。

領収証

2020年10月分　神戸新聞

No.　3-　35-0216-000

けやき台３－５４－１

関口　正人　様

銘柄	部	金額
神戸新聞セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,037

お知らせ　領収日2020年11月2日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL: 079-562-6467　FAX: 079-562-6497

領 神戸新聞 収

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年11月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	案分率	50%
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		それ以外の案分	
2			案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

通常貯金（兼お借入明細）　5

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01	[redacted]				
02					
03					
04	2-11-04		(ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ)	自払 8,250	
05	[redacted]				
06					
07					
08					
09					
10					
11					11
12					12

複合機リース代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年11月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目			
	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
3		案分率	案分率	50%
			それ以外の案分	
			案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年10月20日
請求対象日　2020年11月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
21359	21359			19505	19505

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	141.34		

口座振替のお知らせ
振替日　11月06日　休日の場合は翌営業日となります。

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
10 06	入金（自動振替）				21359
09 21	レギュラー	0001	2811	1380	3879
09 28	レギュラー	0001	2648	1380	3654
10 02	レギュラー	0001	2590	1380	3574
10 08	レギュラー	0001	3102	1380	4281
10 20	レギュラー	0001	2983	1380	4117
				##合　計##	19505
				（内消費税）	(1773)
				（税率10%合計）	(19505)

＊：軽減税率対象

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

[redacted]

7	02-11-06	ガス	*19,505	燃料費
8	[redacted]			

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年11月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
4	案分率	案分率	50%
		それ以外の案分	
		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

2020年11月06日(金)

領収証

関口正人 様

¥3，401－

上記正に領収しました（消費税　　３０９円を含みます）

ユーナン商事株式会社

〒５３２－０００４大阪府大阪市淀川区西宮原２丁目２番１７号

新三田店

※財布等で保管戴く際は印刷面を内側に折り保管をお願いします。
※領収証とお買上げ明細は切り離さずに保管をお願いします。
お買上明細だけでの返品交換はお受付できません。

担当者 [redacted]

0003-4718-2072

領収証 ユーナン 新三田店 ☎079-565-9310

＊お買上明細＊

2020年11月06日(金)　No.0003
No301タナカ
4902850035705JAN
001410外マルアイ　事務用封筒　¥598
4902011346275JAN
001425外ＬＦＸ　高白コピー用　¥298
4906186289153JAN
001425外エーワン　インクジェッ　¥958
4522831123926JAN
001430外ＬＦＸ　両面テープ幅　¥98
4901991052596JAN
001430外消え色ピット大　¥576
2コ×単288
4522831972104JAN
001410外　修正テープ1　¥98
4901490046133JAN
001430外アロンアルファ　¥378
4901991008333JAN
001410外トンボ鉛筆ノンダスト消　¥88
小計　¥3,092
外税10(対象　3092)　¥309
合計　¥3,401
お買上げ商品の返品交換は
２週間以内にお願い致します。
（一部商品につきましては
対象外とさせて頂きます。）
お買上げ明細のみでの返品
交換はお受けできません。
◆は軽減税率(8%)適用商品です。

No.2072　9点買　14:18TM

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年11月分）

（会派名　無所属クラブ）

（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

5

案分率　50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

案分率

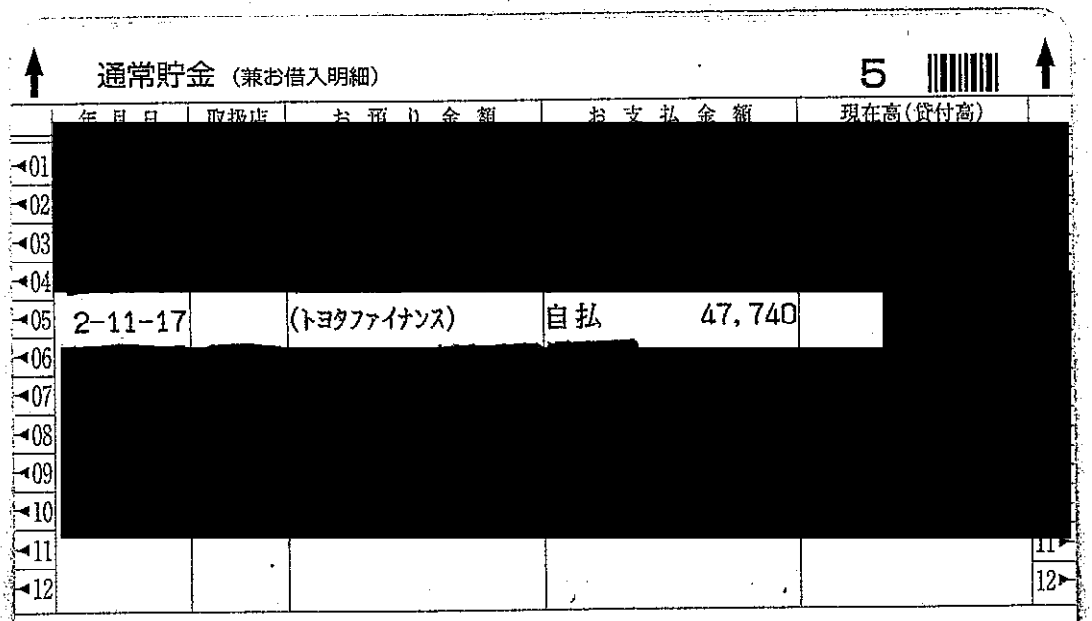

通常貯金（兼お借入明細）　5

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
[redacted]				
2-11-17		(トヨタファイナンス)	自払　47,740	
[redacted]				

自動車リース代

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年11月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

6

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
02-11-18	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記　号		番　号
[redacted]		
取扱番号	お取引金額	
N129	*96,400	
[redacted]	残高	
	[redacted]	
[redacted]		

送金料金　　*440円
振込予定日 02-11-18
ｾｷｸﾞﾁ ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆ う ち ょ 銀 行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

11月分　　氏　　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月	9:00	11:00		2:00			
3	火							
4	水	9:00	11:00		2:00			
5	木	9:00	11:00		2:00			
6	金	9:00	11:00		2:00			
7	土	16:00	20:00		4:00			
8	日							
9	月	9:00	11:00		2:00			
10	火							
11	水							
12	木	9:00	11:00		2:00			
13	金	9:00	10:00		1:00			
14	土							
15	日							
16	月	9:00	11:00		2:00			
17	火							
18	水							
19	木	9:00	11:00		2:00			
20	金							
21	土							
22	日							
23	月							
24	火							
25	水							
26	木							
27	金							
28	土	16:00	20:00		4:00			
29	日							
30	月							
計					(A)　25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [　時間　分] × 単価 [　円] ＝　　円(B)

①' 月額の場合　支給額 ＝　100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 ＝　0 円(C)

③ 総支給額　(B)＋(C) ＝　100,000 円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) －・[3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和2年11月 30日

氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] ＝　50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　円] × 案分率[　%] ＝　円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)＋(G) ＝　50,000 円

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

1

案分率

案分率	100%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動のため、案分率100%を適用した。

領収証

2020年11月分
けやき台３－５４－１

神戸新聞

No.　3-　35-0216-000

関口　正人 様

銘柄	部	金額
神戸新聞セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,037

お知らせ　領収日2020年12月2日

12月分は20日頃からお伺いさせて頂きます。宜しくお願い致します。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL: 079-562-6467　FAX: 079-562-6497

領 神戸新聞 収

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

2

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

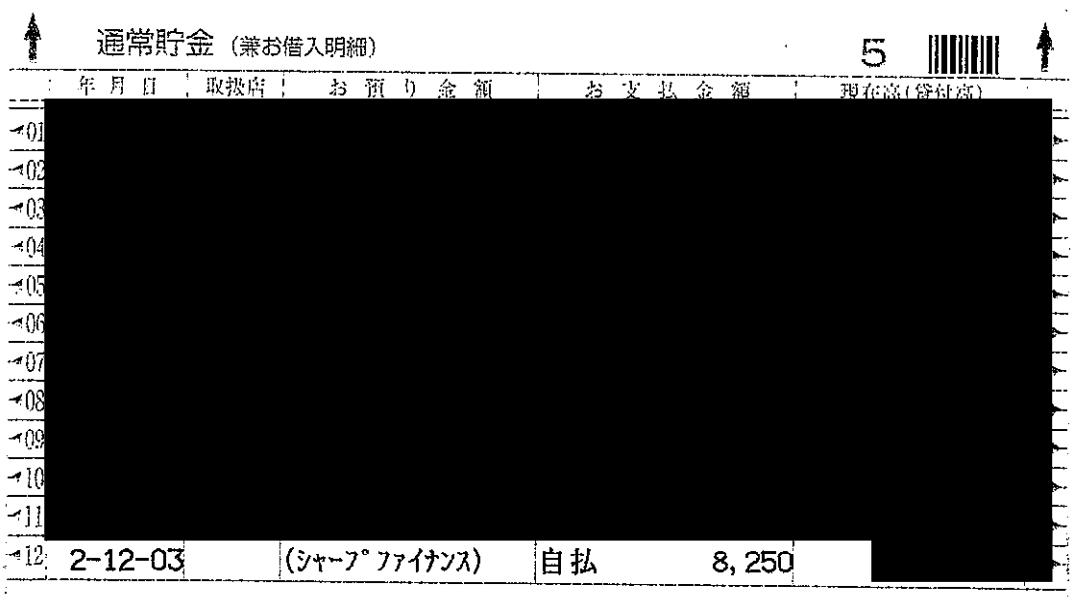

通常貯金（兼お借入明細）　5

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(登録済)
[redacted]				
2-12-03	(シャープ ファイナンス)	自払	8,250	[redacted]

複合機リース代

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・（広報広聴費）・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3		案分率	案分率 97%
			それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。

☑ 振込金（兼振込手数料）受取書
☐ 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込日　和暦 02年12月03日　（受付日 2 年 12月 3 日）

お振込先 [redacted] 銀行 信組 金庫 農協 [redacted] 支店

預金種目 [redacted]

金額 ¥446,072

お受取人
セイ ペンギンドウ
メイ フジモトエツロウ
おなまえ ペンギン堂 藤本悦郎 様
おところ（おでんわ 079 －562 －2080）丹波篠山市郡家241－1

振込手数料（消費税含む） 880

〈ご注意〉
○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
○記載された個人情報は、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。

ご依頼人
セイ セキグチ
メイ マサヒト
おなまえ 関口正人 様
おところ（おでんわ 079 －565 －5611）三田市けやき台 3－54－1

会員　会員外

（日本政府 収入印紙 200円）　出納 6　2.12.3

中兵庫信用金庫 [redacted]

S 2/2

御 請 求 書

No.

発行日
令和2年11月30日

ペンギン堂
〒669−2341
兵庫県篠山市郡家241−
代 表 藤本悦郎
TEL079−552−2080
FAX079−552−1517

関口正人 様

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)
¥446,072

品 名	規 格	単 価	数 量	金 額	摘 要
関口レポート No.85	B4	9.4	32300 枚	303620	色上質中厚
ホームページ資料		5000	1	5000	
新聞折込代(三田市全域)	B4	3	32300 枚	96900	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合 計				¥405,520	
消 費 税				¥40,552	
総 計				¥446,072	

備 考

御入金専用口座
口座名義人 ペンギン堂 藤本悦郎
[redacted]

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	県政報告紙（関口正人レポート86号）の発行
活動概要	○発行日　令和2年11月30（月） ○発行部数　32,300 部 ○対象者　兵庫県民 ○配付方法　新聞折込　32,300 枚 ○内容　兵庫県　新型コロナウイルス感染症対策の分析・検証について 令和3年度　当初予算編成に対する申し入れについて ★案分率：　政務活動の記事が全体の 97%を占めるため、按分率 97%を適用する。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
関口レポートNo.86、ホームページ資料、及び、新聞折込代	432,689	12-3	ペンギン堂 印刷@9.4 円×32,300 枚＝303,620 円 ホームページ資料　5,000 円 新聞折込代@3 円×32,300 枚＝96,900 円
合　計	432,689		

備考	＊添付書類：県政報告「関口正人レポート８６号」

兵庫県議会議員

せきぐち正人（まさひと）レポート

冬号
No. 86
2020年12月

金沢副知事に予算申し入れ

日々寒さが強まる冬を迎えましたが、市民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスの感染が再び拡大し、この状況が長引く中、日々自粛生活を続け、また、経済的にますます苦しくなる事業者や市民の方々が多数おられることと認識しており、引き続き、県に対して十分で適切な新型コロナウイルス対策ときめ細かい社会経済体制の両立策を強く働きかけてまいります。そのような中ではありますが、市民の皆様が、何とかお気持ちは平穏に日々過ごされますよう、お祈り申し上げます。

さて、本レポートでは新型コロナウイルス感染症対策の県の分析・検証状況と私、**せきぐち正人**の県の来年度予算への申し入れについて報告させていただきました。

菅政権が２０５０年温室効果ガス排出実質ゼロの方針を示しましたが、来年度予算において新型コロナウイルス感染症対策と皆様の安心安全を守るための施策とともに、危機的状況に対し緊急な対応が求められる気候変動対策についても強く要望しました。ご意見等ございましたら、ぜひお聞かせいただければと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

●兵庫県　新型コロナウイルス感染症対策の分析・検証について

10月末に県はこれまでの新型コロナウイルス感染症対策の分析・検証を行い、今後の基本的な対応の方向性を定めました。その項目は以下の通りとなっています。

１．主な対策の10の特徴

(1)「対処方針」に基づく総合的な対応　(2) フェーズに応じた機動的医療対制の構築　(3) 病院ネットワークの構築による病床の確保　(4) 原則全員入院、「自宅療養者ゼロ」の堅持　(5) 入院コーディネートセンターの早期設置・運用　(6) 医療資機材の供給・長期備蓄　(7) 高齢者施設・障害者施設における事業継続のためのの応援スキームの構築　(8) フェーズに応じた社会活動制限のシナリオ化　(9) 融資や支援金など多様なメニューによる事業活動の支援　(10) 知事メッセージによる発信の強化

２．主な教訓

(1) **医療・検査体制等**（①感染症に対応できる医療体制の確保　②ＰＣＲ検査の実施体制の構築・拡充　③効果的な積極的疫学調査の実施　④医療物資の確保・供給・備蓄）

(2) **社会活動制限**（①時宜に応じた的確な要請の実施　②休業要請に応じた事業者への支援　③保育所、社会福祉施設等の事業継続　④感染状況に応じた教育活動の規制ルールづくり）

(3) **広報対策**（①的確な情報発信　②広報媒体等の特性を活かした情報発信）

(4) **県民一人ひとりの感染症に対する正しい理解と行動**（①自らの健康を守る意識の醸成　②人権侵害防止に向けた対策の強化）

(5) **行政の対応体制**（①対策本部機能の強化等　②行政機能の維持）

３．今後の基本的な対応の方向性

(1) **感染の早期発見、濃厚接触者・関係者の早期確定と二次、三次感染の防止**
①フェーズに応じた医療体制の確保　②地域外来・検査センターの拡充、民間検査機関の活用等による検査体制の強化　③積極的疫学調査の実施体制の強化

(2) **感染拡大防止と社会経済体制の両立**
①「３密」の回避、身体的距離の確保、マスクの着用など「ひょうごスタイル」の推進　②ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底と「感染防止対策宣言ポスター」の掲示　③「兵庫県新型コロナ追跡システム」の登録促進

(3) **一律規制ではなく感染の状況を踏まえたターゲット型の対策の推進**
①感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設の利用自粛　②休業要請の対処地域や施設の設定
③高齢者施設等における施設内感染防止対策の推進

再生紙を使用しています。

●令和３年度　当初予算編成に対する申し入れについて

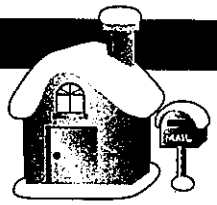

11月11日に県に対し、令和３年度の当初予算編成に対する申し入れを行いました。
その項目は以下の通りです。

1. 新型コロナウイルス感染症対策（１４項目）

① ＰＣＲ等の検査実施体制と検査可能数の拡充　② 予防的措置として無症状の対象者に対する検査の実施
③ 検査価格の適正化　④ 病状に応じた入院病床数の確保と医療設備・体制の整備
⑤ 軽症者・無症状者を療養する宿泊施設の拡充　⑥ 患者を症状に応じて適切に振り分ける運用の確実な実施
⑦ 新型コロナの効果的な治療方法の確立　⑧ ワクチン数の確保と公平な配分方法の決定
⑨ エッセンシャルワーカーに対しての優先的な検査実施、経済的支援　⑩ 営業自粛と補償策をセットにした支援
⑪ 業態転換、新たな分野での雇用創出を可能にするための支援
⑫ 職や住む所を失った正規社員、非正規社員、アルバイト、フリーランス、自営業者等の人々に対しての経済的支援、住居の支援、新たな雇用につながるための教育等の支援
⑬ 芸術文化関係者の活動をなんとか維持し、収束後の活動につながるよう、必要な支援策を講じること
⑭ 東京圏一極集中を是正するための東京圏から兵庫県へのさまざまな層の移住促進のさらなる強化。

2. 気候変動対策（１４項目）

① グリーンリカバリー（緑の復興）の考え方の施策・事業への反映　② 兵庫地球温暖化対策推進計画の県民への周知
③ 産業部門、業務部門、運輸部門の大規模事業者に対する指導・助言の強化とそのための体制・要員の大幅な拡充
④ 大規模事業者における温室効果ガス排出抑制計画書・措置結果報告書の内容の明確化
⑤ 上記ノウハウの中小企業者への展開、支援　⑥ 家庭部門に対するライフスタイル等の「うちエコ診断」の内容拡充
⑦「うちエコ診断」のための要員の大幅な拡充　⑧「うちエコ診断」の県民への周知　⑨ ＭＡＡＳの考え方の推進
⑩ 地域電力、地域循環共生圏の創造等、地域、コミュニティにおける気候変動への取り組みに対する大幅な支援
⑪ 気候変動の危機的状況と必要な行動に関する小学校、中学校、高等学校、大学への教材の作成と教育の実施
⑫ 社会人に対する生涯教育の一環としての気候変動危機に関する教育の実施
⑬ 兵庫県としての気候変動非常事態の宣言　⑭ 気候変動非常事態県民会議実施の検討

3. 兵庫２０３０の展望とリーディングプロジェクトの見直し（２項目）

① ポストコロナの社会づくりと地球温暖化対策推進計画と整合性を取るよう、内容・優先順位の抜本的見直しと再編成
② 令和３年度当初予算におけるリーディングプロジェクトの予算内容の明確化

4. 安心安全な県民生活のための施策、事業の着実な実行（１６項目）

① 新型コロナウイルスの少子化に対する影響に関する早期の状況分析とその内容に基づいた適切な対応策の実施
② 新型コロナウイルスの感染に十分に配慮した避難所対策、備蓄対策、避難行動要支援者に対する支援
③ 災害が発生する際に的確な避難勧告、避難指示の判断を行い、県民に周知するための十分な対応策の実施
④ 介護基盤の整備と介護人材確保を着実に進めること
⑤ 会議基盤の整備と介護人材確保に関して、進捗や課題などのタイムリーな把握と状況の議会や県民への情報提供
⑥ 三田市民病院と済生会兵庫県病院と神戸市による医療連携に関する会議の進捗に基づく県の積極的な支援
⑦ 上記検討状況を踏まえながら、六甲山北側への救急救命センターを持った災害拠点病院の設置とその検討
⑧ ＡＩの導入に際して、プライバシーとセキュリティ、説明責任と透明性を適切に確保した上で慎重に進めること
⑨ ＡＩの雇用、働く人への影響の把握分析、及び、影響を受ける職種に対する雇用転換、教育への支援
⑩ 家族農業が持続可能になり、食料自給の重要な役割の一部を担うよう、十分な施策・事業を講ずること
⑪ 県民の農への積極的な関わりの推進、農を支える交流・定住の促進にかかわる事業をより積極的に進めていくこと
⑫ 県内の市民農園の数について、現状よりもはるかに多くの目標値を設定し、より大々的に進めること
⑬「地球アトリエ」構想の事業化にあたり、新宮晋氏をはじめ関係者の意見を反映し、本事業を着実に進めていくこと
⑭ 明舞団地やその他先駆的な取り組みを活かし、積極的にオールドニュータウン再生への取り組みを進めること
⑮ 適切な教育の機会のための授業料免除・補助、返済の必要のない奨学金の提供などのさらなる支援制度の拡充
⑯ 今後とも多発するさまざまな犯罪において、さらなる検挙率の向上のための効果的な方策を講じること

今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には
ぜひ、**せきぐち正人**まで、お気軽にご相談ください。
〒669-1321　三田市けやき台3-54-1
TEL 079-565-5611　FAX 079-565-4711
ホームページ：http://www.sanda-sekiguchi.com/　メールアドレス：info@sanda-sekiguchi.com

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
4		案分率	案分率　50% それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

343-1402-1
関口　正人　様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日　2020年11月20日
御契約支払日　2020年12月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
19505	19505			20279	20279

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
	148.86		

口座振替のお知らせ
振替日　12月06日
休日の場合は翌営業日となります。

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
11 06	入金（自動振替）				19505
10 28	レギュラー	0001	2897	1380	3998
11 01	レギュラー	0001	3213	1380	4434
11 08	レギュラー	0001	2743	1350	3703
11 12	レギュラー	0001	3009	1350	4062
11 20	レギュラー	0001	3024	1350	4082
				##合　計##	20279
				（内消費税）	（ 1843 ）
				（税率10%合計）	（ 20279 ）

＊：軽減税率対象

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

生活かけつけサービス無料

伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

23	[redacted]			
24	02-12-07	.ガス	*20,279	燃料費

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　維新の会）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目	案分率	
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	案分率	100%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。	

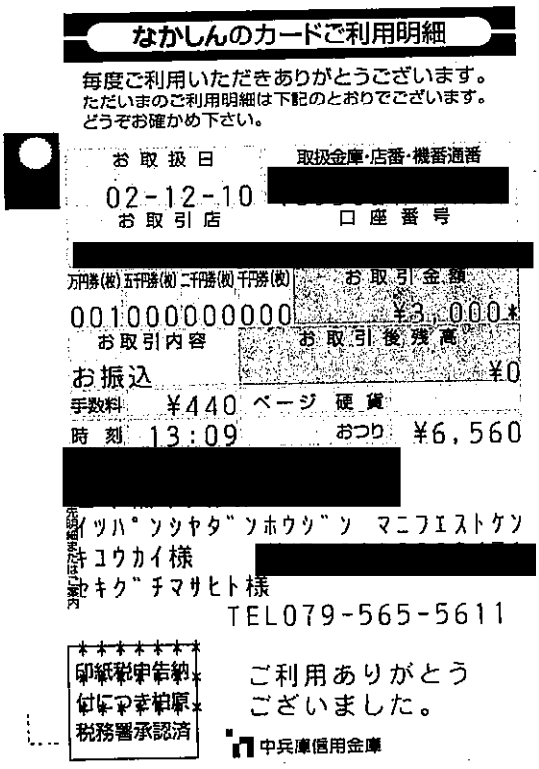

なかしんのカードご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
どうぞお確かめ下さい。

[redacted]

お取扱日　02-12-10
取扱金庫・店番・機番通番　[redacted]
お取引店　口座番号
[redacted]

万円券(枚) 五千円券(枚) 二千円券(枚) 千円券(枚)　お取引金額
0010000000000　¥3,000*
お取引内容　お取引後残高
お振込　¥0
手数料　¥440　ベージ　硬貨
時刻　13:09　おつり　¥6,560

[redacted]

ｲﾂﾊﾟﾝｼﾔﾀﾞﾝﾎｳｼﾞﾝ　ﾏﾆﾌｪｽﾄｹﾝ
ｷｺｳｶｲ様　[redacted]
ｷｸﾞﾁﾏｻﾋﾄ様
TEL079-565-5611

印紙税申告納付につき兵庫県税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

中兵庫信用金庫

関口正人様

２０２０年１２月７日
ローカル・マニフェスト推進連盟事務局
一般社団法人マニフェスト研究会

マニフェスト大賞冊子のお届けと年会費お支払のお願い

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、ローカル・マニフェスト推進連盟の活動にご参加くださいまして、誠にありがとうございます。

この度、第15回マニフェスト大賞の大会記念冊子が完成しましたので、会員の皆様にお届けいたします。

また、2020年度分の年会費をお支払いただきたく、本紙にて請求書を送付させていただきます。大変ご多用のところ恐れ入りますが、期日までに年会費のお支払をお願いします。

請求書

発行日：2020年12月7日

関口正人様
（前回記録：2019年4月22日）

ローカル・マニフェスト推進連盟事務局
一般社団法人マニフェスト研究会
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング5階
TEL：03-6214-1315　FAX：03-6214-1186

下記の通り、ご請求申し上げます。

合計（税込）　：　￥　３，０００

内容	金額(円)	備考
ローカル・マニフェスト推進連盟 年会費（2020年度分）	3,000	
合計	3,000	税込

お振込み先
[redacted]
一般社団法人マニフェスト研究会 お支払い期日：2021年1月31日

※誠に恐縮ですが、お振込手数料はご負担願います
※領収書が必要な場合は事務局（TEL：03-6214-1315）までご連絡ください

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口　正人

活動名	ローカル・マニフェスト推進連盟年会費
活動概要	○活動団体　一般社団法人マニフェスト研究会 ○住所　東京都中央区日本橋１－４－１　日本橋一丁目三井ビルディング5階 ○活動趣旨　連盟は 2005 年に発足以来、真の地方分権確立のため、二元代表制における地方議会、地方議員、地方自治体の活性化、議会改革を進め、その成果として議会基本条例を制定した地方議会は全国の半数を超えるほどとなった。また、政治・選挙改革として、曖昧な「公約」ではなく、議員として何をするか、そして、後日に評価可能な「約束」を選挙のさいに有権者と結ぶことで政治改革が進むと考えたため、ローカル・マニフェストの普及も努めてきた。その成果として、2019 年4月から地方議会議員選挙の選挙期間中にマニフェストビラの配布が法改正より可能となり、有権者が政策で判断できる選挙へと変わることが期待されている。さらに、日本最大の政策コンテスト、マニフェスト大賞を毎年開催し社会的に認知されたことにより、地方議会、地方自治体、市民の活動が地方から日本を変えていく大きな原動力となっている。今以上に地方から日本を変えていくには、地方議会、議員が中心となる活動から議会事務局との連携をより高めていくことや、自治体職員や市民による力をより高め、それぞれが連携していくことがさらに地方から日本を変えていく大きな力になると確信している。 ○活動内容　講演会の開催、勉強会の実施、地方議員同士の情報交換、議員間討議等 ★案分率：　内容は、全て政務活動にかかるものである。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
年会費	3,000	12-5	ローカル・マニフェスト推進連盟年会費
合　計	3,000		

備考	

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

6

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

[redacted]

14	2-12-17	(トヨタファイナンス)	自払	47,740

自動車リース代

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

7

新製品が安い
ケーズデンキ

お買上げ明細

2020年12月18日(金)　14時 5分

-<明細>----------
1 ●インクカートリッジ　・持帰
キヤノン
4960999678184 BCI-326+325/6MP　10%
1点　¥6,105
---
2 ●インクカートリッジ　・持帰
キヤノン
4960999669915 BCI-325PGBK　10%
1点　¥1,166

2点/合計　¥7,271
税率別内訳 /　課税対象額　10%　¥7,271
(内消費税額　¥661)

[0524149-052085763-2310003433339]

領 収 証

2020年12月18日(金)　14時 5分

関口正人　様

金額　¥7,271
(内消費税等　¥661)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>----------
現金　¥7,271
(内消費税等　¥661)

現金お預かり　¥10,271
お釣り　¥3,000

ケーズデンキ三田ウッディタウン店
電話番号　079-565-6611
販売担当者[redacted]

店コード　2200005241493
売上伝票番号 2310003433339

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
8		案分率	案分率	50%
			それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

2020年12月20日（日）

領収証
コーナン
新三田店 ☎079-565-9310

関口正人 様

領　収　証

￥4，796－

上記正に領収しました（消費税　　４３６円を含みます）
コーナン商事株式会社
〒５３２－０００４大阪府大阪市淀川区西宮原２丁目２番１７号
新三田店

※財布等で保管戴く際は印刷面を内側に折り保管をお願いします。
※領収証とお買上げ明細は切り離さずに保管をお願いします。
お買上明細だけでの返品交換はお受付できません。

担当者 [redacted]
0004-0678-3036

＊お買上明細＊

2020年12月20日（日）　No.0004
No213ナカムラ
4974214128675JAN
001420外キャリーケース　¥548
4974214128637JAN
001420外キャリーケース　¥548
4902850033480JAN
001410外マルアイ　カラー封筒　¥298
4548927006690JAN
001410外ＬＦＸ　感動ボールペ　¥698
4522831972234JAN
001420外ＬＦＸ　クリアホルダ　¥548
4901480363530JAN
001410外コクヨ　Ｃダイアリー　¥478
4901480363493JAN
001410外コクヨ　Ｃダイアリー　¥478
4548927060265JAN
001430外ＥＤＬＰ　セロハンテー
2コＸ単88　¥176
4901681504114JAN
001410外ハイマッキー
2コＸ単95　¥190
4901991090055JAN
001430外トンボ鉛筆ピットハイパ　¥398
小計　¥4,360
外税10（対象　4360）　¥436
合計　¥4,796
お買上げ商品の返品交換は
２週間以内にお願い致します。
（一部商品につきましては
対象外とさせて頂きます。）
お買上げ明細のみでの返品
交換はお受けできません。
◆は軽減税率(8%)適用商品です。

No.3036　12点買　11:19PM

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

9

案分率

案分率	50%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-12-26	[redacted]	ｶｰﾄﾞ送金
記号		番号
[redacted]		
取扱番号	お取引金額	
N030	*96,400	
[redacted]	残高	
	[redacted]	
[redacted]		

送金料金　　*440円
振込予定日 02-12-26

ｾｷｸﾞﾁ ﾏｻﾋﾄ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆ う ち ょ 銀 行

（添付様式９）

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

12月分	氏　　名	[redacted]

日	曜日	定時勤務				備考（時間外勤務等）		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火							
2	水	9:00	11:00		2:00			
3	木	9:00	11:00		2:00			
4	金	9:00	11:00		2:00			
5	土							
6	日							
7	月	9:00	10:00		1:00			
8	火	9:00	11:00		2:00			
9	水	9:00	11:00		2:00			
10	木	9:00	11:00		2:00			
11	金							
12	土							
13	日							
14	月							
15	火	9:00	11:00		2:00			
16	水	9:00	11:00		2:00			
17	木	9:00	11:00		2:00			
18	金							
19	土							
20	日							
21	月							
22	火	9:00	11:00		2:00			
23	水							
24	木							
25	金							
26	土							
27	日							
28	月	16:00	20:00		4:00			
29	火							
30	水							
31	木							
計					(A)　25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　関口正人

【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [　時間　分]×単価[　円] ＝		円(B)
①' 月額の場合	支給額 ＝	100,000	円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額 ＝	0	円(C)
③ 総支給額	(B)＋(C) ＝	100,000	円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [3,600円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）＝　96,400 円(E)

金　96,400　円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和2年12月 31日 氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(D)[100,000円]×案分率[50%]＝	50,000	円(F)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[　円]×案分率[　%]＝		円(G)
○ 政務活動費充当額の計	(F)＋(G) ＝	50,000	円

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和2年12月分）
（会派名　無所属クラブ）
（議員名　関口正人）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

10

案分率

案分率	100%

それ以外の案分

案分の説明

政務活動のため、案分率100%を適用した。

領収証

2020年12月分
けやき台３－５４－１

神戸新聞

No.　3-　35-0216-000

関口　正人 様

銘柄	部	金額
神戸新聞セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,037

お知らせ　領収日 2020年 12月 27日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,037(消費税　¥299)

神戸新聞北摂ＮＴ営業所
〒669-1524
三田市八景町１４８８－１
TEL: 079-562-6467　FAX: 079-562-6497

領 神戸新聞 収